

第1回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成31年3月15日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 宮澤 一 照
副 委 員 長 阿 部 幸 夫
委 員 横 尾 祐 子

委 員 佐 藤 栄 一
" 村 越 洋 一
" 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 10名

市 長 入 村 明
総 務 課 長 久保田 哲 夫
企 画 政 策 課 長 松 岡 由 三
財 務 課 長 平 井 智 子
市 民 税 務 課 長 小 嶋 和 善

教 育 長 川 上 晃
こども教育課長 平 出 武
生涯学習課長 山 本 毅
妙高高原支所次長 岩 銅 健 治
妙高支所長 内 田 正 美

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明
係 長 堀 川 誠

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

- 議案第 2 号 平成31年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項
- 議案第 7 号 平成31年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算
- 議案第 12 号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第10号)のうち当委員会所管事項
- 議案第 18 号 妙高市妙高高原メッセ条例等の一部を改正する条例議定について
- 議案第 19 号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第 20 号 指定管理者の指定について(矢代コミュニティスポーツセンター)
- 議案第 21 号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について
- 陳情第 2 号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要する陳情書

10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(宮澤一照) ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第2号の所管事項及び議案第7号の予算2件、議案第12号の所管事項の補正予算1件、議案第18号から議案第21号の条例改正4件の合計7件であります。

議案第12号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第12号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第12号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。補正予算書の13ページをお開きください。上段の2款4項2目県議会議員選挙費は、新潟県議会議員一般選挙の期日が4月30日の天皇陛下の退位、5月1日の新天皇陛下の即位を控えて、通例よりも1週間前倒しの4月7日に確定いたしました。そのため、期日前投票が3月30日から始まることになることに伴いまして、期日前投票所の投票管理者及び立会人の報酬の不足額並びに臨時職員の雇用に係る経費27万1000円を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。戻っていただきまして、11ページをごらんください。中段の16款3項1目3節選挙費委託金は、歳出で説明いたしました新潟県議会議員一般選挙の県委託金として同額の27万1000円を計上したものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課所管事項について説明いたします。

歳入ですが、10ページ、11ページをごらんください。20款繰越金は、平成29年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第12号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 妙高市妙高高原メッセ条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第18号 妙高市妙高高原メッセ条例等の一部を改正する条例議定についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第18号 妙高市妙高高原メッセ条例等の一部を改正する条例議定について、ほかの課の関係もごございますが、私のほうで一括して御説明をさせていただきたいと思っております。

本案は、第7次行政改革大綱実施計画に基づき、公共施設の使用料等について、施設利用者から利用に応じた適正な負担を求めることで、施設利用に係る受益と負担の公平性を図る観点から、使用料等を見直すものでございます。

見直しの考え方でございますが、主に施設ごとに維持管理及び運営上で必要となる費用、コストを算出いたしまして、その管理運営に係るコストに見合った使用料等を利用者から御負担いただくことを基本としております。ただし、利用者負担の急激な増加に配慮し、見直しの結果、現行使用料より増額となる場合の上げ幅は、原則として現行使用料の25%以内を限度といたしました。また、近隣市等に競合する同種の施設がある社会体育施設などの使用料につきましては、コスト計算にそぐわないことから、他の施設の使用料とのバランスや近隣自治体などの使用料額を考慮し、見直しを行いました。今回条例改正の対象となる施設は、当委員会分は7条例7施設となっております。

なお、条例の施行につきましては、平成31年4月1日を施行日といたしまして、改正後の使用料につきましては、使用料の改正の周知及び申し込み期間に配慮し、6月1日以降の施設利用分から適用したいものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第18号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほど説明いただきましたけれども、全体では15施設の値上げの対象だということでありまして。本所管に関しては、7施設ですかね、ということで全体の総額で1030万円というふうな答弁いただいております。当所管では、高原メッセ等の文教施設というふうになるわけですが、私これ市民の周知について伺いたいんですが、これどのような形で利用者に納得する説明をされていくのかについて伺いたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 6月1日からの適用になりますので、市報の5月号ですとか、ほかにもホームページですとか、私どものほうで使える媒体を使って周知をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 簡単に言うと、なかなかそれでは利用者の方はいきなりのこの値上げというか、値上げ幅もそんな少額じゃないですよ、結構な大きい値上げだと思います。こういったものをですね、やはり問題なく受け入れていただくってなかなか難しいことじゃないかなと私想像します。値上げを喜ぶ方はいらっしゃるわけで、いろんな観点からですね、徹底したわかりやすい周知をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 施設を利用される方は、ある程度決まっているという状況もありますので、各施設の受付に大きく張り出す等わかりやすいように周知をしてみたいというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 定期的に値上げがされる、見直しがされると、見直しは常に値上げという位置づけでいるわけですね。おおむね25%以内ということでもって今説明のあったところなんですが、極端に上がっているところも

あるんですね。利用者については、上げましたと言えば仕方ないという、払わざるを得ないという形になるわけなんですけども、特にね、大幅に上がっているこの中身ちょっとわからないんで、それを先にお聞きしたいんですけども、コミセンのリハビリ室の関係ですね、これが70円が330円になっているんですよ。この実態というのはどうということなのか、まずお聞きをしたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 総合コミュニティセンターのリハビリ室の関係ですが、この部屋はですね、これまで社会福祉法人のほっと妙高さんが作業所として占用されていたということで、これまでの見直しでは対象外としてきたということです。それが一昨年の4月にほっと妙高さんが退去して、今度貸し館できるようになったということで、今回他の施設と同様に形で見直しを行ったと。今まで見直しをしてこなかった分今回ちょっと急激に上がるような形になりますが、過去からの上昇率としては同じ幅で上げるとこの価格になるということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 部屋はリハビリ室となっていますけども、このリハビリ室という意味合いは、ほっと妙高が使っていたからこうなっているのでしょうか、あるいは内容の関係でもってこういう名称になっているのでしょうか、どちらですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 部屋の名称につきましては、施設設置当時からこういった名称で使用されていたということです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それはそれでわかった。だけど、リハビリ室と言っているんだから、言っているのであれば中身どんなのができるんですか、この部屋の中で。リハビリ関係をやるという、こういうことなんですか、この部屋そのものは。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 部屋自体はですね、何か特殊なしつらえがしてあるということではありませんけども、現状はですね、普通の会議室に流しのような設備が少ししてある、そういった程度の部屋でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） リハビリという意味合いとは、全然違うということなんですね。そういうのであればね、いわゆる占用使用が通常使用というか、一般使用という形になったという、こういう意味合いであるとすればですよ、そういう意味合いでいて、特段リハビリにこだわって指定されているものでないとするれば、この際にこの部屋の名称を変えるということも考える必要があるんじゃないかと思うんですよ。そうでなかったら、この値上げ幅そのものの意味合いというかね、認識がなかなかできないということだと思うんですけど、その辺の考え方はいかがなんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） この名称につきましては、この施設自体が防衛省の補助事業を導入しているというように絡みもあって、こういった名称ということになっているという部分もあります。ですので、今後ですね、また見直しをする際には、名称についても検討してまいりたいと思いますが、今回はこういった形で従前どおりの名称でいかせてもらいたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 通常使用というか、一般使用という形でもって出して行って、これだけの値上げをやっている

て、それで今後は検討しますという話じゃなくてね、いわゆる使用目的の中身変わったという、今こそやる価値と
いいますか、必要があると思うんですよ。通常の値上げ幅と違って、そこに戻すというのであれば、これもセット
でもってそういう考えになることによってね、利用者の理解を得ることができるんじゃないかというふうに私は判
断するんですけどね、一旦これでもって通常使用になっていて途中でもって見直しますという、その時点でもっ
て何でそうなるのという話になってくると思うんでね、やるとすれば今だろうというふうに私思うんですけども、
全然そういう認識なしでもって、ただ中身というか、占用使用が一般使用に変わった、それだけだという言い方で
いっていると、ちょっとそぐわないと思うんだけども、そういう考え方、検討というのは一切なしでもって、ただ
値上げ幅の調整だけをやっていたという、こういうことになるんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 先ほど申し上げましたけども、この施設設置当時から補助事業等の絡みもありまして、
こういった名称で施設が設けられておりまして、途中からほっと妙高さんのほうがどうしても作業スペースが確保
できないということで、こちらを占用いただいて活動していただいたと、それが退去されて、また一般に開放でき
るようになったということで、今回は料金改正の対象とさせてもらったということで、特に名称変更というような
ことは検討はしておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 単純に一律にといいますかね、見直しを図った関係で使用目的変わったから上げるんだとい
う、そういうことなんだろうと思うんですけども、それから防衛省予算でもってやったからということでもって、
このリハビリ室というのがどうしてもこれでなきゃならんという、そういう位置づけじゃなかったというふうに思
うんですよ。その辺のところもほかの名称を入れながら使ってもらおうというこれが必要だと思うんですけど、あ
わせてですね、楽屋Aなんですけども、何でこれだけこんなに上がるのかなというのがあるんですけども、33%の
値上げなんですよね。これも何でここだけこんなに差がつくのがあるんだけども、額としてはほかと一緒になんです
けども、ここのはどういう位置づけなんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 文化ホールの楽屋Aということだと思うんですが、楽屋Aにつきましては、現行90円が
110円ということですので、22%ではないかと思うんです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 俺の計算間違いかね。あわせてそのところで、楽屋Cがね、ほかA、Bが110円でもって、
前は90みんな一緒に、改正によると楽屋Cは100円でおさまっている。この差はどういうことなんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 先ほど最初に総務課長のほうで説明したとおり、基本的な考え方として、施設全体に要
している維持管理コストをその部屋の面積案分で算出しているということで、楽屋Aよりも楽屋Cが小さいもんで
すから、そういう計算でいくと今回上げ幅が10円少なくなるということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それからですね、これちょっと認識不足で申しわけないんですが、青少年学習施設というの
は、これどこなんだろうかね、ちょっとそれだけ先に教えていただきたい。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） わくわくランドのことでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 条例だからそういう形になってくるんだろうけれども、ちょっと認識不足で申しわけありません。括弧書きでちょっと入れておいてもらったらありがたかったなと思うんですけども、あと妙高原スポーツ公園の関係ですけども、中学生以下高校生以上という形で、これも以前もこのところはお聞きをした記憶があるんですけども、中学生以下が70円が100円、それから高校生以上が150円が200円、この高校生の位置づけについても、一般と差をつけるべきじゃないかという議論をした経緯があるんですけども、そのときには検討云々とかというのをちょこっと触れたような気がするんですけども、この辺の考え方はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） いわゆる子供料金と大人料金という区分の考え方ですが、こちらも以前はですね、施設によって高校生で区切っていたり、中学生で区切っていたりということもありましたが、前回の見直しの際に周辺の自治体の状況等も調べた中で、中学生以下と高校生以上という区分に統一をさせていただいたということがございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一般的にはね、社会に出ると、いろんな料金そのものが高校生以上という形でもって、中学生以下と高校生以上とすとんと切り分けしているんですけどもね、こういうスポーツ関係でいったときにね、私は一般となぜという、こういう話するかというと、一般はそれでも働いて収入を得ている立場の中でもってやっているよ。ただ、高校生は保護者の負担でという形になってくるわけで、そういう観点で見たときに、中学生も高校生も別段そんなに差をつける必要ないんじゃないかというような観点でいるんですけども、そういう本人の位置づけといいますか、そういう観点で検討してはどうかということも提起したんですけども、一切それは視野に入れないと、一般社会の中での大人、子供の区別の範疇だという、こういう考え方になるんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） いろいろ御意見はあると思いますけども、私どもとしては、その区分の考え方は今御説明させていただいたとおりということがございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どういう考え方であっても、こちらでもってこれだけで言えば、従わざるを得ないというのがね、利用者の立場なんですよ。そういったときに、以前この議論をしたときにね、市内、市外という話も若干出たような気もするんですけどね、やっぱりアスリートの育成とかね、あるいは子供をちゃんとそういう立場で育てるとかね、いったときには、もう一步踏み込みすべきじゃないかというのが私の考えですけども、今後一切そういうのは視野に入れないでこのままいくという、そういう考えでよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今後につきましては、また他の自治体等の状況も踏まえて、どういう方法が一番いいのかというのは、検討してまいりたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど総務課長のほうから適正な負担を市民に求めていくということで、維持管理コストに見合った金額でということで、今回25%の値上げということになっていますが、急激な値上げをしないでということなんですけど、実際問題前回の改正から今回までたしか3年ですかね、たっていると思うんですが、25%もいろんな経費上がったのか、それとも少しずつそれに近づけようとしているのか、その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどお話ししましたように、3年を目安に見直しをさせていただいております。その際には、急激な引き上げにならないようにということで、25%にアップ・リミットをつけさせていただいております。ですから、経費が上がらなくても、過去もコストに満たない25%でとどまっていたところは、今回も上がるという格好になります。ただ、全体見てみますと、大きな例えばふれあい会館のふれあいホールですとかも25%限度まだ適用になっておるんですが、コストとの差は100円まで縮まってきております。ですから、これから本当のコストが上がれば別ですけども、上げ幅というのは低くなっていくんじゃないかなというふうに感じております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、今村越委員のほうから周知の問題も出たところなんですけど、基本的にこれ一般市民が借りる施設としては、2カ月前ですよ、申し込みは施設の。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私が言うあれかどうかかわからないですけど、文化ホールですとか、コミセン、勤研等のそういう施設については60日、それから体育施設については120日、くびき野情報館については1年、くびき野情報館はここはちょっと委員会は違いますけど、施設によって若干違いはあります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 正直言って、これ総文の所管は文化系と体育系のところなんですけど、各文化団体等を見ますと、事業計画2カ月前に貸し館を借りに行ったら、埋まっていたという事態も結構あるはずなんです。大体いろんな団体というのは、1年前に事業計画を立てて、それでやっという流れが多いと思うんですよ。先回も私も多少その面では考慮してもらって早目に会場の仮予約をできる形をしっかりとってほしいということはお願ひしてきたと思うんですが、その辺の今の状況はどんなものでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） いわゆる予約の期間ということでしょうかね。それについては、今回特に改正をする予定にはなっておりません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 改正する予定になっていないというのは、もちろん2カ月前の予約ということになるんですが、民間団体は早目に会場を確保しないと、いろんなものが動けないという要望も私のほうにも来ております。そういう中で、多少なりそんたくするとか、そういったことじゃないんですが、会場の貸し館の形を何とか工夫することは考えていないのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 文化団体の皆さんですとか、スポーツ団体の皆さんがいろんな大会ですとか、催し物ですとかを誘致してきたり、あるいは開催したりということで、その内容によってはですね、ちょっと御相談に応じて、いわゆる市民のスポーツ振興ですとか、文化振興、そういったものにつながる催しであれば、教育委員会のほうで施設をある程度押さえてですね、指定管理者と調整する中でスムーズにそういう催し物が開いていただけるような調整はしております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ぜひとも市民が使いやすいように、その辺は考えていただきたいと思いますが、もう一点、今度総務課長にお聞きしたいんですが、こういった施設非常に市でも活用されている、利用されていることが多いと思うんですよ。その場合、市のほうでは意外とこの予算通ればばっばと会場の確保をしている流れなんですけど、非常に多いのは、例えば文化ホールなら文化ホール丸ごと全部押さえちゃうという形が非常に私見していると多いと

思うんですよ。文化団体なり、ほかの団体が練習室Bだけを借りたいと思うのに全部押さえているとか、そういった押さえ方をされていて、結局ぎりぎりになってその部屋を使わないで、ほかの団体も使えなかったという形になっているんですよ。その辺総務課長のほうから各所管以外でもいろんな団体がこういった施設を利用するんですが、市で押さえる場合の工夫を少ししていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃることはごもっともでございます。私も例えばこの庁舎の会議室なんですけども、時間帯も会議は2時間なんだけど、半日押さえると、公共施設のほうもそういうケースはあるというふうに私も認識しています。おっしゃるとおり市民の皆さんから使っていただけるのに使えない状況にするというのは、我々行政として非常にまずいと思いますので、私のほうから改めて各課所管に対して通知をさせていただきたいと思えます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ぜひともそれをお願いしたいと思えます。先回も申し上げたんですけども、やっぱり市長が経営感覚を持った行政運営という中では、私はこういった施設、行政が持っているとともに、指定管理者になっているわけなんですので、こういった流れになってきた中では、行政のほうも会場費を計上して、そして経営感覚的なコスト感覚を持ってやっていくことのほうが私は利用としてはいいのではないかなど。先回もお願いしたんですが、検討課題のままで終わっているんですが、その辺の考え方もしあったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 会場費を予算に計上して、その中で必要な部屋だけを予約していくという考え方でございますが、今回につきましては、そういった予算は計上してございませんが、今後の課題として各課と協議してまいりたいと思えます。ただ、実際借りたときにその経費というのが発生しますので、借りていた期間まで払うかということ、そういうシステムには今のところどの団体もなっていませんので、どの程度実効性があるかということもございまして、あわせて考える必要があると思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 以前伊勢崎市がそういった形で運営しているというのを聞いたことがあるんです。その辺また時間のかかる話かもしれませんが、検討していただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今いろいろと議論のあったところですけども、そもそもこういう施設そのものは、市民サービスの最たるものであって、その目的を達成するためにどれだけ行政がかかわって支援するかという観点でいくわけで、ただ使用料をいただくというのは、やっぱり使っている人、そうでない人という形の中でね、位置づけをしているということになるんですけども、いずれにしても、市民へのサービスでもってその目的を達成するためにどれだけ支援するかというこの根本的な問題の中でやるわけですから、当然のことながら市のほうの負担がふえてくるという形ではあると思うんですけど、そういう中でもって余りにもこういう社会情勢の中でね、あれもこれもということでもって値上がりしてきて、ことしは10月にまた消費税の値上げもあるというこんなときにね、やっぱり

もっと抑えるべきだと。やっぱり市民の立場を考えたときに、行政の立場は行政の立場としてあるかもしれないけども、ただけども、やっぱり市民のスポーツの推進であったり、健康の増進であったりというような観点の中では、もっと抑えるべきだと、ちょっと今回の上げ幅はひど過ぎるというふうな認識でありまして、賛成はできないということでもって表明しておきます。

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

議案第18号 妙高市妙高高原メッセ条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（宮澤一照） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第19号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第19号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、長時間労働の是正等を図るため、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されましたことに伴い、国家公務員について超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられました。そのため、地方公務員法における均衡の原則により、国家公務員に準じた取り扱いが地方公務員に対して求められること、また市職員の働き方改革を推進するため、条例を改正するものでございます。

具体的な時間外勤務命令時間の上限などにつきましては、平成31年4月1日から適用の予定でございますが、国家公務員に準じて規則で定めることとなりますが、時間外勤務命令ができる上限は、原則1カ月45時間、1年間に360時間の範囲内とします。業務の量が時期やほかから影響を受ける、国では他律的な業務というふうに言われておりますが、そのような業務につきましては、1カ月100時間、1年間720時間と規則で定める予定をしております。さらに、大規模災害等への対応が必要な場合などにつきましては、上限の規定は適用しないこととする予定でございます。

なお、先ほど申し上げました他律的な業務の具体的な内容につきましては、新潟県におきましても、他の自治体の情報収集を行って検討中ということでございます。当市におきましても、県や他市の状況を見ながら検討いたしまして、職員へ通知してまいりたいというふうに考えております。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第19号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 内容に異論あるわけじゃないんですけども、常に議会等でも、あるいは職場内でも話題になる時間は時間としながら、こういうことをやるという観点の中で、やっぱりメンタル対応はきちんと視野に入れるというか、対応していくというか、この観点だけをお願いしておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第20号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第20号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付け利率について、3%以内で市町村の条例で定めることとされたことから、貸し付け利率をこれまでの3%から無利子にすることと、それから償還方法に月賦償還を加えるなどの改正を行いたいものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第20号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっとお聞きしておきたいんですけども、中身的にはまあまあといいですか、いいんですが、災害援護資金の活用について、当市では実態的にはどのような経緯といいですか、内容があったか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 近年私の知る限りでは、活用された例は確認しておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 災害援護の関係でいますんでね、ここでは保証人というのをきちんと位置づけるとあるんですけども、公的な保証協会でしたか、協会絡みの保証というのは一般的にあるんですけども、それはここでは対応は除外だと、こういう位置づけなんでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） そういう取り扱いは想定していないというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） ご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第21号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第21号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、新井北小学校区放課後児童クラブ及び妙高小学校区放課後児童クラブの移転に伴い、所在地が変更となることから、条例を改正するものであります。具体的な移転場所ですけれども、新井北小学校区放課後児童クラブにつきましては、現在新井北小学校に近接している和田地区コミュニティセンター内で開設しておりますが、利用者の増加に伴い、旧和田保育園の改修工事の完了にあわせて、年度内に移転する予定になっております。

また、妙高小学校区放課後児童クラブにつきましては、関山コミュニティセンター内で開設していましたが、昨年10月下旬により環境の整った妙高小学校内に移転しております。両施設につきましては、利用者が当該小学校の登録児童に限定されており、対外的な影響は少ないことから、新井北小学校区放課後児童クラブの改修に伴う移転と時期をあわせて条例を改正するものであります。

以上、議案第21号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第21号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成31年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第2号 平成31年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第2号 平成31年度新潟県妙高市一般会計予算のうち総務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。予算書の25ページをお開きいただきたいと思います。中段の10款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、陸上自衛隊関山演習場施設の固定資産税相当分が国から交付されるものでございます。

少し飛びまして、45ページをお開きください。下段の17款1項4目1節のうち事務移譲交付金は、県から移譲を受けた各種事務の処理件数などに応じて交付されるものでございます。

53ページをお開きください。中段の17款2項6目2節電源立地地域対策交付金は、水力発電所がある市町村に対し、県を通じて交付されるもので、消火栓や消防車両の整備などの消防施設整備事業に充当しております。

55ページをごらんください。上段の17款3項1目3節選挙委託金は、4月に予定されております新潟県議会議員一般選挙に係る事務及び7月に予定されております参議院議員通常選挙に係る事務に対する県からの委託金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。77ページをお開きください。下段の2款1項1目職員能力開発事業では、妙高市の将来を見据え、愛着を持って地域とともに行動できる職員やみずから学び、向上する意識の高い職員を育成するため、職員の専門性や管理職員のマネジメント力の向上を図る各種機関等を活用した研修受講を推進するとともに、新たな視点や新分野での政策形成を目指し、新分野開拓研修の活用を積極的に進めてまいります。

79ページをごらんください。下段から81ページまでの情報化推進事業では、基幹系のシステムの安定的な運用を図るとともに、業務改革、改善のツールとして有効なRPAによる定型的な業務の自動化を検証し、導入による効率化を図るとともに、業務プロセスの見直しによる生産性の向上を図ってまいります。

少し飛びまして、87ページをお開きください。中段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業では、市民が生活に必要な行政情報をいつでも取得できるよう、さまざまな媒体を効果的に活用した情報発信に取り組みますとともに、市のホームページをより利用しやすくリニューアルいたします。また、多くの市民の皆さんの意見や提言を施策に反映するため、情報の双方向性を高め、Mレポや市長への手紙を通じてまちづくりに参画していただく機会を提供してまいります。

飛びまして、105ページをお開きください。中段の2款1項13目妙高出会いサポート事業では、独身者のニーズに合わせた多彩な出合いの機会を提供するとともに、身近な地域や職場が結婚に向けた働きかけや出合いの仲介を行うボランティア活動を通じて、地域ぐるみで結婚を支援してまいります。

下段からの2款1項14目地域のこし協力隊活動推進事業につきましては、これまで協働型地域コミュニティ創出事業の中の一事業として取り組んでまいりましたが、組み替えを行いまして、協力隊事業として内容を明確にしたものでございます。

107ページをお開きください。中段からの地域づくり応援事業につきましては、協働型地域コミュニティ創出事業、それから地域づくり活動団体支援事業、いきいき市民活動推進事業を組み替えたものでございます。事業内容とい

たしましては、市民活動支援センターを新たに地域づくり協働センターとして見直し、地域づくり活動に関する相談、支援体制の強化を図ってまいります。また、地域づくり協議会に対する地域づくり活動総合交付金の支援項目を拡充し、地域においてより地域づくり活動が展開できるよう支援を行います。

少し飛びまして、121ページをお開きください。127ページまで続きます2款4項の選挙費では、1目で選挙管理委員会に係る経費のほか、2目で7月に予定されております参議院議員通常選挙、3目では4月の新潟県議会議員一般選挙、4目では7月の市議会議員一般選挙の経費を計上いたしました。

大きく飛びまして、259ページをお開きください。下段の9款1項1目常備消防費では、上越地域消防事務組合の運営費に加え、消防救助活動の拠点となる消防本部、上越北消防署の整備に係る分担金等を計上いたしました。

263ページをごらんください。中段の9款1項2目コミュニティ防災組織育成推進事業では、自主防災組織が災害時に必要な活動ができるよう、地域が整備する防災資機材や防災士資格取得費用に対する支援、防災士、防災リーダーを対象とした研修会を実施してまいります。

265ページをごらんください。上段の9款1項3目消防施設整備事業では、消防車両や小型動力ポンプの更新、消火栓の新設改良を行うなど、消防団の装備の充実と消防水利の整備を図ってまいります。

267ページをお開きください。下段の9款1項4目無線デジタル化事業でございますが、平成29年度から進めております防災行政無線のデジタル化への更新を行うものでございます。

以上で総務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書の58、59ページをごらんください。一番下の20款1項7目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金は、スポーツやコミュニティ振興に関する施設の管理運営事業に充当するため繰り入れるものでございます。

続きまして、64、65ページをごらんください。22款5項3目1節雑入の中段企画政策課のうち、県市町村振興協会市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が配分されるものでございます。その下の県市町村振興協会基金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資とする基金交付金が交付されるものでございます。

続きまして、70、71ページをごらんください。下段の23款1項1目1節企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、並行在来線への投資・支援スキームに基づき平成30年度にえちごトキめき鉄道が納付した固定資産税と都市計画税に相当する金額及び平成30年度において、交付税措置相当額から起債によって生じた利息を控除した額の合計額を限度として、同社へ補助金として支出するに当たり、その財源として市債を活用するものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。84、85ページをごらんください。2款1項1目一般管理費の上段秘書用務は、主に市長などの旅費や交際費でございます。

続きまして、92、93ページをごらんください。6目企画費の一番下から94、95ページにかけての総合計画等評価策定事業は、社会情勢や行政課題、市民ニーズに的確に対応したまちづくりを進めるため、総合計画審議会での審議や地域力創造アドバイザーの招聘、市民公開説明会などを行い、第3次総合計画を策定するものでございます。その下の地方創生推進事業は、自立的で持続可能なまちを創造するため、地域力創造アドバイザーを招聘し、地域独自の魅力や価値を向上させるための指導、助言を受けるとともに、テレワークの推進や中心市街地の活性化など、新たな事業創出に向けた調査研究を進めるほか、わかもの会議を開催し、若者の斬新な意見をまちづくりに反映するものでございます。その下の男女共同参画推進事業は、引き続き男女共同参画や女性活躍を推進するため、これ

までの取り組みの評価や国・県の動向などを踏まえ、次期男女共同参画計画を策定するものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） それでは、財務課所管事項の主な項目について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書22、23ページをごらんください。上段2款地方譲与税は、地方揮発油税及び自動車重量税などの各譲与税で、法令に定める配分方法により、市町村に譲与されるものです。

そのうち4項森林環境譲与税は、市町村が実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、平成31年4月から税制改正において、新たに法制化されるものであり、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の譲与基準に基づき、国から配分されるものです。

その下の3款利子割交付金から25ページ、8款の自動車取得税交付金までの交付金については、いずれも都道府県税の一部についてそれぞれの交付基準に応じて市町村に交付されるものです。

続いて、その下9款環境性能割交付金は、消費税率引き上げによる自動車取得税の廃止により、自動車税に環境性能割が導入され、車両の取得額をもとに徴収される県税の一部が新たに市町村に交付されるものです。

1つ飛んで、中段の11款1項の地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う住民税の減収分の補填などのために交付されるものです。

その下12款地方交付税のうち普通交付税は、市町村合併による特例措置終了に伴う段階的削減などが見込まれる中、国の地方財政計画で交付税総額の確保が図られたことから、地方交付税全体として、前年度比約6600万円、1.1%の増額を見込みました。

少し飛びまして、59ページをお開きください。中段、19款1項3目妙高山麓ゆめ基金寄附金は、返礼品の見直しや拡大を図るとともに、継続してガバメントクラウドファンディングに取り組むなど、歳入確保に努めてまいります。

その下20款1項1目財政調整基金繰入金は、予算の財源調整のため6億4000万円を取り崩し、一般会計に繰り入れるものです。

その下の2目市債管理基金繰入金は、市債の繰上償還のため1億円を取り崩し、一般会計へ繰り入れるものです。

その3つ下の5目妙高山麓ゆめ基金繰入金は、4つのツーリズムに関する各種事業に充当するため、基金から繰り入れるものです。

次に、61ページをお開きください。上段の21款繰越金は、平成30年度からの繰越金です。

次に、71ページをお開きください。次ページ以降に続きます22款市債は、対象となる事業の財源確保のため、合併特例債や過疎対策事業債などを予定しているものです。

73ページをお開きください。下段8目臨時財政対策債は、国が地方交付税の財源不足に対処するため、地方自治体に地方債を発行させ、後年度にその元利償還金が地方交付税で措置されるものです。

次に、歳出について申し上げます。83ページをお開きください。上段2款1項1目入札制度検討事業は、検討委員会を開催するための経費です。

続いて、87ページをお開きください。上段の一般管理事業（財務課）については、入札に係るシステムの保守委託料、借り上げ料などを計上しております。

89ページをお開きください。上段の2款1項3目財政管理費につきましては、公会計によるバランスシートなど財務諸表を作成するための委託料、システムサーバーの使用料などを計上しております。

91ページをお開きください。下段の2款1項5目財産管理事業につきましては、遊休市有地の売り払いに伴う経

費などを計上しております。

少し飛びますが、111ページをお開きください。上段2款1項17目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金や利子の基金への積立金、寄附者への謝礼や送料などの事務経費です。

大きく飛びまして、329ページをお開きください。下段12款公債費の1目元金には、定時償還のほか繰上償還金1億円を含んでおります。

331ページ、中段2目利子は、市債の利子償還金であります。

以上で財務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書14ページをお開きください。市税収入総額は、前年度予算比1.4%増の45億1395万5000円を計上いたしました。個人市民税は、生産年齢人口の減少が見られるものの、給与所得の改善傾向が続いていることから、全体で対前年度比0.6%の増と見込みました。

次に、法人市民税につきましては、市内の主要企業などで業績の回復傾向が見られるものの、全体的には先行き不透明な業績見込みが多いことなどを勘案し、対前年度比1.5%減と見込み、市民税全体では対前年度比0.2%増で計上いたしました。

次に、下段から16ページにかけての固定資産税では、市内の主要企業での設備投資に伴う償却資産の増収が見込まれることや前年度の評価がえに伴う在来家屋の原価割合が見込みより小幅だったことなどから、地価の下落や企業振興条例による課税免除額の減少分を見込んで、全体では対前年度比2.2%の増で計上いたしました。

次に、下段から20ページの軽自動車税では、課税台数は減少傾向にあるものの、税率の高い経年車重課の適用を受ける車両が増加見込みであることや本年10月から自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に導入される環境性能割を見込み、対前年度比2.7%の増で計上いたしました。

次に、20ページ中段の市たばこ税は、引き続き健康志向などによる販売本数の減少を見込み、対前年度比1%の減で計上いたしました。

次に、入湯税は引き続き外国人スキー客等のインバウンド効果などに伴う税収が期待される一方、旅館の休廃業、経営不振による入湯客数の減少などが見込まれることなどから、対前年度比1.4%減で計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。105ページをお開きください。上段の行政窓口サービス向上事業では、市民が利用しやすい親切丁寧な窓口サービスを提供するとともに、多様な市民相談に適切に対応できるよう、引き続き市民総合相談室に消費生活相談員を配置し、市民生活の不安解消、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、人権啓発活動事業では、市民一人一人の人権意識を高め、差別のない明るい社会を実現するため、当市の指針となる第3次人権教育・啓発推進基本指針などを策定するとともに、人権講演会を初め、人権擁護委員などの人権関係団体と連携した人権教育啓発活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、117ページ下段から119ページの市税徴収確保対策事業では、新たに法人を対象とした電子納税の導入による納税環境の整備や早期催告による初期滞納の解消を図るとともに、新潟県地方税徴収機構と連携した積極的な滞納整理を進めてまいります。また、引き続き長期高額滞納案件に対する積極的な滞納整理を進め、年次的に滞納者数、滞納額の減少に努めてまいります。

最後に、121ページ、中段の住民票等コンビニ交付サービス事業では、市民の利便性の向上を図るために、本年2月1日から開始したコンビニエンスストアでの戸籍住民票、税などの証明書交付サービスの利用拡大を図るため、市民に対するPRやサービス利用時に必要なマイナンバーカードの取得手続の代行などの普及促進策を講じてまい

ります。

以上で市民税務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 続きまして、こども教育課所管事項の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。予算書の25ページをごらんください。中段の11款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金は、本年10月に実施が予定されております幼児教育無償化に伴う国からの負担金です。平成31年度につきましては、国で影響額の全額を負担するものであります。

次に、27ページをごらんください。上段の14款2項1目2節児童福祉費負担金のうち園運営費保護者負担金は、保育園、認定こども園に通っている児童の利用者負担金です。この負担金につきましては、さきに説明しました国の幼児教育無償化に伴い、本来の利用者負担金の額から無償化の影響額を差し引いた額を計上しております。

次に、少し飛びまして、47ページをごらんください。下段の17款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施する各種子育て支援事業に対する交付金です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。149ページをごらんください。上段の早期療育施設「ひばり園」運営事業では、発達や成長などに不安のある就学前の子供を対象に、発達の支援を行うとともに、保護者に適切な療育方法の指導や助言を行ってまいります。

次に、151ページをごらんください。下段の家庭児童相談・子どもの虐待防止事業では、保護者への相談支援により、育児などの不安感や負担の軽減を図るとともに、児童相談所、警察、こども園、保育園、学校など関係機関と連携を図り、虐待の早期発見と速やかな対応に努めてまいります。

次に、153ページをごらんください。上段のみんなで子育て応援事業では、保護者の多様な子育てニーズに対応し、子育て広場の開設や1歳児家庭訪問などのサービスを提供して、子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。その下の1つ飛んで、子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者支援専門員を配置し、不登校、ひきこもりなどにより、支援が必要な子供や若者の自立した社会生活の実現に向けた支援を行います。

155ページ、上段の認定こども園・保育園運営事業では、教育、保育環境の充実を図り、引き続き安全で安心な保育サービスの提供に努めます。また、10月から実施が予定されております国の幼児教育無償化と連動し、本市においても幼児教育の無償化を行います。

次に、159ページをごらんください。中段の統合園舎新設事業では、保育園・幼稚園整備構想に基づき、第三保育園、斐太南保育園、矢代保育園の統合整備に取り組むもので、平成31年度は基本設計、実施設計を行います。

次に、161ページをごらんください。上段の放課後児童クラブ事業では、引き続き全小学校区で児童クラブを開設します。その下の病児保育室運営事業では、従来行っておりました病後児保育に加えて、病気の児童を預かる病児保育を行います。なお、開設場所につきましては、けいなん総合病院の3階を改修し、必要なスペースを確保して行う予定です。改修後の本格実施に先立ちまして、6月より病児保育を試行的に現在の場所で実施する予定です。

続きまして、教育費を御説明します。大きく飛んで275ページをごらんください。上段のいじめ・不登校対策推進事業では、適応指導教室の開設やインターネットの危険性や安全な利用方法などを啓発するための講演会、いじめ防止などに向けて関係機関との連携促進などを目的としたいじめ防止連絡協議会を開催いたします。また、各学校との連携強化やいじめ、不登校などの課題解決を図るため、引き続き市単独でスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒、保護者、教職員への支援を行います。

下段から277ページにかけての学校給食運営食育推進事業では、市内の小・中学校5校で引き続き給食調理業務の民間委託を実施します。また、児童・生徒の健やかな身体の育ちの促進と保護者の経済的負担の軽減などを目的に、

市内の小中特別支援学校の給食費のうち、主食代について無償化を行います。

続きまして、283ページ中段の小学校給食室冷房設備設置事業では、給食室の環境改善を図るため、平成30年度に設計などの準備を進めてまいりました4校のうち、新井中央小学校の冷房設備設置工事を実施します。

次に、285ページをごらんください。上段のコミュニティ・スクール推進事業では、地域とともにある学校づくりに向けて、学校、保護者、地域の団体など関係者が連携して学校運営協議会を運営します。また、関係者による情報の共有化や取り組みの充実を目指し、当市で新潟県との共催による新潟県コミュニティ・スクール研修会を開催いたします。その下の基礎学力向上支援事業では、読み、書き、計算など基礎学力の定着に向けた教育補助員の配置や全小学校での放課後等学習支援の実施、家庭学習の習慣化に向けた家庭学習ノートの活用などに取り組みます。その下の1つ飛びまして、下段のフレンドスクール事業では、市内全ての小学6年生を対象に、長期宿泊体験活動を実施し、子供たちのコミュニケーション能力の伸長による人間関係形成力の育成、自然環境を活用した体験活動での社会性、たくましい精神力などの育成を目的に実施します。

287ページをごらんください。上段の特色ある教育活動支援事業では、地域の人材や特徴を生かし、子供たちの郷土に対する愛着や誇りを育成するとともに、小規模特認校の新井南小学校における学びの集大成として実施する海外宿泊体験学習のための費用を補助します。

次に、中学校費です。少し飛びまして、291ページをごらんください。中段の中学校給食室冷房設備設置事業では、新井中学校と妙高中学校の給食室の環境改善を図るため、30年度に設計、31年度に冷房設備設置工事を実施します。

次に、293ページをごらんください。上段のコミュニティ・スクール推進事業は、平成31年度より新たに新井中学校にコミュニティ・スクールが導入されます。その下、2つ飛んで下段の英語教育支援事業では、国際社会の中で活躍する人材の育成やインバウンドでの訪日外国人が市内にも増加していることから、ALTを現在の4名から5名にふやし、より実践的な英語教育に取り組むものであります。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 続きまして、生涯学習課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書の43ページをお開きください。上段の16款2項8目3節の社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業に対する国からの補助金であります。その下の民生安定施設助成事業補助金は、新井総合公園野球場改修工事に対する国からの補助金であります。

次に、53ページをお開きください。中段の17款2項7目4節の電源立地地域対策交付金は、上越火力発電所の立地に伴い、周辺自治体に配分される交付金で、アートステージ妙高推進事業に充当するものであります。

次に、69ページをお開きください。下段の22款5項3目1節雑入の生涯学習課分ではありますが、71ページの上から7行目、スポーツ振興くじ助成金は、池の平スポーツ広場防球フェンス設置工事に対する助成金であります。その2つ下の県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、健康保養地プログラムの実施に対する補助金であります。

続いて、歳出について申し上げます。301ページをお開きください。下段から303ページにかけての「妙高市民の心」推進事業では、市民が主体的に家族や地域のきずな、思いやりの心、助け合いの心を大切に行動できるよう、挨拶運動やクリーンアップ運動などオール妙高体制による取り組みを継続し、妙高市民の心のより一層の普及、定着を図ります。その下の生涯学習推進事業では、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」の充実を図るとともに、学びの成果を生かせる仕組みづくりを進め、市民が郷土への愛着や誇りを持ちながら、心豊かに生き生きと過ごすことのできる生涯学習社会を目指します。

次に、307ページをお開きください。中段のアートステージ妙高推進事業では、新潟県で初開催となる国民文化祭

・にいがた2019と連動し、岡田清和はり絵の世界展、妙高アートステージ音楽祭、オペラ「白狐」の再演など、妙高の特色ある芸術文化活動を発信することにより、交流人口の拡大を図ります。

次に、309ページ中段の関山神社周辺文化財総合調査・整備事業では、旧関山宝蔵院庭園の修復整備等を継続して進めるとともに、地域や文化財関係団体と連携しながら、関山神社周辺の魅力の発信と地元の受け入れ体制づくりに取り組みます。

次に、315ページをお開きください。中段の図書館整備事業では、本や資料など知識と情報が集積する生涯学習の拠点に加え、まちづくりや地域の活性化につながる交流拠点となるよう、立地適正化計画の検討状況を踏まえながら、引き続き図書館整備基本構想の策定を進めます。

次に、317ページをお開きください。下段から319ページにかけてのスポーツタウンづくり推進事業では、幅広い年代の皆さんがスポーツや運動に親しめるよう、地域スポーツクラブと連携した各種教室や50回目を迎えるコシヒカリマラソン大会の開催などをきっかけに、市民の運動習慣の定着を図ります。

次に、319ページ、下段のスポーツ等合宿の郷づくり事業では、引き続き観光商工団体と連携しながらPR活動を強化し、合宿誘致の維持拡大を目指すほか、スロベニア共和国の関係者との交渉を進め、東京オリンピックの事前キャンプ誘致の実現を目指します。

次に、321ページ、上段の健康保養地づくり推進事業では、地域資源を活用した健康保養地プログラムの普及による市民の皆さんの健康寿命の延伸を図るため、新たに虚弱高齢者向け教室を開催するほか、案内板などを整備し、健康保養地としての魅力を高めてまいります。その下の全国高等学校総合体育大会スキー大会開催事業では、関係団体と連携し、実施体制の整備を進め、当市で19年ぶりの開催となるインターハイスキー大会の成功を目指し、スキーのまち妙高の魅力を発信するとともに、スキー競技力の向上を図ります。

次に、325ページをお開きください。下段のスポーツ施設整備事業では、新井総合公園野球場の改修工事を平成31年度、32年度の2カ年にわたって実施するほか、池の平スポーツ広場の防球フェンス設置など、利用者が安全に快適にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

最後に、大きく戻りまして、7ページをお開きください。第2表、継続費です。今ほど御説明申し上げましたスポーツ施設整備事業の新井総合公園野球場改修工事につきましては、防衛省との調整により平成31、32年度の2カ年にわたる改修工事となることから、継続費を設定させていただきたいものであります。総額は、施設整備工事費として8800万円を見込んでおり、そのうち平成31年度分は1760万円となっております。

以上で生涯学習課所管の説明を終わります。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 議案第2号に対する質疑の前に、質疑の進め方について説明いたします。

歳出の審査については、初めに平成31年度予算主要事業の概要に記載されている事業の質疑を行い、次にそのほかの事業の質疑を行います。項単位の質疑を行うことといたします。また、歳入については、歳出の事業に関連して質疑を行うか、歳出事業の質疑を全て行った後歳入の質疑を行うことといたします。

これより議案第2号に対する歳出の質疑を行います。

2款1項総務管理費、職員能力開発事業に対する質疑を行います。端的に答弁していただきたいと思ひますし、非常に数が多いと思ひますので、質疑、それから質疑する方も持論を余り言わないようにして質疑をするようにしてやってください。答弁のほうも非常に端的に意味あるようにやっていただきたいと思ひますので、くれぐれもよろしく願ひいたします。

それでは、村越委員。

○村越委員（村越洋一） あわせてお願いしたいんですけども、職員能力開発事業の質疑で、委員長済みません、行革のほうと一緒に続けて関連があるのでお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 行政改革推進事業ですね、どうぞ。

○村越委員（村越洋一） じゃ、続けてお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 所管のほうはよろしいですか、それで。

じゃ、お願いします。

○村越委員（村越洋一） まず、人事評価制度について伺いたいと思います。

定員適正化計画あるいは業務の自動化、効率化、こういったものが進められています。こうした状況でですね、職員を人事評価によってどのようにマネジメントしていくかということの対応について伺いたいと思います。人事評価についてはですね、総括の質疑で渡辺議員やそれから樗沢議員さんからも質疑がありました。総務課長答弁の中でですね、平成28年4月地方公務員法改正で、全ての自治体に人事評価を義務づけられたと。それによって、妙高市でも翌年からなると思うんですが、評価表のつくり方を見直しして、職員がそれぞれ自分で目標を立てて、それについて自己評価をするようにしたというふうな答弁がありました。この職員がした自己評価を見て、その次にですね、課長補佐が1次評価、そして課長が2次評価をするというふうな段取りになっているということであり、また、そこでですね、同じく答弁で評価する人の評価の仕方、これも大事であるということであるから、その研修も行っているというふうな答弁がありました。非常にシステムができていながらというふうな思うんですけども、自分で目標を立てて自己評価をして、それをまた上司が評価する、こういった流れについてお聞きしたいんですけども、職員がですね、自分の目標、これをどうやって立てているのか、目標はどのようにして見つけているのか、これについてまず伺いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） まず、年度当初にですね、自分が担当する業務につきまして、課題や改善点などを自分で考えます。まず、係内で共有します。その次に課内で確認をします。それらを解決するために何をしていくべきかかというのが基本的な業務目標になります。そのプロセスにおいて、職員一人一人が自分の担当する業務に対して、業務改善計画書、何をいつまでに、どのようにするのかという、後で面接シートにもなるような様式などでございますが、それを作成しまして、業務を1年間というふうに進めていくのかというスケジュールの計画、それから課題改善に向けてどうしていくのか、1年間の計画を立てるためにその中で目標を設定し、それを係内、課内で確認をしているという状況です。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） いずれにしても、主体的に進めているということかなというふうに思います。

課長ですけども、さまざまな課の様子全体ごらんになっていて、職員全員がですね、きちんと自己の目標を立てられているごらんになっているか、もし立てられていないとしたら、そういった職員にはどんな指導をされているのかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今ほど申し上げましたように、基本的には全職員が業務改善計画書を作成する中で、目標をつくっております。ただ、基準面接というのを5月ころ職務基準面接を行うんですが、その際に面接シートとして活用します。そこで、立てた目標がですね、その職員の担当業務に対して果たして適切なのかどうかということも確認をさせていただいて、アドバイスをしたり、指導をしたりして方向性を合わせているという方向でござい

ます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 確かにですね、やられていることはちゃんと手順を踏んでやっていると思うんですけども、私ですね、恐らくいろんな職員がいらっしやいますから、非常に個人差があるんじゃないかなというふうに思っています。ちゃんと自分でですね、自己改革をしながら計画を立てられる者もいれば、なかなか目標というか、上手に見つけられないで、どうしたらいいかと、こういうふうに悩んでいるとか、なかなか進まないとか、そういった差は恐らく私は大きくあるんじゃないかなというふうに思います。それですね、これは総括のときの渡辺議員、この話されていたと思うんですけども、人事評価については、富士通がですね、成果主義による人事評価制度、これを行ったというふうなお話しされていたと思います。それはもう既にやめたということですよ。同じ富士通総研ですね、今こんな自治体経営を推奨しているのでもっと紹介したいというふうに思うんですけども、まずですね、自治体の職員の減少、今現在についてこのような形というふうに言っています。管理職の弱年化、それから女性管理職の増加、それから臨時職員の活用、こういった形で、要するに働く人も働き方も多様化していて、評価の仕方も今後はさらに厳しく、難しくなってくるというふうなことです。そこでですね、会計年度任用職員のこういった制度も進められているわけですけども、同時にですね、目標の立て方、それから自己評価の仕方、こういったものについても本人に任せっきりでなくてですね、きちんとした基準表、これは職の基準表というふうに呼ぶんだそうですけども、こうしたものに基づいた能力アップの道しるべみたいなもの、これはキャリアパスというふうに呼ばれているそうです。こういったものによってですね、それぞれの立場で自分の目標は立てやすく、またどういった基準で評価されているかと、こういったことがですね、見える化でき、さまざまなメリットがあるというふうなことであります。これからですね、職員の働き方が変わってくる中で、今後こうした評価システム、具体的にはキャリアパス、こういったものを求められるようになってくるというふうに考えますけれども、所感を伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） キャリアパスということでございますが、一般的にキャリアパスと言われているのは、ある職位ですとか、職務に就任するために必要な業務経験や異動のルート、どの仕事をどのくらい担当し、どの程度のレベルに達すればどのポストにつけるかというキャリアアップの道筋ですとか、基準、条件を明らかにしたものであるというふうに理解しております。私どもの人材育成基本方針という方針をつくりまして、目指すべき職員像として、市民生活の幸福を目指して、決して諦めずごまかさず、市民の役に立つ仕事を最大限の力を発揮して取り組む職員というふうに掲げております。それと、同時にその基本方針の中で、課長、課長補佐級、副参事、係長級、主査級、一般職員級の各層ごとに求められます基本的な役割と必要とされる能力を定めております。それが一つの目標になりますし、評価をする際の項目にも基本的にはなっております。ですから、そのキャリアパスというのは、民間ではある程度認知されているものなのだろうなというふうには考えておるんですけど、当妙高市ではその設定をするのはなじまないんじゃないかなというふうには考えておりますし、私ども事務職員で入ってきて、3年から5年で異動して、いろんな職場を経験しながら業務実績ですとか、能力ですとかを上げていながら、それらを総合的に判断して上位の級に昇任、昇格していくという仕組みでやっておりますので、そこら辺で御理解を賜りたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどですね、人材育成基本方針ですかね、御説明いただきました。私は、企業が中心になってやられているような、そういったキャリアパスのやり方、それは自己改革につながるものであって、やはり自

分で見れば評価がどのようにされたかということを確認するためにも必要なことじゃないかな、またそういったことも自治体運営の中に必要だというふうにされてきておりますので、今後ぜひとも研究課題として進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

そうしたら、次、関連があるので行革のほうに行きたいと思うんですけども、第7次行革大綱のですね、職員能力を最大限に生かす人材育成、これの対応についてどうかということについて伺いたいと思います。第7次行革の基本理念は、市民と行政との協働による持続可能な自治体運営の推進というふうにあります。そこで伺いたいんですが、妙高市役所はどんな分野にも対応できるゼネラリストの養成、それからある分野に特化したスペシャリストの養成、こういったことに関してどういった考えをお持ちか、まず伺いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 妙高市の場合でございますが、今ほど申し上げました人材育成基本方針がございますけれども、その中で先ほど申し上げましたように、定期的な人事異動、職場配置を行い、ゼネラリストとして育成するとともに、中堅以降には専門性を持たせるための人事異動、配置のルール検討を行っていくというふうに記載してあるんですが、現実的には本人の得意分野や適性のほか、全体の職員配置のバランスの中で特定の職務経験が長くなり、結果として専門性が高くなっている職員もいるという程度の状況でございます。妙高市の職員の規模でいきますと、例えば情報のスペシャリスト、例えば防災のスペシャリストというのがいてくれれば非常にいいというのは、私ども痛感するわけなんですけれども、そのこのセクションでその仕事だけを担当するわけでもありません。複数の職務を情報と何々を担当します。当然その場所において、そのまま係員から上級係員になり、係長になり、課長補佐になり、課長に上がるというのは、うちの規模では非常に難しいというふうに考えます。ですので、私どものほうでは、そういうスペシャリストの力をかりなきやいけない場合は、外部委託ですとか、外部人材を招聘するですとかという格好で対応していきたいというふうに考えております。委員さんおっしゃるように、スペシャリストがいるにこしたことはないんですが、現実的には難しいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そのあたりの考え方を伺いたかったんですけども、続けますが、行政運営にはですね、法務、それから福祉、建設、こうしたエキスパート人材が必要だということは現実問題としてあると思います。それに加えてですね、先ほど課長もおっしゃられたように、情報、それから地域コミュニティ、まちづくり、こういったエキスパートが現状で必要となってきたのではないかと私は考えますし、現在ですね、そうした職員が足りていない状況にあるというふうに思います。それについてのですね、いろんな影響が出てきているのではないかと、今後もそういったことが課題となっていくのではないかとというふうに考えておりますけれど、それについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどお答えしたとおりなんですけれども、例えば福祉分野の保育士ですとか、保健分野の保健師ですとか、社会福祉士ですとか、建設土木分野の技士ですとか、そういう専門職については、今はちょっとなかなか採用も難しいような状況にはなっておるんですが、計画的に採用して市民の皆さんのサービスに当たろうというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたように、例えば法務ですとか、情報、地域コミュニティ、まちづくりといった分野でのスペシャリストを採用するというのは、非常に難しいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 採用というか、育てていくという意味も含めてのことなんですけれども、先ほどアウトソー

シングというふうなこともおっしゃられました。それはもちろん大事なことだというふうに私も思いますけれども、例えばですね、非常に高度な専門分野のコンサルティング、こういったものでもですね、当然発注側のスキルなしで丸投げのような形ではいけないわけですし、当然出てきたものに対して、妙高市ならではの妙高市にあわせてですね、評価というものが必要になってくると思います。

先日のですね、建設厚生委員会のときだったと思うんですけど、立地適正化計画の関係でですね、やはり同じようにですね、発注をして、コンサルからいろんな形で返ってくるけれども、それに対してやっぱり妙高市独自の考え方でやっていかないといけないんだよというふうな議論もあったんです。そういった意味も含めてですね、やはり私は各分野エキスパートをこれ育てていくという形のものが必要だというふうに思います。ちょっと例で挙げさせてもらいたいんですが、先日ネットニュースでですね、妙高市がまちごとキャッシュレス化を推進というふうなニュースが出ていました。これどういうことかという、キャッシュレス対応とインバウンド対策を同時に実施してやると。これは、ちょっと所管が違うんであれなんですけども、DMOが主体になって観光促進の中でですね、スキー場、それから飲食店、道の駅、それから各宿泊施設、交通機関等を連携してというふうなキャッシュレスをつくっていかうというニュースでした。これ当然業者のほうからの発信だと思うので、多少偏っているところもあるかと思うんですが、例えばですね、こういうところで中心市街地の商店なりですね、いろんな分野で本来だったらかかわってこれるところだと思うんです。ところがですね、やはりそういった長い目の計画づくりとか、ビジョンとか、そういったものがですね、やはり今ほどのエキスパートがいないことによって、こういった縦割りのですね、ものになっていくんじゃないかなと。これ一例ですけども、あると思います。昨年ですけども、内閣府のですね、片山特命担当大臣ですかね、が官はグラウンドキーパーだというふうなことをおっしゃったんですよ。全体を見渡せるエキスパート職員、こういったものが私は必要だというふうに思います。

そういったことを含めてですね、人材育成について次にですね、伺いたいと思うんですけども、職員研修について、この内容というのは、1つは必要な部分を伸ばすという研修と、もう一つはいろんな評価によって、本人の職員が足りない能力の改善のために行うものと、この2つがあるんじゃないかというふうに私考えておりますけれども、その意味でですね、こういったエキスパート、そういったものを計画的に人を育てる人材育成計画、こういったものが必要だというふうに思います。先ほど方針の話をしていただきましたけれども、やはりですね、計画的な人材育成、そういったものが必要だというふうに考えますけれども、それについての考えはいかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 人材育成基本方針につきましては、5年ごとに社会経済情勢ですとか、公務員のいろんなあり方が見直されてきているということ等を見きわめながら見直しを行ってきております。基本方針では、先ほど申しあげました目指すべき職員像ですとか、職員の求められる意識など、人材育成の基本的な考えのほか、人材育成の方策といたしまして、3つ掲げてございます。人を育てる人事管理システムの確立、人を育てる研修、人を育てる職場環境、職場風土づくり、この3つを推進するというように定めております。この基本方針を受けまして、具体的にどのような研修を誰を対象に実施するか、毎年度研修計画を策定し、それに沿った職員研修を実施しているところです。その中には、専門的な勉強をする手挙げ方式、自分がこの仕事を担当するんだけど、これについてちょっと深く勉強したいというような手挙げなり、所属長からの推薦なりで、専門的な研修も毎年何人も行かせていただいているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 人材育成に関してもですね、新しい方法がいろいろとあろうかと思えます。総体的に考えてですね、改善を常に行っていただけるようお願いしたいと思います。

最後に、第8次行政改革大綱の実施計画策定についてお伺いしたいと思います。住民のニーズは、非常に高度化して、多様化しているというふうに思います。そうしたことでですね、先ほどからもお話ししていますけれども、エキスパート、こういった職員の育成の必要性、それから多様な働き方を支えていく上でのですね、妙高市独自のキャリアパス、こういったものをですね、これまでとは違う新しい感覚の行政マネジメントが必要になってきているというふうに考えますが、第8次行革大綱これ取り組むに当たって、こういった視点を盛り込んでいこうとされているのか、現時点での考えについてありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在第7次計画の実施状況を取りまとめまして、第8次に向けました課題の洗い出しを行っているところでございます。先ほど委員さんからもありましたように、7次では職員能力を最大限に生かす人材育成というのを取り組み項目として掲げておりまして、第8次の中でも当然人材育成の必要性については、対応していく必要があるというふうに考えておりますし、第3次総合計画の策定と並行してつくっていきますので、どのような人材がどのように必要であって、どのように育てていくのか具体的なものについてはこれから決定していくことしております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 次RPA、ロボティクスのほうにまたありますので、そちらで続けたいと思いますけれども、これからの働き方、これからですね、非常に変わってくる。その中で、一人一人のパフォーマンスをどうやって上げていくかということが鍵になっていくと思いますので、時代に合致した人材育成、よろしくお伺いしたいというふうに思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） じゃ、次に、情報化推進事業ですね。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 結果的に続きますが、よろしくお伺いします。

こちらですね、RPAのいわゆるスマート行政ということになるんだと思うんですけども、これ導入はいつから、具体的な導入時期というものについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 導入のスケジュールでございますが、この4月にですね、プロポーザルで業者を決定していきたいというふうに考えておりますので、庁内の評価委員会、情報等にいつも担当している職員等で立ち上げまして、プロポーザルを実施したいと思っています。5月には提案書類を提出してもらってヒアリング、業者選定、契約締結、まず検証の委託ですけれどね、をやっていきたくと思っていますし、6月に各課のヒアリングですとか、効果測定の検証を行って、取りまとめてもらって、8月には検証結果の報告書を出してもらいたいというふうに思っています。それに基づいて導入するか否か、導入する格好になると思います。経費がかかりますので、それに見合う効果が得られなければ導入しないという前提で予算は組ませていただいておりますが、当然かなりの効果が出るというふうに私ども考えておりますので、その結果9月にソフトをリースといいますかね、導入しまして、運用を開始していきたいというスケジュールで今はおります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、導入することになれば9月からというふうなお話でよろしいですね。検証業務委託料、これは51万7000円というふうにあります。その次にですね、検証結果を受けて、ソフトの導入というのが必要になってくるかと思うんですけども、これの予算はどういうふうになっておりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 予算書ですね、81ページごらんいただいてもよろしいでしょうか。81ページの中段あたりに、今ほど委員さんおっしゃられた自動化技術による業務効率化検証委託料51万7000円ございます。その1個飛んで下にですね、コンピュータシステム借上料5835万2000円がございますけど、この中にRPAのライセンス使用料63万8000円を計上させていただいております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ソフト63万円といたら、そんなに驚くほどの高額なソフトではないというふうな私印象なんですけども、それであれば上手に活用して進めていただければいいなというふうに思います。

それでですね、具体的なものがですね、私やっぱりよくわからないんですけども、これ提携業務の効率化と生産性の向上というふうにあるんですけども、具体的な効果、それから業務的にどういうふうになるのかというところについて、ちょっとわかりやすく説明していただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 情報のプロである委員さんに私のほうで説明するというのはちょっと幅ったいんですけど、RPAの仕組み自体は、ルーチンワークが対象になります。決められた手順をパソコンに覚えさせるといいますか、それによりまして、機械的に忠実に作業を行うんで、人為的なミスをなくすことができるとともに、時間短縮になるということになります。私どものほうで、こういうのがなるんじゃないかなというふうに拾っている事業が、例えば保育園や小・中学校の臨時さん、パートさんの賃金の支払い処理の業務ですとか、保育料の賦課、消し込みの業務、それから国民健康保険税の納付書の作成ですとか、還付の処理など幾つか拾ってはありますけど、それについても最初から最後まで、スタートからゴールまでRPAで全部流れるというわけではありません。まず、機械で流すための準備は当然必要になりますし、最後まで成果品が出るという業務もあるでしょうし、ある程度まで処理したものを整理して成果品になるというものもあると思います。そこら辺私ども先ほどスペシャリストとおっしゃいましたが、スペシャリストじゃないので、なかなかわからない部分があるので、スペシャリストに委託をして、果たして妙高市の規模でやった場合にどういう業務がRPAで処理するのに適しているのかというのを洗い出してもらいたいという考えでございます。一から十までできるわけじゃありませんので、その手順を我々のほうで考えていく中で、ここはこういう手順にしたほうがいいんじゃないかなというふうな、例えばですけども、業務の効率化というのも別の意味でも図れるんじゃないかなという期待も持っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 業務の効率化は非常に図られると思います。これの検証に関してはですね、樗沢議員さんは自前でやったらどうだというふうなお話もあったんですが、私はこれはむしろ委託する部分かなというふうに思っています、非常に専門的であるので。ただですね、それを受けて、実際に使うといういった場合に、きっとそれは各課の中でですね、利用をする、使っていくためのそれこそエキスパートというか、ある程度の専門的な部分が必要になってくると思いますので、そういったところのフォローはしていかなくちやいけないなというふうに思います。

先ほどですね、次年度ですね、ソフトを導入した場合、63万円というふうなお話があったんですが、それが次年度以降どんなふうになってくるのかについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 63万8000円、これ消費税が8%の時の見積もりになりますけども、これが1年間のライセンス料になります。ですから、1つのライセンスで幾つも使えるというふうに理解をしております。だけれども、これ使ったほうがいいのかという業務がですね、たくさんあるということになると、1つではこなせないという状況

が場合によっては出てくると思います。そうなった場合は、2つ、3つというふうにふえていくということも想定されますけれども、いずれにしろ、1つのライセンス1年間で消費税8%で63万8000円ということですので、そこで例えば臨時さんの雇用をしなくてよくなるとか、職員の業務量が1は当然なくなるわけではないんですが、0.2、0.2、0.3、このRPAに置きかわってトータルでは例えば1人減るということもあるかもしれませんし、そのあいた時間で直接市民の皆さんの相談対応ですとか、政策立案に向けるということで、いずれにしろ、市民の皆さんのサービスの向上に向けることができる、機械にできることは機械に任せて生身の職員は真に市民の皆さんのための窓口対応ですとかをやっていくという筋書きを立てております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） コストパフォーマンス非常にいいものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。終わります。

○委員長（宮澤一照） 次にですね、広報・広聴活動推進事業。
村越委員。

○村越委員（村越洋一） 済みません、引き続き。たまたまですが、よろしくをお願いします。

ホームページリニューアルというふうなお話ありました。これにかかるですね、費用の概算と内訳について御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ホームページの保守委託料とサーバー等の使用料がございます。今現在は、保守委託料が年間54万円の予算を組ませていただいて、来年度は9万9000円増の63万9000円を計上させていただいております。保守委託料は、今現在月額4万1660円でございますけど、その金額の6カ月分の1.08の消費税掛けた金額と、これは9月までです。10、11、12の3カ月分では10%の消費税を見た金額で、1月からは新システムに移行しますので、月額7万円に10%の消費税を掛けまして3カ月分、これトータルで63万9000円という予算でございますし、ホームページのサーバーの使用料でございますけど、これも現在は年間11万1000円です。これが31年度は45万8000円増の56万9000円を計上させてもらっています。内訳ですが、今現在のシステムは、月額8500円、これに9月までの6カ月分の8%消費税と10、11、12の10%消費税を掛けた分、それから新システムの1月から3月は月額14万7000円掛ける10%掛ける3カ月という格好になっています。結構サーバーの使用料が上がっているんですけど、イニシャルコストが約500万円ほどかかります。それを一度に当初年度に払うという方法もあるんですけど、予算の負担の平準化ということで、イニシャル今の約500万円の費用をリース料、1.85%のリース料率見ているんですけど、含めて平準化をしているということで、使用料自体は8500円から14万7000円に月額は上がるというような予算組みをさせてもらっています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。いわゆる制作費の部分が分割してという形になるんですね。わかりました。

あとこれリニューアルしてですね、今の現在とどこがどういうふうになるのか、どういった改善が期待できるのかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在のホームページ、非常に不評でございまして、5年ほど経過するんですが、この分野は日進月歩で非常に進む速度が速いので、リニューアルしないとそうになってしまうことがあります。閲覧者が魅力的に覚えるような今のサイトではないということと、目的の情報にささっと快適にたどり着くことがなかなか今のシステムでは難しい、それからインターネット通信を使いますが、セキュリティ対策が整っていない、

それから今は高齢者ですとか、障がい者が支障なく利用できるようにウェブアクセシビリティという対応が求められているんですが、それが不十分だと、マイナンバー制度に伴いまして、ネットワークを職員使うの分離しておりますので、各課の担当者がページを作成できないという何かさまざまな課題があります。これらを解決するために、今言いました逆ですね、魅力的に見えて、検索機能の強化、セキュリティー対策の強化、ウェブアクセシビリティの対応強化、災害時の緊急対応もできるような格好で考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 非常に期待しております。建設厚生委員会のとくにですね、移住定住のホームページ、これ新しくなったリニューアルのホームページでは、そういったものをつくりやすくなるというふうな発言があったと思うんです。そういったいろんな新たに生み出すホームページがつくりやすくなるというふうなことがあると聞いているんですけど、それについていかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） せっかくリニューアルしますので、あらゆる分野で利便性が高まるように調整していきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ぜひよろしくお願いします。

最後にですね、ホームページリニューアルするに当たって、今までアクセスしていたページとか、それからブックマーク、しおりをつけて見ていたページとかあると思います。または、検索エンジンでもって出てくるページとかあると思うんですが、そういったものがですね、アドレスが変わることによって今後出てこなくなる心配があるんです。そういったものに対する対応はどういうふうにされているのか、そういった仕様も含めた発注になっているのかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） これから決定することになるわけなんですけど、従来は今のアドレスを新潟からLGにかえようという考えもあったんですけど、余りメリットがなくて、逆にデメリット、国はかえれと言っているんですけど、メリットよりデメリット今おっしゃったように多いということで、かえないでトップページのアクセスはかえないようにしたいと思っています。ただ、中へ入っていくとですね、私も詳しくわからないんですけど、変えざるを得ない部分も出てくるというふうには聞いておりますけど、トップページのアクセスは変更しない方向でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういう意味でですね、最初ホームページが変わると非常にストレスになる部分が多く出てくると思いますので、そういった対応をそれこそ先ほど市民への周知じゃないですが、うまくやってスムーズに移行していただくようによろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、13時まで休憩いたします。

休憩 正 午
再開 午後 1時01分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

広報・広聴活動推進事業。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干妙高チャンネルについてちょっとお聞きしたいんですが、委託料が872万8000円と、大体

毎年同じぐらいの額なんですけど、来年度において取り組みの何か特徴的なものを考えてられるのか、まずお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 妙高チャンネルでございますけど、特にことしと変わった特徴的なものは考えておりません。実際妙高チャンネル自体がJ C Vに加入している方しか見ることができないというのがありまして、過去から加入促進してきたんですが、今現在で56%の加入率になっております。毎年市報で妙高市の情報をどの媒体で得られますかというアンケートをしているんですけど、今年度のアンケートですと、広報紙、市報が45.8%、それから防災行政無線が11.2%、妙高チャンネルは9.0%という状況であります。今ほどお話がありましたけど、31年度予算で約1640万の予算を計上させていただいております。妙高チャンネル全体ですね、新たなテレビの技術の進化というのが進んでいまして、今4K、8Kというふうに言われていますけど、放送機器の更新ですとか、維持管理コストますます増大するんじゃないかなという懸念をしております。31年度中には無線のデジタル化によりまして、新井地区も含めて各家庭に戸別受信機が配置される予定になっておりますし、先ほどもありましたように、ホームページもリニューアルさせていただいて、きめ細かく行政の情報、防災の情報を適用できる段取りが確保されるという状況になります。ですので、妙高チャンネル自体は31年度をもって廃止するという予定で今手続を進めております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 次、聞こうと思ったらもう既に廃止と先言われちゃいまして、ということは確かに9%となると、市民の声をどのように感じているかと言われても、9%の範囲でしか情報得られていないとなると、ちょっと残念だなという感じもするんですが、廃止という形で動いていたときにどうなるか、また少し様子を見なきゃいけないという感じもしますが、あわせて昨年度ラジオ放送委託料ということで、21万6000円を計上されたんですけども、31年度は計上されていないんですが、そういった点の理由についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今年度は、FMみょうこうのCM枠というのを活用させていただきまして、I C Tを市民の皆さんから上手に利活用していただきたいという意味合いで、CM放送を放送させていただきました。中身といたしましては、市の観光情報が入手できる妙高ノートというのを4月に20秒のCM40回、それから地図投稿アプリ、Mレポですけど、これも同じく5月に20秒のCM40回、子育てワンストップサービスが6月に20秒40回、安全・安心メールの登録者の拡大のPRが9月に20秒CM40回やらせていただきました。20万円の消費税で21万6000円の予算で執行させていただきましたけども、来年度は市報やホームページなどでお金をかけないでI C Tの利活用を市民の皆さんに促進、PRをしていきたいということで、ラジオ放送のCMは見送ったということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続き広報・広聴ですけども、ここにも書いてあるように、さまざまな媒体を連動させた行政情報の発信、提供という形でいます。今妙高チャンネルの話がありました。そこでもって、先にじゃ妙高チャンネルの関係でなんですが、これは廃止の方向でということなんで、当然なんですが、J C Vから借り受けている1チャンネル、これ1チャンネル貸与そのものを全て廃止ということになるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今不完全な1チャンネルをお借りしてやっているんですけども、それはJ C Vのほうにお返しをして、J C Vのほうでまた地域の情報ですとかは流していただけると。この議会の放送につきましても、引き続き生放送なりしていただけるというふう聞いております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私は、この1チャンネル借り受けた当初から言っていたんですけどね、結局一方通行の放送だけのものじゃなくて、これを活用した有線放送とかあるいは安心・安全ネットとかという活用に踏み切ればなどというふうに思っていたんですけどね。そういう幅広い活用をしないことには、せつかくの光配線そのものがもったいないなど言っていたんですけども、これもなくなるということですね、今後こういう話もできなくなるのかなど。そこでなんです、今アンケート調査の結果言われましたけども、全市的じゃないんですけど、私たちのほうは長年下まっていた有線放送というのがあって、ここも市の情報もきめ細やかにというか、身近な情報を提供しているという、緊急放送もやっているという、この辺の絡みがあったんですけども、妙高チャンネルがなくなるから有線に委託していたそれもなくなるということで、有線放送との絡みはどんな位置づけになっていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在有線放送さんに来年度予算では870万の予算で妙高チャンネルの番組をつくっていただいております。妙高チャンネルがなくなるということは、その委託もしなくなるということになります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当然そうなるんだろうとは思んですけども、有線放送そのものの定着といいますか、今後の方向というか、その辺のところも非常に大変な状況になっているということであるんですけども、有線放送に対して行政のかかわりというのは、ちょっとそこは認識不足なんです、株主の位置になっていたような気もするんですけども、その辺でもって今後の有線放送の運営云々というのはお任せでもって行政はかかわらないという位置づけになるのでしょうか。その辺の考え方がいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 有線放送さんには、昨年の7月から方針を示させていただいて、行政として引き続きお願いをしたりとかできることがあるかというのは、これから協議をしていきましょう。今までも協議をさせてもらっているんですけども、今映像の部分に対しては、もう必要なくなるということもありますけど、例えば市報の編集の一部ですとか、そこら辺を手伝ってもらおうというのは、場合によってはあるのかなという話はさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでね、この有線放送との絡みの中でね、ちょっと飛んじゃうんですけども、9款1項の無線デジタル事業の絡みがあるんですけども、広報的には防災無線云々でもって、そっちのほうで流せるよとあるんですけども、システム的には今まで使われていた有線でのページング放送というのは、有線がどうなるかという形なんです、これも結構地域では重宝されていたところなんです。今後恐らくこれも切りかわっていくんだろうというふうに思うんですけども、有線のほうの経営状態もあったりして、この先どうなるかというのは、今のところわかんないと思うんですけども、ただそれにかわっていったときに、このデジタル放送は戸別受信機で受信はできるけども、恐らく発信はもうできないよと。ただ、外部にあるのについては、その地域でもって放送できるんだろうというふうに思うんですけども、まずはそのところどうなるのか、お聞きします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 外部のスピーカーにつきましては、ある程度範囲を絞って個別に放送をしていただくことができます。戸別受信機につきましては、地域でその地域だけを放送するというのは仕組み的にできないんですが、あらかじめわかっている、我々のほうに話があれば、我々のほうの親宅のほうからその地域を限定して放送するのは、仕組み的にはできるようになっています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実はね、その辺の兼ね合いなんですけども、前もってというのあるんですけども、前もっての状況がどの変かというのは、実は新井の南部地域なんていうのはね、今どき春先になると災害の頻発があって、通行どめがあったり、昨年なんか春先からすごかったんですけども、そういうとき、いわゆる時間外対応でもそういう受け入れして放送するという、そういう対応ができるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 時間外の対応は、職員がいないと難しいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことなんだろうというふうに思います。

あとは、このデジタル放送そのものについては、本来防災行政無線という位置づけの中での一貫事業なんですけども、ここでもって放送できる範囲、どの程度までできるのか。実際のところできる、できないの幅が制約といたしますか、幅があるかと思うんですね。その辺のところは今後というか、これからの事業なんですけど、どのような考え方ですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 防災行政無線ですので、防災の関係の情報、それから行政の情報も基本的には放送できるというふうに理解しています。今現在妙高地区、妙高高原地区は戸別受信機が整備されていまして、例えばこれから小学生が帰るんで見守りしてくださいねというふうな情報も流しているように私は聞いております。ただ、ずっと妙高地域、高原地域はそういう対応をしてきているので、市民の皆さんはそういうもんだというふうに思っているんじゃないかと。ただ、旧新井市の域は、区長さんとか、町内会長さんのお宅にしか戸別受信機は今現在はない状況、それを基本的には全家庭にお配りするというで動いているんですけど、余り細かい情報を流してしまうと、変な言い方ですけど、うるさいですとか、いろんな苦情をいただくようなことも想定されます。ですから、どの範囲まで流すかというのは、これからちょっと調整をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 妙高地区は、役員じゃなくて全戸ですよ。

○総務課長（久保田哲夫） 新井地域。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何でもかんでもというわけに当然いかない話なんですけど、そのところはいわゆる防災対応、緊急対応という位置づけの中で、きちんと情報が伝わるような形、直接的には防災絡みでないよといった放送なんかはね、どうなっていくのかとなったりするんで、そのところもちょっと今後検討をしていっていただきたいなというふうに思うんです。

それで、もとに戻りますけど、有線放送に関しては、有線放送は農協組合員の中で運営しているという形なんですけども、今後の動向云々というのは、今現在どのような相談を受けて、どうやっているかというのは私もわかりませんが、どこまでの相談に応じながらやっていくつもりなのか、これだってもう先が見えたというような方向でいるようなんですけどね、その辺のところの考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 有線放送農業協同組合さん自体は、民間といいますかね、の会社といいますか、組織になりますので、行政のほうであだこうだ言うというよりも、有線放送さんの経営の問題になってくるとは思いますけど、先ほどもちょっと申し上げましたように、御相談があれば協議をさせてもらいたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あそこでもって情報の重複化というか、その辺のところの一つなくなるかな、先ほどFMの関係もありましたけども、果たしてFMもどれだけの人が聞いているのかなという、聞こえない地域もあったりするわけなんですけども、そんなのもあったりするという形の中でね、有線は今までいろいろと行政との兼ね合いの中でもってやりとりしながらやってきたところでもありますので、できるだけといいますか、確かに民間なんでも、直接的なものじゃないけども、できるだけ存続できるような形で相談対応していただきたいというふうに思っていますので、この点はよろしくお願ひしたいと思いますが、ここは以上です。

○委員長（宮澤一照） よろしいですか、ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、総合計画等評価・策定事業。

霜鳥委員、お願ひいたします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 概要でもって19ページになります。ここでは、第3次総合計画の策定というところで、地域力創造アドバイザーによる提言、それを受けていろいろやっている中でもって、市民公開説明会などを通じた市民意見の反映ということでございますけども、まずはアドバイザーなんですけどね、どういう専門ですと言えばそれまでなんだけども、やっぱりそこへ来るアドバイザーの意向によって、果たして地域との兼ね合いどうなるのかなというのがあるんですけども、まずこのアドバイザーの提言ということでもって、どういうアドバイザーを選んでどうするのかという、まずその辺の考え方を願ひします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） アドバイザーにつきましてはですね、元国と申しますか、経済産業省御出身で、現在はですね、民間の事業所と申しますか、青山社中という会社を経営をされている朝比奈さんという方にお願ひしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こちらから選択して願ひするというパターンなんだけども、のっけからそのところが位置づけとして特徴的にこの自治体との兼ね合いでもってちょうどいいと、そういう選択なのか、ほかも比較しながらここを選択したのか。その選択の位置づけはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 私どもとしてはですね、今の市の課題ですか、それに対応してほしいということで、1つはですね、当然中心市街地の関係、それと一応観光の関係とかですね、経済産業系のアドバイザーさんがふさわしいということもありますし、紹介して下さるですね、方があったということも要因でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、この提言を受けた中でもって、その後なんですけども、市民意見の反映と申しますけども、説明会やってというのがあったりするんですけども、この意見を聞いて反映させるというその方法的なものとはどのような考え方で申しますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） これは、ですから従来も行ってきておまして、要するに総合計画が完成した段階です、3地域に出向きまして、そこで総合計画の説明をですね、行う。そこで、市民のほうからいろんな意見ですか、いただいて、それを反映できるものはですね、反映を行っていくと、そういう方法でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、この意見を聞いて反映するというのは、計画ができてからの話であって、計画

そのものに反映するために意見を収集するという、そういう立場ではないわけですね。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） そのとおりです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうなると、この計画策定段階でもってきちんとした情報を得ながら、市民の声を聞き上げて組み立てていくというのが必要となってくるわけなんですけども、その辺のところは一方的な形になるのか、やっぱり市民の声も聞きながらということになるのか、市の持っている情報だけでもって組み立てていくのか、この辺のところの考え方はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 1つはですから、アンケート調査ですかね、行ってきておまして、その中でですね、いろいろ意見等出ておりますので、それを基本的にはベースにしながら、素案づくりですか、それを行ってきておりますし、総合計画を具体的に審議する審議会がございますが、その中には当然市民の委員の方もですから多数入ってきておりますので、そういうところですね、市民の意見を吸収しながら素案、本案ということをつくっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） できるだけ市民の声が反映できるような形でもって、内々デスクワークじゃなくて、外に目を向けた形で取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（宮澤一照） 続きまして、地方創生推進事業についてであります。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうからじゃこれ簡単にいきたいと思います。

テレワークの推進に向けた調査研究というところがありますけども、この目指すところは、どのようなことになるのかという、端的にお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 目指す姿としてはですね、一応首都圏等のIT企業さんですか、そういうところから市内の空き施設だとか、空き家とか、そういうものを使ったサテライトオフィスですか、そういうものをつくってもらうという、そういうことで都会からのですから移住とか、Iターンの促進とか、それと市民の多様な雇用の確保、これを目的としております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） Iターンを含めた中でもって、移住ということであれば、かなりの形ができるのかなというふうに思うんですけども、かなりの形ができるのかなというふうに思うんですけども、全面というか、協力的に進めていただきたいなという希望もございます。できるだけそうなったときには、今の地域的に過疎といえますかね、町内もそうなんですけども、そういうところも含めた中でもって、一つの活性化の絡みになるような形でもって取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

次に、もう一点、南部の拠点づくりと市街地の活性化についてというのがあります。この目標点といいますかね、目指すところ、一般論でしかないのか、あるいは究極的に何か試案があるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 我々としてはですね、1つは人口減とか、高齢化ですとか、そういう地域力が弱くなってきている地域ということで、そこにですね、活力を何とか持っていきたいということで、一応手法としては、ですから道の駅等の拠点施設を中心としまして、地域の力を一応結集した中で取り組みを行うことによってですね、にぎわいだとか、活力とか、そういうものを創生していきたいと、そういう考えでございます。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 市街地のほうは。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一応市街地の関係はですね、基本的には一昨年の8月ですか、スーパーが閉まったということもございますので、にぎわいのとにかく創出、それと地域力といいますかね、地元の方々のやはり力が落ちてきているというふうな現実もあるんで、そこでいろんな手法ですか、例えば外部の人の力をかりるとか、そういうものも含めてですね、活力をつくっていきながら、にぎわいの創出につなげていきたいという、そういう考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いずれにしても、人口減少対策の一つでもあったり、それとあわせてにぎわいづくりという、こういう形になっていくんだろうというふうに思いますけども、地域の住民といいますかね、地域の人たちを巻き込んだ形で進めていく、行政の一方通行じゃなくてね。そういうことでもって、やっぱり地元の声も反映しながらよりよきものをつくって進めていっていただきたいなというふうに思います。

私のほうは、この辺でもって、細かいことはまた次ほかの人がやるとしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、私のほうもまず最初にですね、多様な働き方の部分で、テレワークについて少し違った角度でお聞きしたいというふうに思います。

まず、先ほど御説明いただいたんですけど、このテレワークについてのですね、どのような調査内容と県内、県外含めて具体的なお考えがあるのであれば、そこら辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 基本的にはですね、相手探しといいますか、うちの市に進出をしてくださる方をどう見つけていくか、そこがポイントかなと思っております。それでですね、当然新年度につきましては、首都圏を中心にですね、こちらから出向いていながら、一種の企業誘致的な動きなんですけれども、相手をとにかく探し出して、一応妙高市の出身者だとか、縁故者とか、そういう方々を中心にですね、当たりをつけながら、それで具現化した段階でですね、次のステップという、そういうふうな考えをしております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 実は、妙高市においてはですね、このテレワークの関係で、私も何人かの皆さんがIターン、Uターンで個人の家でですね、実際もう仕事されているという方をお見受けしたり、話も聞いたりします。これからやろうというときに、先ほどはIT関連で、サテライト含めてやるということなんですが、ただ市としてはテレワークという形の中で、個人的な支援やら、またさっきの企業的な支援やらというのもありましたけど、そこら辺の整理の仕方というのは、個人だけ受け入れる姿の部分をもどのような考えにしているのか、それとも企業的なことに重心を置こうとしているのか、そこら辺はどんな考え方されているのか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今の段階ではですね、個人、企業ですが、区別というのは特別考えてきておりません。とにかくですね、一つ考え方としてあるのは、一応ワーケーションですか、要するに仕事とバケーションですかね、

そういう妙高としては観光の素地があるんで、そういうものをうまくですね、組み合わせていながらですね、魅力を発信しながらこちらに来ていただく方を見つけていくという、そんな考えもございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。そこで、いずれにしろ、このテレワークというのはですね、個人にとってもですね、働き方改革にとって非常に大きな部分にもなりますし、また企業にとってもいろんな面でデメリット、メリットが発生してくると思いますので、ぜひともこの地域に合ったですね、同時にまた個人が求めたり、企業が求めている環境づくりをですね、ぜひとも早目に整えていっていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つこの項でですね、先ほども霜鳥委員のほうからありましたが、南部地域の道の駅の関係について、今話がありました。もう少しですね、霜鳥委員からもありましたが、踏み込んだ話も、細かい話ともいうこともありましたので、私のほうからできればその点の考え方含めてですね、検討されてきた機能だとか、施設、それからさらには今後進めていくにおいてですね、どんな具体的な構想がさらに踏み込んだ話、内容があればですね、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今の経緯としてはですね、平成29年度に一応構想と申しますかね、基本計画をつくっております。それはですね、市として一応南部地域にどういうふうな機能がふさわしいのか、要するに地元と話すためのたたき台ですか、それをつくってございます。そのときはですね、当然道の駅の機能のほかにはですね、いろいろとその地域の活性化機能ですか、飲食、物販等、農産物直売所ですか、そういう機能も含めてつくってございます。それでですね、平成29年度の終わりにですね、実際地元のほうに出向いて行って、意見交換ということで今日までいろんな形で意見交換をさせてもらってきております。そこで、地元のほうからはですね、一応我々が提案した機能面等ですか、地元の中でいろいろ協議する中でですね、自分たちとしてはこういうことを行ってきたいという、そういうふうな逆提案ですか、それも来ております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 実は、私も地元にいる人間の一人なんですけれども、今ほど機能的な面含めてお話をいただきましたが、今地域においてはですね、昨年選挙もありましたし、公約的なものもあったんでありますけれども、ここではですね、これをぜひともですね、拠点というものを成功させてほしいというですね、意見もたくさん聞きます。そういう中で、できればですね、ただ地域で、行政でというだけのですね、話し合いだけではなかなか結論がですね、着地点が見えにくい部分がたくさんあります。少し時間ちょっといただきますが、今逆に言いますと、南部地域で率直に言ってですね、いろんなことを行政もしていただきましたし、地域も地域のこし隊も含めてやってきました。実は、いろんな話を聞くんですが、なかなか着地がですね、うまくかみ合わない形で、尻切れトンボ的な部分が非常に見えてですね、新たな光がなかなか一緒に焦点が合わない部分がちょっと見えています。同時に、高齢化がどんどん進んでいて、なかなか新しい流れに乗れないと、こういうこともあります。もう一つは、自分たちの生活圏が商店含めてですね、率直に言って商売が成り立たないためになくなってしまった、こういう生活の環境になっています。したがって、何かをやろうとすると、将来どうなるかねと、やっても大丈夫なんかいねと、こういう話にすぐ結論に行き着けてしまうと、こんなちょっと環境になりつつあります。

そこで、1つはお願い、提案なんですけど、できましたら先ほど来課長のほうから話がありましたけれど、地域は地域として投げかけていただいていますし、行政は行政として拠点という意味合いで受けとめていただきながら前へ進もうとしています。そこにもう一つですね、大事なですね、あの地域にいる皆さん方の企業初め、産業を興

している皆さんにも加わっていただいて、国でよく言いますが、産・学・官という言葉がありますが、妙高市南部においては、地域と行政と産業、企業の皆さん、経営の皆さんから一緒になってもらって、その議論をスタートしないとですね、またどちらかという、何かの一つ足らなくなってしまうと、どうなるんかねと。やはりそこにはにぎわいをつくったり、働きがい、やりがいをつくったりというのは、やはり地域の皆さんや、そして行政の皆さんや企業の皆さんがそれなりの結論を出してよかったなど、こう言えるような形にしないと非常に難しいんじゃないかというふうに思っています。

私も民間にいたときにですね、よく言われましたが、汚いところにはおいしいものがつくれないというふうに会社でもですね、ほこりのあるところはいいい製品ができないということで、掃除からよく始めたもんです。したがって、できましたら今の段階から地域と官と、そして行政と企業と一緒にですね、取り組むような形でですね、お互い信頼関係ができるような形をお願いしですね、ぜひとも市長初め、拠点というですね、南部の一大改革につながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともそれをお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 確かにですね、我々も道の駅をつくるということで進んできておりますけれども、その南部がやはり一体的となって力をやはり合わせていく、いろんな世代とか、関係者とか、いろんな方々がですね、持っている力を全て多分発揮してもらわないと、多分ね、うまくいかないのかなと。そういう話もですね、地元の方にはさせてもらってきておりますけれども、ちょっと具体的にはですね、我々が公設民営というふうな条件を出しているということもあってですね、なかなか収入、支出ですか、合わないというふうな心配があって今のところ協議がなかなか進展しないというふうな実態もございます。我々としてはですね、単なる道の駅じゃなくてですね、要するに生活も含めた、密着したそういうふうなものを地域全体でつくる、南部の企業の方も応援するし、当然観光的な要素もですね、含めてありとあらゆるやはり施策を動員していきながらですね、つくっていかないとなかなか難しいという、そんな考えをしておりますので、今後についてもですね、そういうまた話を地元の方にも差し上げていきたいということで考えております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） いずれにしても、拠点というのは大きな意味合いを持っているわけでありまして、ここに全体が結集をしていくということが大事だと思います。いずれにしても、世の中3分の1は反対しますし、3分の1は賛成しますし、あとの3分の1はさてどっち動かなというのが世論なものですから、ぜひともですね、この拠点というものについて、もう少し踏み込んだ世論をお互いつくっていきたくと思います。市長にひとつお聞きしたい。

○委員長（宮澤一照） 市長。

○市長（入村 明） 今の件ですが、なかなか前へ出ないですね。それが何かという原因をやっぱり一番大事にしくちゃいけないと思っています。市でどうだと、あるいは地域でどうだというふうな話でいろいろあるわけですが、投げかけてはいるんですが、主体的に余り動きがないということであります。これが現在の状況だということをもまざらねん底において考えないといけないというふうに考えております。やる、やらないの前の段階で、前へ出ないというのが今一番せつないところです。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今話がありましたが、地元は地元なりにプロジェクトをつくりながらウサギにはなれませんが、亀のような形で着実に進めております。きょうここにも委員としてですね、議員の方々お二人もいますし、一緒になりながらですね、頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） じゃ、よろしいですね、この事業は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、男女共同参画推進事業。

横尾委員、よろしくお願ひします。

○横尾委員（横尾祐子） よろしくお願ひいたします。

初めに、2011年から2019年の改訂版が終了するというので、妙高市の現状、国・県の動向を踏まえて新たな取り組みを今後なされるということですが、これまでの取り組みの評価についてお伺ひいたします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 評価ということをごさいます、平成30年度に市民アンケート調査というものを実施しております。その中ではですね、要するに男は仕事、女は家庭ですか、これに同感する人の一応割合がですね、かなり下がってきております。しかしですね、社会通年とか、習慣の中で男女共同参画と思う人の割合ですが、これがですね、なかなかふえてきていないと、今そういうふうな現状もごさいますので、やはりですね、啓発だとか、情報の発信とか、そういうものをやはり今後も継続して進めていかないとですね、なかなか目指すような男女共同参画の実現化が難しいものと考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 前は、男は仕事、女は家庭ということで、今は少し逆転して、男は家庭、女は仕事という家庭も日々都会にはあるようです。10年前に私この男女共同参画事業、パートナーということで質疑させていただきました。事前にといいことで、お隣の上越市のほうにお伺ひし、そういうことでお聞きしたいというお話をしたところ、連れていってくださったところが全員の職員が女性の男女共同参画事業課というところに連れていっていただいて、いろいろお伺ひした過程がごさいます。そのとき未熟だったので、聞いたことがなかなかよくわからなくて、その後はやっぱり男女共同参画事業センターということに上越市変わったようです。

次に、新事業で次期男女共同参画計画の策定をされますが、内容について伺ひます。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 具体的にはですね、これから起こします審議会とか、そういうところですね、いろいろ意見聴取していきながらですね、決定していくということなんです、今我々が考えているのはですね、一応国・県ですか、そこでも計画をつくってきておりますので、当然それを意識しながら進めていくんだらうということ、例えば男性中心の一応労働環境ですか、そういうものをやはり変革をしていく必要もあるだろうし、女性の参画の問題とか、地域における女性の活躍の話とか、そういうものをやはり取り込んでいくのかなということも考えておりますが、ほかにもですね、例えば育児休業ですか、その辺の関係を含めた労働環境の話とか、LGBTですか、性的少数者ですか、そういうところもですね、やはり必要であれば一応検討を行っていく必要があるということ考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。これをする質疑に当たり、2月に横尾県議の勉強会、県の予算ですね、見ましたし、先日花角知事が来られたときのセミナーの分も見たんですけど、なかなか小さな問題として上げられているだけで、毎年このような事業をされているですね、はきはきとしないような事業で、なかなか大変なことはわかるんですけども、要するに男女がともに性別がかかわりなく個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すこと、主に女性の活躍の推進ということですね。なかなか男性もやはりこういった私たちが今ささしている議員とかに出ることも少なくなってきました。そういう意味で、女性の進出もやはり必要かと思いま

すし、当市においては3名の女性議員がおられますし、力強いと思います。そういう意味では、陰にひなたに回る夫、それから奥さんの力がやはり強いのではないかと思います。

そこで、審議会を3回程度、委員報酬が去年より5万円程度アップされて計上されています。審議委員はどのような方で、何人を予定されていますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今現在ですね、審議会というのがございまして、一応10名の委員がおります。その審議会で一応審査を行うということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 内容的にどのような審査をするのか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一応プロセスとしてはですね、各課横断といいますか、一応プロジェクトチームをつくりまして、そこで素案をつくり上げる。それで、庁内でもんで、それから審議会のほうに上げて、その中でいろいろ意見交換を行ってですね、一応素案をつくっていくという、そういう方法でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 市民や事業所にも周知、啓発をされますが、男女共同参画事業を理解していただくことはなかなか難しいことかと思いますが、どのように周知、そして啓発をされるのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一つの課題としましてはですね、やはり市内の中小企業の方にですね、どう理解してもらうかというのが大きな課題でございます。今現在ではですね、商工会議所とか、商工会とか、そういうところを通じての啓発、それと所管課といいますか、生涯学習課のほうでですね、時期を見ながら訪問等を行ってきていると、そういう状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今ほど商工会議所とか、商店ですね、そういう方々をお願いしているということもありますが、これまで企業で積極的に取り組んできてこられた事業というのはございますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ハッピーパートナー企業というのがございまして、当市今13社かな、いろいろあります。そこではですね、要するに男女共同参画に基づいてですね、給料体系の話だとか、昇進の一応話とか、日々の業務の中で差別がないような形で運営を行っているという、そういう状況もございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それについては、どんどん事業所がそういう形で積極的にやっただけことを希望します。この事業はなかなか数字とか、結果が見られない地味な事業ではございますが、今後の取り組みに期待して終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続きまして、13目行政窓口サービス向上事業に行きたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 妙高市の庁舎も新しくなって、ワンストップサービスという形が非常にとりやすい庁舎のつくりになっていまして、その面では市民の反応も非常にいいのではないかなというふうに思って、定着してきたか

などというふうに感じているんですが、今回やっていらっしゃるんですが、土曜開庁、それから木曜延長、年末開庁という形でやってきているわけですけど、平成30年度の利用状況、その辺はいかがなものでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 30年度ですね、利用状況ということで、1月末現在ですが、土曜開庁、それから木曜延長の開庁日数につきましては、延べ85日、来庁者1088人、証明書等の交付件数は1749件、1日当たり約12人、交付件数につきましては21件ということで、年間を通しまして一定の利用があるといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 時間延長されたり、日をやっていらっしゃるんですが、これだけ回数来ていらっしゃるといことは、市民のほうの反応もいいというふうには思うんですけど、実際問題職員さんからどのような声が聞かれているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 平日ですとか、日中に来られない市民の方がですね、いろんな申請ですとか、証明書の交付に来られているということで、一定の市民サービスにつながっているというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それとあわせて、ことしはちょっと特別な年になって、4月、5月で10連休という長い休みが入っちゃうんですけど、これの取り扱いはどのようにされるのか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほど10連休ということでございますが、妙高市といたしましては、4月の27日の土曜日と5月3日の祝日の2日間、いずれも午前8時半から12時まで通常の土曜開庁と同様にいたしまして、各支所も含めまして各種の窓口業務を行う中で、市民サービスの低下を最小にとどめるよう努めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これのPRというか、市民の周知の仕方、どのようにされていくのか、お聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、4月1日ですか、広報紙のほうに周知をさせていただきます。そのほかホームページ等々にですね、周知する中で、できるだけ御不便ないように対応していきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 当然有線も使われるんですよね。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 有線放送につきましても、積極的に使っていきたいというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 次に、各種相談への対応、これかなり幾つかの相談があるんですが、実際のこの利用状況をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 平成30年度1月末現在ということで、いろんな相談対応を行ってきておりますが、各それ件数等につきましては、お話をさせていただきたいと考えております。

まず、本庁のほうに常設で設置をさせていただいております市民総合相談室の相談件数につきましては、1月末現在337件、同様に無料弁護士相談が62件、無料の司法書士相談が14件、人権相談が4件、行政相談が10件、外国人

の相談が58件ということで、合計で485件というふうな状況でございます。

それから、ちょっと若干長くなりますが、最も一番利用の多いですね、市民総合相談室の主な相談内容ということで、相談の中身なんですけど、一番大きいのがですね、消費者トラブルあるいは悪徳商法等の相談が124件、それから近隣ですとか、職場のトラブル、あるいは人権、心や体の不安などもろもろの相談が71件、その他家庭内のトラブルですとか、離婚、財産の相続等の相談、それ以外にも日常生活、金銭とか、行政への相談など日々さまざまな相談を受け付けをしているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 何か相談のデパートみたいにいっぱいあって、大変だと思うんですけど、この中に一つ外国人の相談で58件というのがあったんですけど、これについてどんなような内容でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらにつきましては、上越の外国人の相談を受け付ける国際交流協会というのがございまして、英語を含めて、7カ国語ということで専任の相談員の方が在留資格ですとか、家庭内の問題とか、育児とか、さまざまな問題に対処していただいているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これだけ相談されるということは、相談を受けるほうも大変だと思うんですけど、これを相談された方々、これから先に今度これ相談員1人で全部解決できる問題ではないと思うんですよ。いろんな機関なり、ほかのほうと連携をとらなきゃいけないと思うんですけど、その辺の状況はどうでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほどお話いただいたとおりですね、さまざまな相談が寄せられております。当然のことながら、こちらの相談室だけでは対応できません。したがって、関係する機関と連携する中で対応させていただいております。具体的には県の消費者センターであったりですね、今ほどお話しさせていただきましたが、外国人の相談につきましては、上越の国際交流センターあるいは外部の専門家であります弁護士ですとか、司法書士ということで、無料の相談センター、それから庁内の専門職が在職しております保健師ですとか、社会福祉士あるいは家庭児童支援相談員等関係課と連携しながらですね、適切な対応に努めているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それだけいろんなところにつなげていくというのは、これ大変な仕事だと思うんですよ。職員さんも大変ではないかと思うんですけど、その中で相談された方はやっぱり解決したい気持ちで来られると思うんですけど、その辺の反応というか、感想、解決率といったらおかしいんですけど、どのような感じになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、専任の相談員さんおられます。この方につきましては、消費生活相談員の国家資格をお持ちだということで、積極的にトラブルのあった事業者との間に入りまして、あっせんをしてですね、できるだけ解決を図るということです。それから、解決つかない案件につきましては、無料の弁護士相談のほうにも御相談をしております。それで、高齢者の方ですとか、専門用語等を持ち合わせていない方につきましては、相談員がですね、そういった専門の弁護士相談等に一緒に立ち会いながらですね、相談者にかかわって説明とか、助言を行うということで、相談する方に寄り添ってですね、丁寧に対応しているということで、相談者の多くの皆さん方から感謝されているというふうな受けとめております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この後にちょっとその専門相談員のことをお聞きしようと思ったら、先に国家資格を持っている方ということなのですが、そうすると、この方は非常に勤務時間とか、そういったものはかなり長時間になってしまふんじゃないかと思うんですけど、勤務の内容というか、その職務、それから時間等はどのぐらいで活躍されているのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらの専任の相談員の勤務につきましては、毎日朝9時からですね、午後5時まで市民税務課の市民窓口係に在籍をいたしまして、市のほうに入ります電話、メール、来庁などによる相談ということで、基本的には市民相談室のほうで相談窓口を一本化する中でですね、受け付け、それから丁寧な聞き取り、庁内外の関係機関と連携しながらですね、適切に解決に結びつくよう取り組みに努めております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これだけのことをやられている方なのですが、これ今度庁内のほうにはどのようにフィードバックという言い方はないですけど、徹底していくのか、その辺のやり方についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 具体的な相談を受けまして、その対応ということですが、まず相談者の相談内容をですね、丁寧に聞きながら論点整理をさせていただきます。その場所で解決できる相談につきましては、相談員がその場で解決をさせていただきます。それから、庁内に専門職が在籍しており、相談につきましては、論点を整理する中で担当課のほうに引きつなぎをしております。それから、複数課にまたがる相談につきましては、関係課の間に入りながら調整機能を発揮し、できるだけワンストップで問題の解決に当たっております。それから、さらにですね、専門性の高い相談につきましては、今ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、外部の専門家である無料弁護士相談等に誘導しながらですね、必要によって一緒に立ち会う中で、説明、助言を通して解決に導いていくといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） ほかにこの件でないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 続きまして、14目のですね、地域のこし協力隊活動推進事業に移りたいと思います。

初めに、横尾委員からどうですか。

○横尾委員（横尾祐子） 地域のこし協力隊の質疑です。

この質疑は、同会派の岩崎議員からということで私代弁させていただきます。一部私からの考え方についても説明させていただきます。昨日ですが、新潟県の地域おこし隊の実態調査のアンケート結果が報道されました。ちょうどテレビを見ていたらあったのですが、またこの次も地域おこし隊をやってみたいと思う人は、新潟県では66.3%、全国では63%と、新潟県は全国に比べてまたやってみたいと思う人がやや多かったことについてはうれしかった結果です。問題点とすることは、隊員と受け入れ側とが合わない、任期途中でやめるなど、退任した半数がそのような理由であったと聞きました。期待の相違、地域との相違など、今後は隊員、地域、行政との交流会などワークショップで改善していきたいとのことでした。当市の状況、また31年度の取り組みについてはどのような、伺いたいと思います。

それでは、これまでも地域のこし協力隊を配置してきましたが、実際地域のこし協力隊に何を望んでいるか、伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 協力隊の導入の目的は、高齢化が進んで、人口も減っているという中山間地域に都会の若者の新たな視点で地域へ入っていただいて、地域が地域の総意として、どういうふうにもその地域がなっていきたいのかというのをまず地域で共有していただいて、それをお示しした中で協力隊から手を挙げていただいて、地域に入っていただいて、行政も当然かかわりますけれども、その地域のなりたい方向性に一緒になって取り組んでいただく、そういうことでやっていただいております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 理想ではそういう形ですが、これまでの地域のこし協力隊については、半数以上はいいのか、半数以上はちょっと期待外れだったか、今後にもまた望むのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在まで8人の協力隊から各地域に入っていただきました。基本的には1年任期で最長3年、3年いていただいた中で、なりわいを探していただいて、定住をしていただくということになります。その8人の中で任期途中でおやめになった方が5人いらっしゃいます。今現在は1人活動していただいているんですが、任期を全うした隊員は2人という状況です。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今瑞穂の方は、本当に一生懸命やっているのを総務委員会でも研修会というか、お聞きしたりして、その点は承知しているところです。この地域のこし協力隊には、どのようなスキル、能力、技術を持った人材を望んでいるのかをお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 実際協力隊としては、スキルといいますけれども、その地域が望むことに対して、ある程度知識があったりというのを望んでおります。ただ、先日研修会もやらせていただいたんですけども、地域の心構えといいますか、協力隊の対応といいますかね、うまくいかない地域はこういうものだよというのを示されました。1点目は、お金がかからない労働力ではありません。地域、行政の便利屋、単なる人足ではありませんというのが1点。それから、今スキルというお話がありますが、過度な期待をしてはいけません。スーパーマンは絶対に来ません。丸投げ、押しつけはしてはいけません。そもそも地域づくりの主体、主役は誰ですか、地域です。それから、地域の中心人物だけで受け入れるというのはだめです。協力隊が地域に入っても、ほかの方がこの人誰、何をしているのかという状況では協力隊から入ってもらう資格といいますかね、絶対にうまくいかないということでお伺いしております。スキルと言われますけど、その地域に入って地域の方と一緒にその地域を何とかしていきたいという気持ちが私は一番大事だというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 課長の全くそのとおりだと思います。何カ条になるかわかりませんが、常にその気持ちを持って地域のこし協力隊がやってくれることを望むわけですが、人口減少や世帯数の減少、また高齢化率の高い地域が当市にもあるんですね。それらの地域での協力隊員の導入の希望はあったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 31年度予算に計上させていただいておりますのは、現在活動していただいている瑞穂地区、それから水原、長沢、矢代地区で希望があったということで、計上させていただいております。基本的には希望があれば即募集するという考えはございません。予算を計上しておかないと、条件がそろっても募集ができない

というのがありますので、計上はしておりますが、その全てを今募集しているわけではございません。そのほかで希望があるところは、今のところございません。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） わかりました。

そこで、全国各地で協力隊員が活動している成功事例ですが、共通する1つは、1つの地域に複数人を配置し、チームワークでその地域のやる気や主体性、結果を引き出して、ほかの地域への波及効果もあるのではないかと考えますが、その点について伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど申し上げましたが、今まで8人の協力隊から入っていただいて、そのうち5人が途中でおやめになったという事実がございます。退任理由の一つといたしまして、大きな決断をして都会からおいでいただいたわけなんですけれども、見知らぬ地域、なれない地域の中で、また地域の住民の方とうまくやっていくことができなかったというのも一つの理由として挙げられると思っております。その一つの地域に限定してしまいますと、なかなか特定地域に限った活動だけになってしまいますので、相談や何かもなかなかできないというのがあります。複数の人数で入っていただいた例といたしまして、水原地区は過去複数で入っていただいております。結果はいろいろありますけれども、ただ今現在は全国的に協力隊から入ってもらいたいという市町村がふえておまして、募集をしてもすぐに応募してもらえというような状況にはなかなかならないという状況もございます。私どもといたしましては、今いらっしゃるお一人、それから地域の条件を整えばあと3人入っていただいて、もともとのベースとなる地域は瑞穂、長沢、水原、矢代という格好ではやるんですけど、活動は複数人で活動する。仲間としてネットワーク、チームワークを発揮しながら活動していく。一つの地域だけでは、その地域のお宝を発掘するといっても限られてしまいますので、広い範囲の中でそういう活動をする、そういった格好で隊員の孤独ですとか、相談相手がいないですとか、悩みを相談する人がいないとか、そういうことがないようにして隊員が活動しやすいような体制をつくっていききたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。新しいということで、新規で矢代地区に配置が予定されていますが、今ほど導入の希望があったということと考えるとしたら、矢代地区ではどのようなことを地域のこし協力隊に望んでいるのか、その点についてわかりましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 矢代地区は、今まで導入したことがありません。初めて協力隊から入っていただくということで、先ほど申し上げました研修会にも複数人で参加をしていただきましたし、地域として何をやってもらいたいか、地域としてどう一緒にやっていくのかなどを研修で学んでいただきました。その結果、現在地域で再認識、調整している最中でありまして、まとも次第募集を、まだ募集していませんので、かけていきたいというふうに考えておりますし、地域としてはこれまで矢代活性化ビジョンというのをつくってこられたんですが、それに基づきまして、稲作を中心とする農業振興、地域活性化施設を活用した交流促進、教育体験旅行の受け入れ、これらに取り組んできたんですけど、いずれもなかなかうまくいかない、課題や問題点があるということで、自分たちも努力するけども、現状を打破し、活力ある地域社会を取り戻すために視点や考え方が異なっているような都会の方から来ていただいて、活性化を図っていききたいというようなことなんですが、今先ほど申し上げましたように、地域の総意とするように調整をしていただいております。12月に区長会で意向確認をされたと、1月に大方の区長さんがかわってしまったというのがあるんで、また再確認をしているということです。それから、この21日に調整会議を

開いていきたい、矢代の地域づくり協議会の役員、事務局、矢代地区の区長会、矢代の広域農地保全会の役員ですとか、20名程度で調整をしていきたい、そこら辺できちんと隊員を受け入れられるなというふうに私どもが判断させていただければ、募集を開始していきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 御丁寧にありがとうございました。地域協力隊員が何かやろうと提案しましても、執行するまでに時間がかかる現状があると思います。協力隊員は、自由に動けてスピード感があることも特徴であり、まず資金の前渡しをするなど、機動的に使える予算執行体制などを検討するべきではないかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 確認なんですけど、協力隊員は来年度は非常勤特別職という形で、地方公務員という立場で仕事をさせていただく格好になります。協力隊員だから何をやってもいいということではありません。私ども協力隊からはやりたいことは、基本的にはやってもらおうという考えでいます。何に使うのかわからない資金を資金前渡であらかじめ協力隊に渡すというのは、仕組み的にはできません。ですから、協力隊から相談があれば、請求書で買っていただくというのが基本でございますので、私どもそれはいいねということであれば、請求書で買ってもらいますし、例えばコメリカードというものもありますけど、こういうものを買いたいということであれば、それをカードを使って買ってもらう。ですから、現金がないからといって、機動的に何かを調達できないという状態ではなくて、ただ私どもにまず相談していただくというのは、当然一つのやらないこととして入りますけど、それで基本的にはやってもらう考えでいますので、いいよということであれば、すぐ物を調達できる、そういう状況で今活動していただいています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 非常勤ということで、報酬とか、お金については今までどおりと考えてよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在今年度と一緒に、月額報酬が16万円で、年間の期末割り増しが0.8カ月ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 質疑ではありませんが、主役は地域住民で、協力隊員は縁の下の裏方さんで、地域おこしは名ばかりの便利屋さん、先ほど課長がおっしゃいましたね。便利屋さん扱いにならないよう、地域に大きな刺激を与えていただき、地域を変える力になれるよう行政としてサポートしていただきたいと思います。お先にありがとうございました。

○委員長（宮澤一照） 次、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きお願いいたします。

地域のこし協力隊、やっと他の委員から質疑がなされて、安堵しているところでございます。私ばっかやっていたわやということで、先にやっていただきましたけども、細かいことはさておきます。ただ、今議論聞いていただいてね、課長答弁あったその中でもって、私も議論してきた中で、地域に固定したかごの鳥にしちゃだめだよということで、その枠を超えて、それから便利屋でなくてどうのこうのという話とかね、やりたいことができるように、ただね、協力隊最初に導入したときにね、かなりの縛りがあつてね、制約があつて活動できないという、こういう状況があったんだけど、それを何年かの中でもって変わってきたというのが実態なんですよ。この協力隊なん

ですが、今回のを見ると、今言われたように、新規でもって矢代が入ってきた。昨年は大鹿が入っていたんですよ。ことしは大鹿は入っていないくて、かわりにというわけじゃないけど、矢代が入っているけども、去年入っていたけど、その大鹿の関係はどうなったんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど申し上げたことと裏腹になってしまうかもしれませんが、30年度の予算編成の際にですね、大鹿の地域の役員の方からぜひ協力隊から入ってもらって、地域を何とかしていきたいというお話がありました。私どもは、それを地域の総意というふうに受けとめまして、予算を計上させていただいたんですが、いざじゃどういこうことという話をする中で、地域の統一した考えではない、協力隊から入ってもらいたいというのが全員の統一された考えじゃないというのがわかりました。その経緯の中で、今度地域づくりの専門家からも入っていただいた中で、何回も申し上げますけど、地域住民の全員のアンケートを大鹿地区でもとりました。中学生以上だったと思いますけど、それで例えば中学生、子供たちは自分の地域にどういこう認識なり、不安を持っているのか、女性の方はどうなのか、多くの女性の方はよそからお嫁に来られた方もいらっしゃるんで、そういう方はどういこうふうに考えておられるのか、昔から住んでおられる方はどうなのか、そこら辺を年代別、性別ごとにもアンケートをまとめていただいて、じゃそれを今度地域の方々にどういこう結果でしたよという説明をして、どういこう課題があるねというのはある程度共有されました。じゃ、できるところから取り組みを始めていこうという今段階になっています。その中で、じゃ協力隊から入ってもらってやっていこうという結論になれば、募集をしていこうということだったんですが、現在までのところ協力隊から入ってもらうという考えはないということで、募集をしていない、そういう状況になっています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大鹿でもってアンケートをとったのはね、支援活動支援センターのほうでもって、その講師誰だったかな、名前忘れちゃったけども、その人が入って大鹿の全世帯、全住民に今言われたような形でもってアンケートをとって、それでまとめて、それが地域に配られたというのは、支援員も入って進めてきた中身なんですけども、今のところまだどういこうこと、この部分は現在進行形なのかなというふうに思ったりしているんですけども、特にね、私ここでもって一言言っておきたいのは、この協力隊を導入するに当たって、先ほど課長いろいろと課題を挙げてくれたけども、地域の人というのはね、言葉ではわかる、協力隊の成功例も説明すればわかる、だけど実際に地元で活動するといこうときに、いわゆる協力隊もね、成功したところの協力隊とイコールじゃないんですよ。したがって、そのところは地域との関係ではきちんとした説明をしながら、間違いのないような形でもってぜひ進めていってほしいなというふうに思うんですよ。

と同時にね、今まで入っていたという形の中で、ことし1月に長沢はやめましたけども、長沢の入り方じゃどうだったんだという話もあるんですよ。長沢での協力隊の活動は果たしてどうだったんだ。最初から長沢茶屋のお手伝いに入って、NPOにかかわってその職員みたいなことをやっていって、地域とのかかわりは果たしてどうだったんだ、どういこうかかわりがある中でもって、水原に入った協力隊は、毎朝大滝荘の掃除に行ってきたから自分の活動をやるとかね、そもそも入り口からしてかなり問題があるんですよ。どういこうことであつたんでは、これはおかしいよという形のもの、それと矢代でもって新たに入ってきたんだけども、矢代で果たして今横尾委員が言われたみたいに、どういこう目的といこうかね、中身でどういこうのはこれから調整していくんだという話だったんだけど、ただ今まであつたみたいに長沢や水原でやっていたみたいな形の中で、友楽里館との兼ね合いでの協力隊をどういこうかみたいな話だと、またこれも筋違って、入り口から間違っているんじゃないかな、聞くところによると、友楽里館もちょっと大変な状況だという話でいるんですけども、だからその辺のところを入り口から間違わないように

所管課としてはきちんとした説明等を一緒になって検討していくということが必要だと思うんだけどね、その辺の矢代における今までの経緯とこれからの対応についてどんな考えでいるか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど申し上げましたとおりでございます。活性化、矢代の計画の中で先ほど幾つか挙げましたが、その中に友楽里館が入っています。ただ、皆さんの念頭に友楽里館を何とかしなきゃいけないというのではないというふうには私のほうでは確認をしていますし、これからも委員さんおっしゃるように、我々も当然一緒になった中でせっかく来てくださった協力隊が悲しい思いをしないで済むように、生き生きと活動してもらえるように調整していくのが私らの仕事だと思っていますんで、今までいろいろ反省すべき事項はありますが、反省点を生かしながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことでね、これからの活動形態という形の中で、地域づくり応援事業も関連してくるんで、一緒に議論したいと思うんですけども、委員長よろしいですか。

○委員長（宮澤一照） どうぞ。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくここにも絡んでくるんだろうと思うんです。ただ、昨年この地域絡みの担当係といますかね、新たな組み立てをして、地域サポートセンターとのあるいは地域支援員との関係、この辺が何かすっきりしない中で1年過ぎたんじゃないのかな、私たち総文のメンバーでもって、ここでもって意見交換もやったんですが、すっきりした中身が見えてこなかった。今回は、直営でもってこの組織活動を進めるんだということで、またことし変わるんですよ。けども、なかなか我々そのイメージがね、見えてこない、湧いてこない、名前はころころ変わるけど、実態どうなの。ここでの絡みは、いわゆる地域支援の関係と、それから今までやってきた支援センターの職員と行政とという、こういう形なんだろうけども、ここにも協力隊がかかわるんだろうなというふうには思っているんですけども、まずこの辺の形態はどうなるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 昨年といますか、30年度が始まるときに行政内部での事務分掌が変わりまして、市民活動支援センターの業務も総務課に参りました。従来総務課で所管しておりました地域サポート人と、それから市民活動支援センターがうまく役割分担、一緒にやりながら活動して市民活動団体、ボランティア団体、NPO、それから新たな課題になっております自治組織の対応をしていければいいということできたんですが、なかなかうまく連携ができない状態でありました。どういう方向がいいのか、いろいろ試行錯誤してきた経緯があるんですが、やはり今の市民活動支援センターの体制プラス支援員というのでは、なかなかうまく回らないだろうということで、私ども行政の職員も地域協働センターということで、そちらへ入りますし、そこに今募集しています地域支援員お二人から入ってもらって、例えば支援員はお二人募集しているんですが、お二人はNPOですとか、地域づくり団体、ボランティア団体、従来の市民活動支援センターが支援してきたところを支援する役割を担っていただく。もう一方は大字ですとか、町内会ですとか、町場でも高齢化なり、人口減少が進んでいるところで、悩みを抱えていて何とかしたいというところを応援する担当、行政の職員は当然両方ともに絡んで、あとこの間も一般質問、総括質疑でもありましたけども、我々だけが一緒にやっていけばいいというわけじゃないですから、農林課ですとか、商工ですとか、いろんな関係のところにもつなげた中で、その地域を支援していく、そういう体制で来年度は動いてみようということです。これが最終形だというふうには考えていません。中間支援組織というのは、行政と市民の皆さんなり、市民活動団体なりの中にあって、いろいろ調整するということですので、並行してうまく活動をしていっていただけるようなNPOですとか、そういうのも育てるのか、探すのかしていったら、近い将来はそちら

のほうに移行していければいいなというふうに考えていますけど、今現在のベストな選択肢とすれば、我々行政の直轄として、職員も一緒にセンターの中に入った中で、支援員さんと協力して各地域なり、団体なりを支援していければいいなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれのね、今までやってきた経緯の中でもって、その仕事は継続するだろうというふうに思うんです。とりあえずは、何人体制でスタートするんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 支援員は2人を予定しておりますし、職員もこれから人事固めるわけなんですけど、今現在2人という格好で考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今まで活動していた支援センターの絡みの人というのは、ここには入らなくて、結局この4人でもってとりあえずスタートして今までやってきたトータルにかかわってくる、こういう考え方なんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） そのとおりです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それやっていくとしたらね、恐らく私は支援員2人くらいじゃどうにもならんだろうなというふうに思います。4人体制で、この活動というのはそれぞれにデスクワークじゃないんですよ。地域へ入って、地域の実態、実情を見たり、話を聞いたり、何をどうするかというのを組み立てていったりということになるんでね、恐らくこういう活動に対するボランティア的な人も協力を得ながら組み立てをしていくというパターンにならないとね、これが決定じゃないよというのは、決定どころかスタート段階なものですからね、まだ恐らく模索をしながら動くというパターンだろうというふうに私は思うんですよ。支援活動でやっていた仕事の中身もね、結構あるものですからね、恐らくパンクしてしまいそうな気もするんですよ。ただ、手不足になるということもあると思うんで、その辺のところは弾力的にね、いわゆるボランティアを含めたりする中で補充して対応していくという、このくらいな弾力的な考えがないと行き詰まってしまうというふうに私は今までの経緯の中から想像するんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 実際に動いていく中でですね、先ほど大鹿なり、瑞穂地区なりで支援をしていただいた中越のちょっと組織名は忘れてしまいましたけども、専門家の方もいらっしゃいます。そういった方からも折に触れて協力をさせていただきたいというふうに思っていますし、市の中での地域活動人材制度に登録されている人材の方もいらっしゃいます。そういった方からも場面、場面で地域が望む、こういう人がいないかねというのは、そういったところも活用させていただきながら、いろんな人材を活用して仕事をしていければいいのかなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうからお願いします。せっかくこういう形でね、地域づくり応援事業ということをお支えでもって入って行って、事細かにという形で言っているんです。この組織そのものがね、絶対にと行っていいほど頭でっかちの組織とかね、そういうことではなくて、とにかくデスクワーク中心じゃなくて、考えたからどうのこうのじゃなくて、現場に入って、地域の皆さんと一緒にという、このところをまずは主体的にやることだと。今までのデータもろもろの蓄積があると思いますのでね、これの分析も含めたりする中でもって、まずは地域づく

りだから、地域の皆さんの協力も得ながらというか、力をかりながらということでもって、スムーズな活動をしていけるように、また組織の形態も弾力的に対応できるようにということを私のほうはお願いしておきたいと思いません。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今私がほとんど聞く項目はなくなっちゃったんですが、ただ一つだけ、できれば今日までの協力のこし隊の中でですね、3年間全うしましたという方がですね、お二人おられるというふうに聞きました。この3年間全うしたんですけど、なぜ引き続きですね、地域に定着しなかったのか、そこら辺をはっきりですね、ちょっとお聞かせいただければと。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） お一人は、御家族の病気の看護のために実家のほうへお帰りになりました。いま一人は、大変悲しいことなんですけど、市内への定住を目指して民家も買った中で、農家民宿ですとか、農業を続けようということで準備をしている中に交通事故で亡くなってしまいました。

○委員長（宮澤一照） 村越さん、地域づくり応援事業で何かありますか。

○村越委員（村越洋一） あります。

○委員長（宮澤一照） じゃ、どうぞ。

○村越委員（村越洋一） じゃ、お願いします。

地域づくり協働センターの設置に関して、今ほども霜鳥委員さんからいろいろあったんですけども、私また違った角度で整理させていただきたいと思います。市民活動支援センターが本年度ですかね、総務課所管になり、それですね、私生涯学習とか、それから社会教育、こういったものがですね、多少追いやられている感じがしてならないわけです。関連するので、ちょっと挙げさせていただきたいんですけども、生涯学習推進プランというのがございます。これは生涯学習なので、教育のほうの関係になるんですけども、この中にですね、市長部局の施策に関しても生涯学習の観点で捉えて、地域づくりに取り組もうとしているというふうな記述があったりします。そういったことをちょっと関連しながらですね、全体でもってお話ししたいなと思っているんですけども、お願いします。

まずですね、ちょっと戻りますけれども、この地域づくり協働センターに関して、どういう目的かというところで、説明ですね、市民と市民、市民と行政、市民と団体で、企業をつなぎというふうに書いてあります。これらに関してですね、これまでの市民活動支援センターと何が違うのかについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 考え方としては変わらないというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 基本的な考え方は変わらないと思うんですが、多分表現的には少しニュアンスが変わってきているのかなと思います。どういうことかという、多様な主体と連携するというのが非常に前面に出てきているんじゃないかなと思います。そういった背景で、ちょっと話に聞いたところでは、地域運営組織といったもの、こういったものも目指すというようなお話も聞いております。それに関しては、恐らくこの地域づくり協働センターも絡んで取り組んでいくことなんではないかなというふうに思います。そうするとですね、非常に先ほどもお話あったようにですね、2名の支援員さんですかね、それと職員何名になるのか、ちょっと私聞き逃しましたが…

…

〔「2人、2人」と呼ぶ者あり〕

○村越委員（村越洋一） 全部で4名があの場合でもって活動するんでしょう。霜鳥委員もあつたようにですね、現場が主体の仕事になりつつ、さまざまなことがですね、あって、これまでうまくいかなかったものもみんな一手に引き受けながらやっていると、物すごい激務になるんじゃないかなというふうに想像しております。そういう意味でですね、非常に厳しい運営になるんじゃないかなと思っているんですが、ちょっと今の段階でもう一度お話ししたいと思うんですけど、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 各地域が一斉に動き出してもらえるのであれば、私どもも非常にやりがいがありますし、ありがたいというふうに思います。ただ、決して今はそういう状況ではありません。また、さっきもお話ししたようなその地域である程度の広がりのある地域でまとまって、自分たちの地域を自分たちの地域の住民がどう考えているのかから始まって、どうなりたいたいかを共有してもらおうという意味合いで、先進的な取り組みを例えば町内会長会議ですとか、地域づくり協議会の総会ですとか、今回総合交付金も仕組みを少しハードルを下げてメニューをふやしてというのがありますので、地域のほうに説明にも入りたいというふうに考えています。それらいろんな機会を捉えまして、こういうふうになっていけたらいいんじゃないですかというような投げかけをまずさせていただきたいというふうに思っています。そこで、よし俺たち、私たちやってみようというところから入っていくつもりですので、それが本当に一気に10も20も手挙げてということになれば、我々は体制というのは考えていく必要があると思いますけど、まずはこういう活動をしていかないと自分たちの地域はうまくいなくなっちゃうんだ、だめなんだというのをまず認識していただくところから入っていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） いずれにしても、スタッフと、それから行政と上手に意識を連携させながら課題共有して同じ方向を向いて進んでいっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどのですね、妙高市生涯学習プランとの整合についてちょっとお伺いしたいと思います。これですね、生涯学習、それから社会教育、これは地域づくりとどうにかかわっていきたい、それについてですね、どんなふうなお考えなのか、このプランにも書かれておりますけれども、改めて考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 生涯学習プランと地域づくりの関係ですけれども、私どもといたしましても、いわゆる地域づくりにつながっていく人づくりということで、この生涯学習推進プランでもそういうふううたっておりますし、それに基づいて人づくり、地域づくりにつながる学習活動の場の提供ですとか、またそれら学習した成果を地域の中に生かしていくための仕組みづくりというふうなことで今取り組みをさせていただいておりますし、今後ですね、そういうさまざまな学習機会の提供やその充実、そうしたことを通して市民の皆さんが地域の魅力を再認識したり、あるいはまた逆に地域の課題に気づく、そういったことを促しながらですね、地域のことを考えていただくきっかけづくりを進めていきながら、より多くの方が地域に目を向けていただいて、地域づくりに参画していただく、そういったことを促していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうしますと、地域づくりと非常に密着したものだというふうに理解します。

そうすると、今の地域づくり協働センターとの兼ね合いというか、それも当然必要になってくるし、どんなふうな連携なのかなというところが疑問になるわけなんですけれども、この生涯学習プランのですね、学びの循環システム、この中のよくおっしゃいますけれども、中核になっている子縁人材制度というのが過去にありました。これが

ですね、先ほどちょっと課長も触れられたと思うんですけど、地域活動人材というものになりましたよね。それについてですね、その地域活動人材というのは、学校から地域まで補完して生涯学習活動による地域づくり、こういったものを進めていくというふうな趣旨なんではないかなというふうに思います。実は、私子縁人材に以前から入らせていただいております、昨年の4月ですね、当時小林教育長さんから子縁人材登録者に対してですね、通知が来ました。それで、今後は地域活動人材制度ということになるのではというふうな、それでどんなことかというところですね、地域づくり団体や自治会などからの依頼により、皆様へ派遣のお願いをさせていただくというふうな文言が来たんですね。そういう意味でですね、この地域活動人材制度も含め、これから非常にこれは大事なシステムであると思います。現状から言うところですね、そんなに私の印象などで違ったら違ったら訂正していただきたいんですが、なかなか活動がうまく絡み合っていないというところがあるような気がします。そういう意味でですね、それも含めて、この地域づくり協働センターとこの地域活動人材制度、これの連携というか、それは今後どんなふうな考えか、お伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどちょっと申し上げたんですが、地域づくりなり、地域の活性化、組織の活性化等については、いろんな人材からかかわっていただきたいというふうに考えています。私ら協働センターで活動している中で、さっきも申し上げたんですが、各地域のほうからこういった人から助けてもらいたいんだというお話があればですね、人材のリストがありますので、それをお示しをした中で、実際管理している教育委員会のほうにつないでいければというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういう意味で、生涯学習と地域づくりとうまく連携してやっていただきたいなというふうに思います。これについてはですね、また後のほうでコミュニティ・スクールの関係でまた質疑させていただきたいのでよろしくお伺いいたします。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 聞きそびれたのを1つ、答弁聞いていないというのが1つ。

この支援センターというか、協働センターと協力隊の関係どうなるかというのをお聞きしたんですけども、それちょっと確認できていなかったんで、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 地域支援員は、基本的には先ほどから申し上げておりますように、NPOですとか、市民活動団体、ボランティア、大字町内会を支援することが目的でございます。協力隊は違う目的を持って各地域へ入ってもらっています。ただ、ばらばらで活動、ばらばらというか、活動は個々にありますけど、定期的に地域の課題や実態について情報共有する機会は、当然設けたいというふうに思っていますし、協力隊員がいろんな地域へ今度行ってもらって格好になると思いますので、それに対して支援員が承知していることについてアドバイスをしたりとか、もろもろな形でお互いに協力し合っていければいいなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、結局協力隊とこの支援員との関係、センターとの関係というのは、それはそれなりに密接な関係があるという、こういう位置づけで見えていくべきですね。今まで協力隊に対して、直接指導がどうのこうのというのは、そんなになかったんですけども、別に指導しなさいという意味合いじゃないんですけども、かわりとしてはそこでもってどっかでかわりを持っていかなかったら、協力隊だけが一人でもって糸の切

れたたこみみたいな形で活動するというわけにもいかないと思うんですけど、その辺の兼ね合いも含めた中でどうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 協力隊も支援員も、当然総務課地域協働推進係の管轄でございますので、今までもばらばらに活動していたわけではありませんし、定期的に意見交換ですとか、情報交換やってまいりました。ですから、事務所的にはですね、協力隊はしばらくの間は克雪管理センターに置いていただくような格好になると思いますけど、連携きちんととっていく必要はあるというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） もう一点なんです。

今までは協力隊、それから支援員と協力隊との絡みの中で、行政の中にね、ほかの課、他課の職員が兼務位置づけでもってそれぞれ課に1人ずつというかね、全部じゃないんですけど、そういう形で何人かいたんですが、例えば支援員も協力隊も地域のイベント絡みとかいうような絡みでいったときには、当然主管の事業主体である他課のところとの兼ね合いなんですけども、今後そういうのはどういつながりでもってやっていくのか、全てが協働センターの中でもってやっていくなら、そこにもほかの課当然絡みがあると思うんですけども、その辺のシステム的なところはどんな見通しでいるか、そこをちょっと最後に確認させてください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今年度までは、先ほどおっしゃったように総務課の地域協働推進係に農林課とどこかちょっとすぐ出てきませんが、兼務というような格好で入ってもらっていました。ただ、今どうしようかちょっと思案をしておるんですけど、先般1月30日に協力隊受け入れの研修会開いたときに、職員も42名参加してくれました。3つ、4つの決まり切ったような課だけから入ってもらっていても、もっとほかにもいろいろつながりがあるんで、中途半端な形にするのがいいのか、それとも兼務というのは取っ払っちゃって、全面的に協力隊がいろいろやる時にかかわる課というのは、我々窓口になって協力していくというふうな体制とればいいなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もそう思うんです。今までかかわっていた兼務職員もいたんですけども、なかなか決まり切った形での会議といいますかね、そういう形での意見交換も少なかったという形がありますし、それから、それぞれの所管課でもってイベントやって、協力隊に応援してもらいたいんですけども、総務課の許可得なきやいけないみたいな、別にそんなわけじゃないと思うんですけどね、みたいな感覚もあったりしてというのがあったりしますんでね、だからそこは今度はセンターのほうが必要に応じてそれぞれ要請する中でもって組み立てをしていく、それは支援員が必要と感じたときとか、協力隊が必要と感じたときとか、あるいは地域から要請があったときというような形の中で、弾力的にそこを膨らませる中でシステムを動かしていくという、こういう形でもってぜひ踏み込みしていただきたいなという私の思いなんですけど、最後にもう一言お答えください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 協力隊につきましては、今予定をつくってもらっています、3週間とか、そのレベルですけど。その中で、この日は例えばこの地域のこういうやつをやって、ほかの農林課とか何か一緒にやるんだというのがありますし、定期的にどういう活動してきたかというのをお互いに報告し合うというのもやっています。ですから、そういうような中で私ら協力隊が何しているか知らんという、所管が知らんという状況は私よろしくないと思っていますんで、ただ先ほどから金銭というか、経費の話でも申し上げていますが、なるべくやりたいこと

をやってもらいたいという考えがあります。我々のほうでそれを承知した上でしてもらいたいということで、制約は極力しないような格好で動いていきたいと思っていますし、各課にそこら辺もまたいろいろ話をしながら周知をしてまいりたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何か私の言い方が悪かったみたいで、協力隊がどうのこうのということじゃなくて、この協働センターがそれぞれ動いていくという形の中では、それぞれの地域が絡んできて、だからそこには地域絡んだというところには支援員が必ずと言っていいほど絡んでくるわけなんですけども、そういうことを詰めていくあるいは広げていくという段階の中で、必要に応じてそれぞれのほかの課の職員も入れる中でもってこの協働センターを発展させていってほしいということなんです。ちょっと捉え方とかね、の認識違いがあったんですけど、そういうことですので、ぜひそういう形でもってこの組織、中心は中心として膨らませていって、地域とのかかわりも広げていくという、こういうスタンスで臨んでほしいということですので、そこは誤解のないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長、端的にお願いします。

○総務課長（久保田哲夫） 動いていく中で、いろいろケース出てくるとは思いますけど、一番いい方法を選択してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、15時まで休憩いたします。

休憩	午後	2時49分
再開	午後	3時00分

○委員長（宮澤一照） じゃ、休憩を解いて会議を続けます。

次、17日の妙高山麓ゆめ基金事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 時間の関係ありますんで、非常に簡単なんで説明不足もあるかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひします。

これはふるさと納税の絡みのところでもってお聞きをしたいというふうに思っています。返礼品の問題については、以前も議論した経緯があります。今当市の実態は、この返礼品どの程度の割合で、どんなものを出しているかというのをまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 当市におきましては、総務省通達に従いまして、寄附金の3割以内ということを守ってやっております。主に返礼品の9割以上が米または酒ということでお送りしております。そのほかに宿泊券ですとか、スキー場、ゴルフ場利用券ですとか、そういったものをお送りしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それですね、このふるさと納税を今現状の中だけでもって固定するのか、あるいは子育て支援のようなところにも踏み込みをするのか、ある自治体では国保の均等割をこのふるさと納税で賄うなんていう自治体も出てきたりもしているんですが、これは当然制度改正は国に要求しているんですね。給食費の無償化を図ったりとかと、こういうのもやっているんですけども、そんなとこへ発展させるような考えがあるかどうか、もうそれは全然それは別だよということなのか、その辺市長しゃべらないとくたびれるんで、市長どうですか。

○委員長（宮澤一照） 市長。

○市長（入村 明） お答えいたします。

原資が安定してですね、これだけのものが予算の上で毎年あるいはですね、確保できるという形ということが前提になると思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、続けて済みません。

この30年度の収入状況、当初では1億というふうになったんですが、状況どうでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 31年2月末現在では、ガバメントクラウドファンディングのものを含めまして、件数で2210件、寄附額では約4400万円、前年度同期と比較しまして、件数では約500件、18%の減、寄附額では約1930万円、約30%の減ということになっております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 減っている要因は、どのように見ていらっしゃいますか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） マスコミへの露出が多い自治体に寄附金が多く集まっているように感じております。全国各地で発生いたしました災害の被災地、それとかテレビドラマのロケ地などで寄附金が増加しておりますし、一番多いのはやはり総務省通知以上に返礼品を提供している自治体に対して、その報道をいい宣伝となりまして、そちらに大変多額の寄附が流れているということがあると思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常にマスコミというか、ニュースに惑わされるところが出てきたなど感じるんですけど、そのマスコミではちょっと取り上げられたんですけど、仲介業者、今ほどもちょっと課長からも答弁ありましたが、仲介業者のネットの画像の一番前に出てくると、寄附がふえると。当然それには割り増しの料金を払っているというようなことを聞くんですが、妙高市の場合の仲介業者の手数料高いとか、そういったものがある中で、仲介業者の数と、それから選んでいる基準、手数料はどのくらい払っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 当市におきましては、ふるさとチョイス、さとふる、楽天の3つのサイトを利用しております。その選定に当たりましては、契約や運営組織が信用のある企業で、掲載自治体数が多く、全国的な知名度が高いこと、それから寄附者に特典があったり、利用しやすいシステムで、大勢の方の利用が見込めること、それから利用料金が高額でないことなどを考慮して決定しております。ちなみにさとふるでは、寄附額の12%プラス消費税、楽天では寄附額の14%プラス消費税がその手数料となっております。

○委員長（宮澤一照） 次にですね、今度は2項2目徴税費、市税徴収確保対策事業に参りたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 24ページのここに書かれているように、差し押さえ、生活困窮、徴収嘱託員云々というのがありますが、それはそれとして、新規でやっている企業を対象にした電子納税、この導入なんですが、どんな形で行われるのか、メリット、デメリット、その辺のところはどのような状況になっていくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらにつきましては、従来ですと電子申告ということで、国、地方の全ての地方団体の電子申告をやっていた団体がですね、ことしの10月からですね、全ての地方団体を対象に電子納税を開始するというごさいます。内容的にはですね、従来ですと、各企業の皆様方がそれぞれの自治体が発行する納付書に

応じてですね、それぞれの金融機関で手続をしていたものをですね、中間に入る団体がですね、地方税共通納税システムというのを間に挟むことによりまして、各自自治体にそれぞれ納付したものをですね、一括企業の方が納付することによって、各自自治体に電子的に納付するといったような仕組みに変わってくるというふうなことでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、例えば当市で考えたときに、この企業というのに、これはこちらから行政のほうから話を進めていくのか、あるいは企業のほうから申し出になるのか、その辺のいきさつというのはどんな形になっていくんですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、今回企業を対象にですね、県市民税の特別徴収ということで、給与天引きとしている県市民税とですね、法人市民税が対象になるということでございます。したがってですね、そこら辺若干ちょっと御不明な点があるんですが、基本的に電子申告と同様にですね、申請をいただく中で、納付を電子的な処理で一括してするというような格好に変更になるというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いずれにしても、納税対応についてということになるんで、行政のほうから要請したときに、そういうシステムをとということでもって、これは企業のほうがそれでやりますと言わなきゃそうなっていかないんだろうと思いますけども、やっつけてしまえばというか、そこへスタートしてしまえば、手が省けるという、この辺があるのかなというふうに思いますので、言っていることがまあまあわかりましたということです。

この絡みの中でなんですが、ほかのところ項目を設けませんでした、マイナンバーの関係で常にというかね、新たな項目が追加されるたびにソフト云々でもって工事が必要となってくるんですが、もう既に幾つかの項目がこのマイナンバーにという話が出ています。今後のその辺の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 御承知のとおりですね、妙高市におきましても、マイナンバーカードの普及がですね、10%程度ということ、あるいは全国的にもですね、12%程度ということで、やはり国が想定していたよりも非常に普及がおくれているということで、国といたしましても、次の対策をとる中で、積極的にですね、普及を図っていきたいというふうな考えているというふうな状況でございます。まず、今後国の予定といたしましては、ようやく年金機構の本格的な情報連携がことし4月からですね、施行して順調にいけば年度内に年金の手続きの際の各種の証明書が可能になるということで、まず情報連携が本格的にスタートすることになります。それから、国といたしましては、次にですね、さらに効率化を図っていききたい、あるいは市民の利便性を図っていくということで、法改正を考えているということで、これは2019年度内にですね、マイナンバー法を改正する中で、今現在限られている事務以外にですね、戸籍事務あるいは旅券事務あるいは在外邦人の管理業務あるいは商圏業務、罹災証明書業務といったような次の公共性の高い事務に対しまして、マイナンバーを導入する中でより効果を高めていきたいということで、マイナンバーをまず一部改正したいということでございます。

それから、ちまたのお話が出ております健康保険法の改正に伴いまして、こちらにつきましては、2020年健康保険証の本格運用に向けまして、やはりマイナンバーカードをですね、健康保険証というふうに使えるように、保険法を改正するというような一連の流れの中で、法改正を受けまして、やはりこれも2019年度から法改正が終わり次第ですね、システム改修を順次入っていくということで、同様にですね、これまでと同じようにですね、法改正がなされた都度ですね、必要な国のシステム改修を受けて、必要によっては市のシステム改修も必要になってくる

ということで、これらの財源につきましては、国の財源手当てを受けながら、それを受けて市としては必要なシステム改修につきましても、必要によって補正予算等も今後またる必要になってくる可能性が出てくるといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） このマイナンバーのね、この法が入ってきたときに、通ってしまえばこれは何でも入ってくるよということでね、ただ災害云々でもっていったときに、これがあると重宝だという言い方はちょっと失礼なんですけども、調査してどうのこうのというのが早くできるよという形だったんだけども、それ以外にいったときには、今課長答弁あったようにね、いろんなものがこれから入ってくると。病院の診察券もこれ代用できるようになってくる。どんどん、どんどんこの中身が膨らんでくる。年寄りの人も大変だなというふうに思ったりするんですけどね、こういう関係で出てきたときに、それぞれただ役所の中だけでもって使用するという分については、役所の中のセキュリティーが働いているから、それはというんだけども、今度はそうでなくて民間でもこれを使ってといったときに、身分証明書であって、保険証であって、あれだと、これだといったときに、それぞれのところで使ったときのセキュリティー、それから私も中身こういうよくわかんないんだけども、結局そこで使うときに例えばなんですけども、病院で診察券使ったときに、カードの中身をほかの項目ものぞけるのか、それだけということになるのか、それだけしかのぞけないというようなシステムで動いていくのか、その辺も今のオレオレ詐欺じゃないですけども、やろうと思ったらいろんなことができるというパターンになるんですけども、そういう関係でのセキュリティー関係ですね、あるいはカードのシステムのなもの、内容的なもの、その辺のところは今後どのような形で進んでいくのか、今の時点でしかないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） これは、制度始まった当初からですね、国民の皆様方、市民の皆様方が心配しておられる、いかに安全対策をきちっととれるかということで、国のほうでも基本的な個人情報の適切な管理をしていこうということで、当初から制度的な保護措置、あるいはシステム面での保護措置を徹底していくというのが大前提でございます。今ほどお話ありましたが、マイナンバーのカードの中に全ての情報が入るのではなくて、基本的にはその基本情報というふうな4情報、それとマイナンバーということで、基本情報というのは住所、氏名、生年月日、性別、それから個人番号、それから公的認証のみしか入らないということで、基本的には従来と同様にですね、その後カードを使いながらですね、各機関がそれぞれ分散管理するというので、そこにつなげるためのツールとしてカードを使うのみということですので、そういう意味では基本的には簡単にシステム上での漏えい事故が発生するということには一切至っていないというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今マスコミ報道の中でね、いわゆるアポ電でどうかこうとかという、そういうのももろもろあったりする中で、こういう中身を変えていくという位置づけでありますからね、やっぱり市民の皆さんへの内容の周知ですかね、そういうことも今後気をつけていかなきゃいけん課題だろうというふうに思いますのでね、その辺の対応は間違われないうようにというのか、相手を混乱しないようにというのか、その辺のところはきちんとした対応を要請しておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ここまでです、2款終わったんですけども、2款のところですね、その中で何か質疑あ

りませんか。提出していないとこないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続いて行きたいと思います。

民生費ですね、民生費の家庭児童相談相談・子ども虐待防止事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 数多くて済みませんが、ひとつよろしく願いいたします。

児童虐待の問題については、一般質問でも行いました。そのとき言ったように、実は先般県職の異動内示がありました。上越児相へも1人ふえました。ふえたんだけどもというのがあるんですけども、誰に聞こうか、教育長の上越児相の人員がふえたというこの実態は聞いていますか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 1名増員という情報は聞きました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこで、この前の一般質問の中でも教育長答弁であったようにね、やっぱり実態をいかに把握してどう対応するかという形の中で、それぞれの経験が必要だということの答弁もあったんですけどね、今回の増員は1名、全くの新人ですよ。全然そういう経験のない人だということなんですけども、その辺のところをはい、そうですかという形でいくか、これだけ虐待問題が大事なんだからということでもって、その辺のところを人事権に口挟むというわけにいかない状況ではあるけども、ただ児相とのやりとり、相談事の中でね、そういう対応はできるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺の考えはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） どこの世界にもなかなか人手がなくて、新人が入ってくるというのは避けられないことだというふうに思います。経験者が入るのが一番いいんだろうと思いますが、なかなかそうはいかない状況の中で、あとは教育委員会のこども教育課の中でのスクールソーシャルワーカーという方もいらっしゃいまして、その方は児相の経験もある方です。そういうベテランの方が教育委員会にいるということだけはすごく僕は力強いと思いますし、そういう方々と児相の若い方々との連携も当然出てくるわけですから、その中でしっかり育ててもらいたいし、育てていきたいというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先般の中でね、やっぱり学校は校長がどれだけ危機管理を徹底するか、児相もそうなんですけど、児相のほうはどうも今そんな状況じゃないみたいなんです。ただ、そんなとここで議論したってしゃあないという形なんですけど、そんな状況の中でね、きょうのね、新潟日報の1面を見てね、とんでもないことだなと、大変なことだなというふうに思いました。この実態の中で何かというと、実は児童福祉施設である若竹寮、ここだって人数の関係でね、大変な状況だと。児童相談所もあそこも一時保護所という位置づけでいるんですけども、ここも大変な状況だということなんですけども、この辺のところのいわゆる会議といいますかね、そういう位置づけの中で、どうするこうするという、その辺の議論がどうなのかということをお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員御指摘のように若竹満杯状態、常にいっぱいの状況、そして児相の一時保護も2カ月間の期間は一応保護できるようになっているんですけども、昼夜担当員が一生懸命確認をしながら彼らの様子を観察をしています。そういう状況の中で、新しい事案が出たときに、受け入れる先がないんじゃないかというような不安が常

について回っているんですが、そこら辺につきましては、先ほど申し上げましたけど、児相と、それから私どもとやりとりの中で、緊急性のものについては何とでも対応してもらおうというようなこと、それから同じ児相でありましても、区域をまたいで、例えば中央だとか、長岡だとかいったようなことも受け入れ可能な場合は受け入れてもらうようなシステムもありますので、そういったところを活用していきたいと思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 若竹寮の位置づけでもってどうするこうするって、その若竹寮の関係もここは含まれているんですけども、そっちのほうは特には何もなしでもっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 若竹寮につきましては、一時保護が終わって、そして親元には帰せないという状況の中での判断が児相で下ったときに、入る施設、養護施設でありますので、そこについては児相とのやりとりの中で若竹寮のあきぐあいだとか、それからその活用状況だというのは確認はしておりますけども、それ以上のことはできません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今教育長からお答えいただいたように、新たな事例が出てくると、その場でもってみんなで相談してどうするこうするたって、結局そこから先の器、受け入れ対応がないというような状況なんで、そういう事例がないように取り組みを進めていかなきゃいけないということになると思うんですね。だから、そういう点でどれだけの危機感を持ってそこに臨むかということが必要なことだというふうに思っています。そんなところで、これからきちんとその辺の対応をしていただいて、あとは一時保護所の内容についてだって、児相との相談というので、話し合いはそれなりきにあると思いますので、その辺のところもきちんとした対応を要望しておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） この件でございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、認定こども園・保育園運営事業に行きたいと思えます。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） では、お先にやらさせていただきます。

これは、幼児教育無償化ということで、10月に消費税10%になるため、国と連動した幼児教育無償化ですが、対象となる子供たちは何人いるのですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 10月からの子供の無償化の関係ですけれども、現在3歳から5歳の子供は全員対象となりますので、現段階では市立、公立の保育園ですけども、約600人ほどいます。それとゼロ歳から2歳児のお子さんについてが対象となります。これについては、生活保護世帯ですとか、そういう世帯でございますので、十数名から20名、そのときの状況によって変化しますけれども、そのぐらいが想定されます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 600人足す十数名ということですが、これの対象となる総額の金額はどれくらいでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） いろいろな算定といたしますか、ございますけども、無償化の部分と給食費が今度徴収することになりますけども、その辺をプラス・マイナスしまして、トータルで4500万円ほどかかる、半年です。10月から3月までの間の半年で4500万ほどかかることになっています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。

続きまして、保育士確保対策補助金を活用した保育士資格の取得支援や人材の確保に取り組まれますが、この保育士確保対策補助金というのは、どういう意味合いのものなのか、教えてください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 保育士確保対策補助金ですけれども、今現在多くの無資格のパートの方が働いていただいておりますけれども、そのほかにも資格を持っていない方がいらっしゃいます。そういった方から保育士資格を取っていただきまして、妙高市の臨時あるいは正規の職員として働いていただくというふうなことの中で、保育士資格取得に対する補助を実施しているということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。保育士を無資格の方を補助する形での補助金ということで、昨日一般質問もさせていただきましたが、保育士不足ということで、ことし31年度は5名と聞いていますが、5名は採用されて何とかやっつけていけるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 新採用5名ですけれども、今年度の正職の退職者が5人います。これでプラ・マイ・ゼロになるんですけれども、そのほかにですね、新規の再任用の方が2人、それと産休明けで4月から復帰される方が2人おりますので、平成30年度と比較しまして4名の正職の改善というふうになっています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。この中で、講演会とあります。講演会については、毎年やっているものだと思うんですが、その内容についてお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 講演会ですけれども、子供に対してではなく保護者に対して行うものなんですけれども、子供の健康づくりに関すること、歯科講話ですとか、けがを防止したり、けがしたときはどうするかというような救急対応、そのほかにですね、子供とのかかわり方、子育てに関する講演会というふうな内容になっております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） わかりました。

それで、教育長にお聞きしたいんですが、この講演会というのは昔からよく聞いてほしい保護者には参加してもらえず、毎回同じ人が来たり、本当にその人に来てほしいためにまた呼びかけしてもなかなかその人は来ていただけない状態で、またなかなか保育士さんが難儀しているという話も聞きます。そしてまた、新しく教育長はまた就任されまして、そういう思いとか、そしてまたそういう保護者に訴えるような形で声がけしていただくような形での講演会もお願いしたいんですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 園だけの問題ではなくてですね、小学校、中学校全てそういう傾向がないわけではない。そういう状況の中でどう対応するかというのは、非常に難しいところなんです。強制的なものではないので、いかに興味を持って困り感がある保護者がじゃ聞いてみようかというふうになるかどうかというのは、広告というか、事前のですね、案内にかかっているのかなとも思います。そして、保育士さんたちがこういうことがあるよということを保護者が迎えに来たときに丁寧に一人一人声をかけていくということも大切だと思いますし、特に足を運んでいただいた人については、そういうことが大切になってくるかなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。しっかりした観念でまた取り組んでいただきたいと思います。

細かいこともありますが、それは所管に行って直接聞きますので、これだけにしておきます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きお願いします。

資格の云々というのがあったんですけども、そういうの全部省きまして、単刀直入に。今それぞれの保育園での保育士の実態、正規と臨時、パート、これはどのようになっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 平成30年の現在の状況でよろしいでしょうか。正規職員が63名、臨時職員が20名、パート職員が142名、合計219名です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これでそれぞれの保育園のクラスの数は幾つになりますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） クラス数ですけども、現在合計で55クラスです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、この55クラスというのは、全て正規で賄っているのか、ここに臨時がどれだけかかわっているのか、その実態はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 実際正規職員のうち、園長、それと教頭、そういった人たちがクラス担当はしませんので、実際はですね、今言った臨時職員と正規で賄う形になっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 仕事の公平化というか、そういう絡みの中で、臨時といえどもクラスを持っていると。そんな中で、保育士の資格取得を支援しながらということで、ただ今はそういう状況なんですけども、この保育士そのものを正規でもって雇い入れるべき保育士そのものが不足しているという状況にあるわけなんですけども、今後の対応というのはどういう方向でもっていくのか、考え方をお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 正規保育士につきましては、各年齢ごとにトータルの必要人員を考えた中でですね、各年齢、急に1つの年代だけ突出してとるわけにはいきませんので、今後も対象者との数のバランスをとりながら正規を補充していきたいというふうに考えています。それと、そのほかにもですね、保育士確保の中で、来年度地方公務員の条例改正もありますけれども、いろんな制度改正の中で、例えばですね、年齢制限を外すとか、いろいろそういったことの中で、今後この人手不足の中でですね、どういうふうに正規職員を確保していくかということについては、知恵を出して対応したいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いつときですね、保育園の統合等も含める形の中で、正規の職員を雇わなかったという、そういう時期もあつたりする中で、その弊害がどっかに来るよという、こういう位置づけであるんですね。将来的に見たときには、やっぱり年齢幅との絡みの中で、計画的にきちんとした対応を考えていかないと、またどっかでもってその山が来て、谷が来てという形でもって行き詰まると、こういうのもあるし、行き詰まったところでは正規じゃなくて外してしまうみたいなこともあつたりするわけなんですけども、その辺のところは今後先を見据えた中

でもってきちんとした対応をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

○委員長（宮澤一照）　じゃ、次にですね、病児保育室運営事業になりますね。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　それでは、私のほうも時間の関係もありますので、単刀直入に質疑させていただきます。

まず、けいなん病院で補修した後含めて体制をとっていくということでありまして、定数3人とありますが、その根拠は何か教えてください。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　定員3名ですけれども、現段階では保育室の部屋数2と保育士2名というふうな中でですね、1保育室に保育士は1名配置して、定員を3名としています。これは、同じ病気の子供以外は同室に入れられないというようなことの決まりの中です、2名、最大で3名というふうなことで決まっております。改修後はですね、部屋数が1部屋ふえまして3部屋になります。そういった中で、定員を今後は4名にしたいというふうな考えでおります。

○委員長（宮澤一照）　阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　それでは、2点目としまして、もし利用者がゼロのときはですね、職員はどのような業務を担当するのか、教えてください。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　利用者がゼロの場合なんですけれども、病児保育になる場合、当日受け付けもしなければならぬ状況です。そういった意味では、1名最低限常駐しなければいけないというような形になっております。そういった中で、2名体制でいくわけなんですけれども、もう一人は何をするんだということにつきましては、病室ですとか、病児保育室の清掃ですとか、消毒だとか、日報の整理とか、やることはかなりたくさんあるんですけれども、さらには家庭児童相談員と一緒に保育園を訪問して、支援の必要な児童の活動等の観察あるいは子育て広場での子育てに関する相談業務を受け付けたり、そういうふうなことについてですね、やりたいというふうに考えていますし、あと1歳児訪問世帯もかなりありますので、そういう世帯も回らせていただくというふうなことになります。

○委員長（宮澤一照）　阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　それではですね、逆にですね、利用者がふえたときには、どのような形をとられるのか、教えてください。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　利用者がふえてですね、定員を超えた場合ですけれども、これにつきましては、残念ながら利用をお断りするといいますか、そういう状況になります。

○委員長（宮澤一照）　阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　その場合は、ぜひともいろんな形です、紹介とか、何かしていただかないかという感じをしたところですが、病気は全て逆にですね、オーケーということになるのか、それとも病棟によって違う形の付加が対応していくのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　病気といいますかですね、まず利用なんですけれども、利用に当たっては、病児保育、病後児保育を受け入れますけいなん病院において、医師の診察が必要です。診察をしていただきまして、受け入れられる、受け入れられないということをまず判断していただくことが前提になっています。その上で、要は医師の

オーケーが出た方については、全て受け入れるという形になります。ただ、定員はありますけれども、ただ受け入れられない病種につきましては、空気感染をするはしかですとか、結核、あと二次感染を防ぐことが困難だという疥癬とかです、頭ジラミといいますかね、そういったものについてはですね、医師も受け入れないというようなことになるということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、保育時間等はどのように設定されているのか、または、曜日等について制限があるのか、お聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 保育時間なんですけれども、これについては平日朝8時から夕方6時までということになっております。土曜、日曜、祝日につきましては、事前に医師の診察も必要になりますので、土曜、日曜、祝日けいなん病院が開設しないときにつきましては、受け付けはしていないというようなことになっています。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、スタッフの関係についてお聞きしたいと思うんですが、スタッフはどのように集めるのか、またそのスタッフはですね、勤務の関係でシフト制があるのかどうか、さらには人材が不足しているということがありますので、シニア登用のこともあるのかどうか、その3点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） スタッフにつきましては、保育士については市の臨時職員を2名雇用します。今臨時職員、保育士資格を持っている臨時職員の人が非常に不足していますので、シニアという件につきましては、そういったことにこだわってられる状況ではないというのが現実でありますので、何歳でもというふうなことでですね、お受けしております。そのシフト制につきましては、保育士については早番と遅番、8時から始まりますので、7時45分から16時30分までが1人、もう一人は9時30分から18時15分までという2つのシフト、早番、遅番があるというふうなことであります。

○委員長（宮澤一照） この民生費ですか、今まででほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ないですか、じゃ次行ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続きまして、消防費に行きたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続きまして、消防費に行きたいと思います。

1項4目の無線デジタル化事業について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 教育費に行きたいと思います。

教育総務費で1項2目いじめ・不登校対策推進事業に行きたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 端的に伺います。

今マスコミ報道を見ていると、先ほど言いました虐待問題、そして学校でのいじめ問題、このいじめも何かゲーム感覚でね、自殺等が入ってきているという、実際は本人はそんなゲーム感覚じゃないと思うんですけどね、大変悲惨な状況で起こっております。学校に訴えても取り上げてもらえなかったとか、保護者が要請したけども、聞き

おくのみみたいでもって終わってしまったとか、事件が起きてからいじめがあったとか、なかったとか、そんな話が出されております。しかし、そんなあつてはならないことだというふうに思うんです。そういうことのためにどうか、先ほど教育長の答弁の中で一言触れていましたけども、スクールソーシャルワーカーが配置されているという、この配置の実態はどのようになっているか、お聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） スクールソーシャルワーカーですけれども、市費で1名ことしの春からです、4月1日から採用しております。週3日の勤務です。9時から16時というふうな勤務であります。各学校等を回りまして、面接、面談あるいはいじめ等初め児童虐待含めましてケース会議等に出席をしている状況であります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1人いて、週3日勤務で各学校回っていてということで、結局そこでもって面接、面談をやるというのは、当人とだけの面接、面談という位置づけなのか、そこへ持っていくにはやっぱり教職員との関係が非常に大事になってくるというふうに思うんですけれども、その辺の仕事のやりくりといいますかね、やりとりといいますかね、その辺はどのようになっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） スクールソーシャルワーカーですけれども、児童との面談だけではなくてですね、当然保護者の方あるいは教職員ともですね、面談をしますし、相談も行っております。ちなみに学校訪問ですけれども、学校等を訪問した件数については、ことしだけで245回学校等へ出向いてですね、教員あるいは当事者等あるいは保護者から来てもらってというふうな話も行っているところであります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでもって、学校訪問しているんだけど、学校訪問をどういう週3日なんだけど、それぞれ回っていると。自主的に回っているというパターンもあれば、ちゃんと決まった形で回っているというパターンもあれば、ただ行ったからたって、じゃそこではどの教職員と打ち合わせしながら児童との面接、面談を行っていくのか、あるいは保護者との面接、面談のことについてだって、情報としてやっぱりそこでの教職員がかかわらなきゃというふうに思うんですけれども、その辺のシステムはどんな形でもって動いていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 面接、面談、学校訪問含めてですけれども、定例的に回るケースと、あと要望があつて1件ごとにそのことに対応することのために訪問するケースと、いろいろあります。そういった中で、いじめ問題も1回ですばすばと解決するわけでもございませんので、定例的あるいは心配な案件については、スクールソーシャルワーカーの判断で適宜回って観察をしたりということもございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当然このソーシャルワーカーはね、いじめとか、不登校とかだけじゃなくて、虐待問題だって当然絡んでいると思うんですよね。例えばそういう報告できるかどうかなんですけども、こうやってソーシャルワーカーがかかわっている関係で、事件、事故を未然に防ぐことができたというような事例があつて、報告できるようだったらちょっとお聞かせいただくとありがたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今現在未然にということについては、現在把握はしておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 未然に防ぐというのは、さっきもあつたんですけれども、やっぱりそこに常に一緒にいる人

たちということになるんだろうと思います。その後は事のあった後に対応していくという、そのあり方の問題でもって、ソーシャルワーカーが動くんだろうなというふうに思うんですけども、今後そういう事例の中で大いに参考になるといいですかね、今後生かせるというかね、これをやることによって学校の中での教職員の対応も変わっていくとかね、そういうようなことについての考え方、これは教育長のほうがいいのかな、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今ほど課長からの答弁があったとおり、それにつけ加えることになるのかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーの一番大きな役割というのは、子供たちとか、学校の先生とか、関係の職員との面談、チームとしてのケース会議、もちろんそれ大切ですが、一番私ポイントになるのは、保護者の対応なんです。社会福祉士等々の資格等々があることによって、すごくさまざまな家庭環境の中で子供たちが育っている。地域の環境の中で育っている。その中の要因に切り込んでいくというようなことになると、やはりスクールソーシャルワーカーの存在が非常に大きくなっていくということになりますし、そこら辺で学校現場もスクールソーシャルワーカーの言動から学ぶということもたくさんありますので、今後もそういったような活躍を期待をしているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんなケースがあると思うんでね、参考になることは大いに参考にしながら、それこそとついで命でございますので、絶対と言ってように取り組みを進めていただきたいというふうに思います。事があったからということで秘密裏にどうのこうのという話じゃなくて、それはプライベートの問題ありますからね、出せる出せないはありますけども、そういうことはやっぱり出せる範囲の中でもってやっぱりオープンにしながら個人対応ということじゃなくて、集団対応ということが必要だと思いますので、そういうことでもって進めていっていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、学校給食運営・食育推進事業に移りたいと思います。

最初に、村越委員。

○村越委員（村越洋一） これのマル新の給食主食代の無償化について伺います。食材調達の実態についてなんですけれども、主食のこの地元調達との関係で、対象となるこの米、パン、めん、これに対してですね、地産地消というか、地元産品の使用状況や考え方についてどのようか伺います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 主食の調達ですけれども、これまでですけれども、地産地消の立場から特に米なんですけれども、米については地元の認定農業者の方からですね、農林課を通じて単価調整をした上で、地元産コシヒカリを各学校へ納入していただいているような状況であります。そのほかの副食になりますけれども、地元産の野菜とかについてもですね、可能な限り地元調達するようというふうなことでですね、現在進めているところであります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） パンについてはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 米粉パンのパンの原料につきましても、地元産の米粉を使って原則パン工場のほうで焼いて提供しているということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 何を申し上げたいかというところで、そういった地域のもを上手に使うって、それから生産に関してもですね、そういったパン工房、障がい者の方ですね、含めた形の主食の賄いというか、そういうことになろうかと思っておりますので、そういったところはますます推進してですね、その主食分を賄うということで、コストを下げるということではなくて、なるべくですね、こういうところを上手に使うって回していただきたいなという思いがあります。

次にですね、広報とか、それから下の今ロビーのほうでも展示されているかと思うんですが、非常に今すばらしい食育の取り組みをやられているなというふうに思っております。それでですね、これからはですね、いろんな児童がふえてくるかと思っております。その1つとしてですね、食物アレルギー、この現状があるかと思うんですが、この食物アレルギーの現状と今後の対応について伺います。

○委員長（宮澤一照） こども教育環境。

○こども教育課長（平出 武） 子供のアレルギー対応といえますか、の現状なんですけれども、児童ですけれども、現在8校で36名いらっしゃいます。そのほかに中学校ですけれども、3校ありますけれども、3校全てで24名いる状況です。あと特別支援学校については、現在ありません。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 合わせると60名ということになろうかと思いますが、非常に人数も多くなってきて、これはアレルギー対応の調理というのは非常に手間がかかったり、もしかしたらそれ特別な設備がかかったりするかなというふうな思ってますけれども、この食物アレルギー対応ですね、に対して人件費、それから設備に係る費用の見通し、そんなものがありましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） アレルギー対応に係る人件費、設備なんですけれども、それだけ抜き出して計算しているわけではございませんけれども、現在アレルギー対応については、マニュアルに沿った形で誤配食が生じないように食器の色を変えたりとかですね、配送用のワゴンに、これはアレルギーの代替食なんだよという表示をするなどの対応を行っているところです。現状調理員さんの作業工程がアレルギー対応用の調理と通常の調理がまざらないようにというか、クロスしないように工夫したりしてやっちはいるんですけれども、原因物質を確実に除去する作業手順ですとか、あるいは確認作業の徹底といった作業に重点を置きながら対応してですね、現段階ではですね、特別な費用を上乗せするような形にはなっていないというような状況です。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） この点ですね、非常に気をつけていかないと危ないことも起きてしまいますので、注意して行っていただきたいなと思います。

あといろんな子供たちがふえるということですね、嗜好、食べるものの好みですね、これがいろんなものが出てくるかと思うんですが、食べる量もそれぞれ違うと思います。現状で今学校給食どんなふうな対応されているんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 学校給食の配食といえますか、嗜好に合わせてというふうなお話なんだと思いますけれども、現在では文科省が決めた学校給食の実施基準の中で、エネルギーですとか、たんぱく質、食塩等の配慮しながら栄養教諭等がですね、この基準を踏まえて調理しているという現状です。嗜好の反映ということについては

ですね、先日私もちょっと新井小学校へ行ってきたんですけど、人気投票か何かあって、ココア揚げパンが食べた
いとか、そういうのがですね、上位にぱっと並んでくるわけですけども、そういうのをですね、何かイベント的に
やることはあるんですけども、個々の児童・生徒さんの嗜好に合わせてという対応は、今のところちょっと考え
ていませんし、考えられないんじゃないかなというのが現状の調理現場を見ると。ということと、あとボリューム
については、いっぱい食べる子、いっぱい食べない子、個々に幾つか差はありますけれども、現状実際配食する現
場ですね、学校担任が給食の指導において配膳時に一定の範囲で調整しているような現状であるというふうなこ
とであります。

○委員長（宮澤一照） それでは、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 違う観点から2点ほどちょっとお聞きをしたいと思います。

この項目の中にありますね、これは食育という立場の中からもなんですけどね、肥満傾向にある児童・生徒に対す
る保健指導というのがあります、児童・生徒と保護者、子供に量を減らせという、これもなかなか厳しいとい
うような状況があると思うんですけど、この辺のやり方はどういうことになっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 肥満傾向のですね、顕著な方についてはですね、保護者に対してその旨をお伝えさせ
ていただいております。ちなみに肥満度につきましては、小・中学生については、ちょっと最近は悪化しているよ
うな傾向になっておりますので、県平均をちょっと上回るような形になっておりますので、その辺指導はよくした
いなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、その食育という位置づけの中でもう一点なんですけれども、今食事のときにね、
よく言われていたのは、口の中へ入れて20回かめとか、何回かめとかと、こういうのがありましたよね。実際に今
学校給食の給食時現場の状況はどうなんだろうな、子供たちの非常に昼休みといえども何か忙しいみたいな状況が
あったりして、やっぱりゆっくりかんでというのがね、ゆっくりかんで食べるとね、量少なくて満腹度が出て
くるということがあるんですけどね、実態がどうなのかな。やっぱり食育という観点から見ると、やっぱり
その辺の指導もきちんとやっておく必要があるんだろうな、それにはやっぱり教職員がそういうことをきちんとや
らないことには対応できないと思うんですけど、その辺はこれも教育長のほうがいいかな。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 食育につきましては、学校栄養職員の配置のともありますし、栄養士が配置しているとも
あります。中学校あたりは家庭科の教員もいます。そういう教員と連携をして、チームティーチングというよ
うな形をとりながら、必ず年に1遍、2遍は食育という授業をします。その中で栄養のとり方だとか、それから肥満だ
とか、そういったようなところも一緒に学ぶということはやっています。もちろんそこに教員は授業参観しますの
で、そういったところからも学ぶことはできますし、その結果を便りにして保護者に返す、教員もそれを見て学ぶ
というふうなことはやっております。

それから、給食の時間なんですけども、ある程度の時間を決めて、その中で完食しようというのが目指すと
ころなんですけど、子供さんによってはなかなか時間がかかったり、それこそしっかりかんで、そして時間のチャイ
ムが鳴ってもまだ食べているというお子さんがいらっしゃいますが、そういうお子さんについては、できるだけ完
食するように、そして途中で時間が来たから片づけるよといったようなことがないように、そこら辺は担任がよく
見て、できるだけ食べさせた段階で片づけるといったような形で対応しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私たちの時代はね、食事のときになると黙って食えというね、とにかくしゃべりながら食っちゃいけないと、こう言われていたんだけど、今はそうじゃないんですね。結局みんなでいろんな話をしながら、今教育長言われたみたいに、そういう指導の話もしたりしながら、雰囲気よくきちんと食べるという、こういうのがね、気分の関係とやっぱりしっかりかむという関係とね、これが栄養価、栄養士が幾ら栄養価、カロリー計算してどうのこうのいったって、そこで変わってくるというのがあるわけですから、そういうところはやっぱり低学年にそんな話したってなかなかだと思わすけれども、ただそれぞれの学年対応の中で、できるような形のをきちんとしながら、せっかく地元の食材をね、みんなでおいしく食べようと、きのうでしたか、要するにその食物に対していただきますというその言葉をもとにね、感謝をしながらというようなことができましたけども、そういうのもやっぱり食育の一環だろうなというふうに思いますので、これは決まり切った形じゃなくて臨機応変だと思います。状況に合わせた形の中で今後やっていただければというふうに思います。行く行くはそれが発展してってね、親になったときにどうなるかということに影響してくると思うんですけど、教育長一言じゃその辺は今後の方向として。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今委員さん言われたところは、よく納得できるところでありまして、食育というところの部分は、これから子供たちが成長していく中で、心身ともに健康な成長にとっては、とっても大切なところでありまして、将来的に今の子供たちが親御さんになったときに、どういう食生活をしてきたか、給食をとってきたかといったようなところ、それからどういう食育という授業を学んできたかといったようなところは、すごく大きな影響を及ぼすというふうに思っていますので、そういったところにもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その中で1つだけちょっと確認のためというかね、今後どうなるんだろうということを聞いておきたいんですけども、箸の持ち方はどうですか。それがなきゃだめだということの言い方じゃないんですけども、なかなか最近きちんとというのがあるみたいなんですけども、これは聞いてだけおきたいんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 私も最近娘に直された人間なんで申しわけないんですけど、そこら辺はよく保育園や幼稚園、それからこども園の保育士さんたちに聞きますと、なかなかうまく持てないというお子さんがすごくふえてきているというのは事実だそうです。実際箸の持ち方もしっかり指導はしているようですので、そこら辺は大丈夫だと思いますが、なかなか根気強く取り組んでいるようでございます。

○委員長（宮澤一照） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次にですね、奨学金貸付事業について行きたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 端的に聞いておきたいと思います。

現状はどのようでございますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 平成30年度の利用でよろしいでしょうか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。

○こども教育課長（平出 武） 平成30年度ですけれども、貸付者は88名、うち26名が今年度新規者であります。貸し

付け総額は2970万円であります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 毎年コンスタントに流れてきているのかなというふうに思うんですけども、これとの関係で償還絡みはどのような状況になっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 償還額ですけれども、償還額につきましては、今年度済みません……

○委員長（宮澤一照） 後ほどにしますか。

○こども教育課長（平出 武） そうですね、済みません。

○委員長（宮澤一照） 次行ってください。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この奨学金ね、それぞれのところでもって無償提供という形でね、返金を求めない奨学金の貸与もこれから進んでいくんだろうというふうに思っておりますが、実は以前にも議論した経緯があるんですけどね、こういう奨学金貸与の中で、医大への特別貸与、先般は大学への通勤費の支援も行われたんですけどね、やっぱり地元の医師を育てるといような観点の中で、特別奨学金貸与でもってそういうものを考えていけないのかな、以前は地元の医師を育てなさいと、市長と議論した経緯があるんですけども、これからじゃ間に合うか間に合わんかみたいな話じゃなくて、スタートしなきゃいつまでたってもできないという観点なんですけども、誰でもいいというわけじゃないけども、そういう考え方はいかがでしょうかというのは、これはやっぱり市長に聞いておきたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 市長。

○市長（入村 明） 基本的には大事なことだと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大事だからということでもって、今踏み込みせいといたって無理なんだ。考え方でもってそういう方法論はどのように思いますか。ただ、大事ですというだけでもって終わるのか。こういう状況だからこそ、やっぱり地元の医師をという形でもって、結局通学費だけの話じゃなくて、乗り越えて、そういう中でもってそういう制度も出てくればというような形でもって、こっちで呼びかけしなかったらそういうのも出てこないと思うんですけども、その辺のところについてはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 市長。

○市長（入村 明） 基本的にですね、医師の偏在ということの解決を国が優先してやるべきだと思っております。それがですね、まずなされるということが今奨学金で子供さんを育てていくということも、これももちろん大事なことだと思っておりますが、それではじゃいつになったらどうだということになるわけで、私のほうはあくまでも医師の偏在、これについて先般も新聞でごらんになったと思いますが、西、九州、四国、この辺は物すごくお医者さんが多いんです。こういうことをですね、強制的にできるかどうかというのはわかりませんが、国の問題としてまず解決していくべきだというふうなことを考えております。

それから、地域でじゃそういう枠をつくってどうだということになるわけですが、これからの将来ですね、お医者さんが必要だということは、これは間違いありません。しかしながら、今もいろんなところへ行って、お医者さんを養成してはいますが、結果的にですね、地元だからという一つ何か期待感を持つんですが、最終的に地元の人でも結婚して、奥さんのあれでどうしてもこっちへ来ないという方も何人か当たりましたが、いらっしゃいま

す。そういうことを考えますとですね、期待感を持ちながらという部分ではいいと思いますが、イコール実効性に
つながるかということになりますとね、どうだろうかという気持ちは正直言ってまだ持っているところです。

いずれにしても、医師の偏在というのは、これ私どもでは解決できませんので、そんなことをこれからしばらく
またいろいろ動いてみたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 方策といいますかな、その手だてはいろいろな関係があると思いますが、総合的に視野に入
れていく必要があるんだろうというふうに思っております。状況にあわせた形でまた進めていただきたいというふ
うに思います。

私のほうはそれで終わります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど30年度88名、2970万ということでしたが、当初予算ではたしか1575万くらいしかなか
ったのに補正されたと思うんですけど、本年度はこれ835万の予算しか計上していない。減額されているんですね。
その理由をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） この額についてはですね、繰出金なんですけれども、貸し付けに当たって不足する奨
学金基金の積み増し分がなっていますので、先ほど言った貸し付け総額とはちょっと一致しないことになっていま
す。減額した理由につきましては、平成26年度にですね、奨学金の返済期間を6年から10年に延ばしたんですけれ
ども、そのときに一定期間1年当たりの返還額が減少したんで、その分を上乗せして繰り出さなくちゃいけないと
いうことがありまして、それがですね、31年度以降はこれが緩和されたということで、835万円に減額されたという
ふうなことであります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今のところじゃ利用状況自身の人数というのは、余り変更ないというふうに考えているん
でしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 貸し付けの決定者につきましては、28年度で24人、29年度25人、30年度26人という
ふうに貸付者についての変動は今のところほぼ同様な推移でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今国や県でも非常に出てきている、霜鳥委員もちょっと言っていたんですが、給付型の奨学
金制度、これが今非常に話題になってきているとこなんですけど、国や県の動向を踏まえながらというふう
に書いてあるんですが、市独自の取り組みを考えると、前向きな考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思
うんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 給付型につきましては、先般も新聞報道で県のほうはですね、給付型今現在行っ
ているものについてちょっと見直しを行うというふうなことがありました。その中のポイントとしては、給付型とい
うことで、結局新潟県に住まないというようなことがあった場合、県としてその効果というのはどうなんだとい
うふうなことがあります。現在当市では妙高市に戻ってきていただいた場合、半額を免除するというふうな形
で、できるだけ地元に戻ってきてほしいなというふうなことの一つのインセンティブとしてそういうふうな形
をとっております。今後給付型についてはですね、国とか、県の動向を見ながら、何らかの制度というふう
なことを考えるんで

すけども、その際はいずれにしても定住促進につながるような形、地元ちゃんと帰ってきていただける、あるいは地元に貢献していただける、そういうようなことを念頭に置きながらいろいろな制度設計をしていきたいなというふうに考えています。

先ほどの返済額なんですけれども、平成30年度です。147名の方から返していただいておりまして、2672万円の額となっております。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） なければですね、この教育総務費のところではほかに何か提出していない部分で質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ございませぬね。じゃ、次に行きたいと思います。

次はですね、小学校費になります。

まず、こちらのほう予算書のほうで283ページ。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これは、小学校も中学校もある、小学校の教育振興費の関係ですね。この中で今回なくなっているのがあります。公演業務委託料、芸術鑑賞ですね、それが去年は175万、小学校も中学校もございました。今年計上されておられません。それとあわせて平成29年度の教育委員会の点検・評価報告書にも主要事業でないのかどうなのか、評価の中には入っていませんでした。そんな面を考えますが、なぜこれがなくなったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 公演委託料が計上されていない、その理由ということでありますけれども、平成30年度にですね、全庁的に実施された事務事業の総点検というのがございました。その中でですね、この公演委託料についてどうなんだというふうな議論を課の中でも行いました。この事業につきましては、昭和57年から継続している事業です。現在例えばですけども、アートステージ妙高推進事業などにより、芸術文化に触れる機会が確立されている、あるいはいろいろインターネットですとか、そういったもので芸術鑑賞ができる、あるいはコンサートや何かもですね、東京のほうへ出ていったりして見ることができるといふことですね、一定程度のですね、役割を果たしたんじゃないかということで、今回見直しをさせていただいたということでもあります。

それともう一点なんですけれども、芸術鑑賞につきましては、文化ホールに妙高高原、妙高中学校もですね、来ていただいて、一緒に例えば中学校ですと見ていただく、そうするとですね、午前中の授業から潰してというか、調整して来ていただいてということになっています。現在非常に教諭の多忙化あるいはいろいろな教育の時数の確保という点の中で、なかなか厳しい状況のある中で、ここに出てきてということについては、今回見直しをさせていただいたということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それも事務事業の見直しという内部の話からだと思うんですが、学校側自身の反応はどんなもんなんでしょう。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 学校側のほうにつきましては、事前に相談をさせていただきました。やはりなくなるとなると残念だというふうなお話の中にはあります。ですが、今現状前段申し上げました確かに時数確保の中でほ

ばほぼ1日潰れてしまうような行事の中で、実際見れるのは数時間といたしますか、そういったことで逆に今後の展開の中では、学校に出前といたしますか、移動を伴わずに出てきていただくようなことを学校独自の中で取り入れるようなことで解決できるのではないかと、いろいろな芸術鑑賞を自校で行うというようなことで解決できるのではないかとというようなことがその中の意見としてはありました。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 昨年まで現場におられた教育長の御意見をお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 非常に大きなイベントだと思っていました。正直音楽関係もそうですけども、芸能関係で演劇なんかは、なかなか見れるものではないというようなことから考えると、子供たちへのインパクトも大きかったし、影響も大きいんだろうなというふうに思います。しかしながら、今課長が答弁したとおりの部分もありますので、出前のアウトリーチというようなシステムもありましてですね、そういったもので結構いい鑑賞もできるようなものもありますので、積極的に学校のほうからそういうのを探っていただいて、できるだけそういうので呼ぶことができれば、そういうところで触れ合えばいいのかなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 確かに新井のホールまで高原から来るとなれば、本当に一日仕事、これだけのために時間がなくなるというのは、大変だったと思いますね。そういったことを考えると、多少形を変えた中で考えていくのも大事だと思いますし、例えば市民の中でもいろんな活動をされているので、そういったものをうまく利用するというのも私は手だと思います。その辺またお考えを願いたいと思いますし、出前は幾らでも結構工夫すればできるのかなというふうに思っていますし、金のかからん方法としては、大きな文化ホールでやるイベントがあった場合に、大体音楽なり、いろんなものでもゲネプロという事前に1回練習をするのがあると、これは正直言って金のかからん客席は空っぽですんで、そういったものを利用するなり、いろんな工夫はあると思うんですよね。そういったことをまた考えていただければ、私はこの事業というのはまだまだ子供たちにとって、正直言ってここにいる皆さんだって、全部芸術鑑賞を経験してきたメンバーだと思うんで、そういったものをまた大事にして妙高市の文化に結びつけていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤一照） 次にですね、コミュニティ・スクール推進事業に行きたいと思えます。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） この学校運営協議会の制度ですけれども、非常に取り組みが進んでいまして、全小・中学校で行われるというふうな状態になっていると思います。その中でですね、これコミュニティ・スクールというのは、自治体それぞれがその事情に合わせてですね、地域それぞれの組み立てが必要となってくるというふうに考えておりますけれども、当市のコミュニティ・スクールの考え方について改めてお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） コミュニティ・スクールの趣旨ですけれども、妙高市のコミュニティ・スクール、地域とともにある学校という考え方をもとに話し合いを通して、地域あるいは教職員、PTA、みんなでこんな子供たちに育てたいんだというふうな思いをですね、構成員の間で共有して、学校と地域が一体となって、地域の子供たちを育てていく仕組みだというふうに考えています。この話し合いを通してですね、校長先生が作成するんですけども、ランドデザインなど学校運営のですね、基本方針を運営協議会の中で承認するほか、学校運営に対して教育委員会または校長が意見を述べるができるというものがこの協議会なんですけれども、このため構成員等は学校、保護者、地域の代表、その他となっております、こういったメンバーに毎年委嘱状の交付の際には、

コミュニティ・スクールの基本的な趣旨の説明は行わせていただいているところであります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 地域のそれぞれの学校の状況を見ていますと、やはり同じような活動はしていないわけですね。それぞれの地域に合ったあるいはその地域の人材、団体と連携した中での取り組みになっているかなというふうに思います。そういうところがですね、一番大事なところで、そういった部分を育てていくべきじゃないかなというふうに思います。文科省でですね、2018年10月に大きな組織再編がありまして、総合教育政策局というものができたというふうなことを聞いています。その趣旨と言いますとですね、簡単に言うと、学校教育と社会教育、いわゆる生涯学習から社会教育、学校教育、これも全てトータルマネジメントしようと、それもしか地域をベースに置いてというか、そういうようなことだというふうに私理解しておるんですけども、そうした意味からでもですね、先ほど午前中でしたか、妙高市の社会状況ですね、現在のようにですね、全市的な取り組み、こういったものも大事にしながら、より地域に寄り添った展開をすべきではないかなというふうに私思っております。具体的にはですね、コミュニティ・スクールにおいて小学校や中学校が地域や地域にある多様な活動、またはNPOなどの多様な主体と連携した体制、こういったものを構築していくようにすべきではないかなというふうに考えますけれども、それについての所感についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員さん御指摘のとおり、国はいろいろの施策を打ってくるんです。それで、今回の施策については、学校を核とした地域力強化というのをぼんと出してきたんですね。それに伴って、地域学校協働活動推進事業となるものを出してきました、地域本部を設置しなさいと、中学校区単位で本部を設置しなさいという方向なんです。では、じゃ妙高市はどうなのかといったようなところの部分で、委員さん先ほどお話にあったように、各学校ごとによって、違ったスタイルを持っています、うちのコミスクは。それを妙高型コミュニティ・スクールと言われる。できているものからやっぺいこう、あるものからやっぺいこう、型をはめてこれやりなさいというんじゃないなくて、できているものから積み上げていこうというのが妙高型コミュニティ・スクールです。そのある意味支援の中核になっていたのが先ほど山本課長が答弁した子縁人材制度、今変わって地域活動人材制度、これが大きなある意味では担い手になっていたんですね。人材を紹介するという部分で、実は多分これが恐らく今回の地域学校協働本部とダブるものに、重なるものになるんだろうと私は捉えています。ですので、子縁人材制度、地域活動人材制度をさておいて、新たに地域学校協働本部というのをつくり上げてということではなくて、今ある制度をうまく使って、それを地域学校協働本部と称しながら、社会教育団体、各種の団体、教育団体と社会教育の団体等々を結びつけていくということになっていくんだろうなど。今も学校によってはほぼできているところもあるし、これから仕組んでいこうということもありますので、方向的にはそんな方向で私は捉えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 教育長のお考え非常によくわかりました。そういう意味でですね、先ほど地域力を強化していくという学校からのですね、主体の考え方、非常に私は新しいなというか、これからのつくり方として非常に大事なことじゃないかなというふうに改めて思いました。そういう意味でですね、今後も地域と柔軟な協働を進めていっていただきたいと思います。

関連してですが、1点だけお伺いしたいと思います。コミュニティ・スクールですね、今盛んに活動されているわけですけども、情報発信について、地域の周知に対してどのようなことを行っておられますでしょうか、お伺いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） コミュニティ・スクールあるいは学校関係のですね、コミュニティ・スクール通信あるいは学校通信みたいな形ですね、各学校区内の地域にそういった便りを回覧している、あるいは学校のホームページ等でですね、紹介をさせていただいている状況です。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 1点だけ指摘させてください。

私の地域のほうにですね、回覧で回ってくるわけです。非常に丁寧に書いてあるんですけども、回覧で回ってくるものですから、本当に見る時間も余りないし、家の中で全員が見ているというような状況ではないと思うんですね。そういった意味で、ホームページとかって非常に大事だと思うんですが、なかなかそこら辺の情報発信私過去にも何度か発言させていただいているんですが、なかなかうまくいっていないように思えます。例えばですね、広報が来まして、QRコードとか書いてあるんですけども、あれを見てもですね、アクセスできないというところがあるんですね。そこら辺まで細かく気を使ってですね、やはりやるべきじゃないかなというふうに思います。ホームページ本体も含めてですね、情報発信これから非常に大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、基礎学力向上支援事業について。

霜鳥委員、お願いします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 簡単に伺います。

取り組みは非常にいいなと思います。教育補助員の配置7人ということになっています。具体的にどのようなことなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 教育補助員ですけども、現在7名ということでありましてですけども、小学校の場合ですね、なっていると思います。配置基準についてはですね、多人数学級ですとか、全国標準学力検査の結果あるいは学校の統廃合や学級編制に基づく教員定数の配置等、いろいろ配慮するべきところがある学校についてですね、配置しております。平成31年度予算につきましては、新井小が1名、新井南小が1名、新井北小が1名、新井中央小学校が2名、妙高小学校1名、妙高高原北小学校1名、新井中学校、妙高高原中学校、妙高中学校各中学校1名ずつであります。合計10名であります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 小学校7名、中学校3名、合計10名ということで、チームティーチング云々ということですね、習熟度を進めると。チームティーチングというのはね、かなり前から進んできていたんですけども、この配置に当たる今言われた10名というのは、どういう人たちなのか、恐らく私は教員OBなのかなど思ったりもするんですけど、その辺の位置づけはどうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） そのとおりです。教員OBとそういう資格を持った方ということであります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 時間的にはどうなんですか。その担当する短時間だけなのか、せっかく行ったんだから、そのほかにも若干の幅を持たせて、学校に対する支援をしてくるとか、そういうのはあるんですか。その中身はどんなものですか。

- 委員長（宮澤一照） こども教育課長。
- こども教育課長（平出 武） 日々雇用となっております、1日7時間の勤務というふうなことでございます。
それとあと学級ごとにですね、ユニットを切って対応しているというふうなことであります。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 学級ごとということですから、じゃ例えばここにはね、国語、算数におけるチームティーチングということになってはいますが、時間をずらしながらということで7時間の中でもってそれぞれの学年の支援に入るという、こういう位置づけでよろしいんですか。
- 委員長（宮澤一照） 教育長。
- 教育長（川上 晃） これは小学校と中学校若干違うところありまして、特に必要とするようなところの部分を絞り込みをしまして、そして集中的にそこに配置するという場合もありますし、1時間目はこの学級、2時間目はこの学級というふうに均等に割り振るときもあります。そのとき、そのときによって若干違うということで、校種によって違うということを御承知ください。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） これはね、これ新規じゃないから、今までも実績としてはあるんですよ。実際にそこに参加といいますか、協力してくれる人たちの意見もいろいろあると思うんですけども、恐らくそういう人たちは、外から見たらというのがあったりするから、大いに参考になる意見もあるんだろうというふうに思ったりもするんですけど、その辺はどうですか。
- 委員長（宮澤一照） 教育長。
- 教育長（川上 晃） この補助員さんたちの立ち位置というのがありまして、そこら辺を正規の教諭がどう対応していくか、どう関係をつくっていくかというのは微妙なところもあるんですが、基本的にはですね、意見交換は十分します。ですので、言い方おかしいですが、新人の教員が入ったときに、この補助員が非常にベテランの先生だっただけでいいか、その新人教員がベテランの先生が補助員としてついていて、そしてその授業を終わった後で、先生こうしたほうがいいかもしれませんねというアドバイスをいただく場合もある。だから、新しい教員にとってみれば、若い教員にとってみればいい勉強の場にもなるということは事実あります。でも、なかなかその立ち位置がありますので、余りはいい、はいといったような形での指摘はないです。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） チームティーチングでもって、今言われたように立ち位置云々ということだけど、人間関係というのは非常に微妙なところもあったりね、ほかでも私も実際に見たりもしているんですけども、なかなかというね、今いい方向しか言わなかったけども、反対の方向もあるんだろうと思います。
その下のね、放課後等の学習支援の実施ということでもって、これは市内全小学校、これ中学校もあるのかな、ということでやっていると、やっていることはいいんですけども、これは実際にその教職員だけの対応なのか、ここにも外部要員が入っているのか、この辺はいかがですか。
- 委員長（宮澤一照） こども教育課長。
- こども教育課長（平出 武） 教員も入っている場合もございますけれども、指導員も入って行っております。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 基本的には自校対応で、要請によっては外部対応もあると、こういうことなんですか。外部じゃなくて基本的にそこで地元、自校だけなんで、今何か課長の答弁だと、他校支援もというふうに聞こえたんですけど、そこどうですか。

- 委員長（宮澤一照） こども教育課長。
- こども教育課長（平出 武） 各学校です、自校でその指導員を確保して、それで教室で行うというふうな形になっております。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 私本当に今聞きたかったのはね、自校で確保してじゃなくて、自校の教職員だけの対応なのか、プラスアルファでもって外部からの人も支援で入っていて一緒にやっているのか、その辺のどこなんです、どうですか。
- 委員長（宮澤一照） 教育長。
- 教育長（川上 晃） これも学校校種で若干違うんですけども、先ほど村越委員さん御指摘あったコミュニティ・スクール、そのコミュニティ・スクールの一つの事業としてボランティア的に元教員の方が入ってきてくださっている場合もあります。ほとんどが学校の教員、そしてそのボランティア的なコミュニティ・スクール絡みのボランティア委員の人、そしてここに書いてあるような教育補助員さんも時間の関係もありますけど、その時間の範囲内で放課後学習にかかわってくださっているといったような状況です。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひそういうことで進めてほしいんだと思っています。私はね、ここでもってね、自校でもってその教職員だけでもって対応していったときに、以前にも教職員のね、多忙化の問題も質疑したりしてきている関係の中でね、そこにまたやります縛られるという形になって果たしてどうなんだろうという気持ちがあったんですよ。したがって、そこはお互いにちゃんと打ち合わせをきちんとやってという形の中で、そういう取り組みをしていってということで、ぜひ進めていっていただきたい。そういう関係の中でもって、人材もいろんな人材とのつながりをつくる中でもって、中身を濃くしていくと。ここまでやっているとね、中学校は別なんですけども、小学校の場合だとここでこうやってやっているという形のもの、児童クラブとの関係もつながっていくんじゃないかというふうに思ったりするんですけども、その辺の絡みはどうですか。
- 委員長（宮澤一照） 教育長。
- 教育長（川上 晃） 児童クラブに向かう時間帯との放課後の活動の学習支援の時間帯の部分もありますけども、学校によっては、学習支援を学校でやって、そしてその授業を受けて、補習を受けて、そしてそのまま放課後児童クラブに行くという場合もありますし、それを受けないで放課後児童クラブに行き、そこで自学学習をするといった場合もあります。さまざまですが、その2通りかなというふうに思います。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） あと1点はね、今どこの学校ではスクールバス対応になっているものだから、ここでの時間調整というのいろいろ苦労している部分あるんだろうなというふうに思うんですけど、その辺の実態はどうですか。
- 委員長（宮澤一照） 教育長。
- 教育長（川上 晃） 済みません、これも校種によってちょっと違うんですが、中学校あたりですとですね、時間まで指定の教室を開放して、そちらで自学学習をするといったような形の対応をしますし、当然そこには教員が1人、2人つきますので、質問に応じてはそういう質問に答えるといったようなこともやっています。小学校の場合は、自教室でちょっと待機をしているというような形が多かったと思います。
- 委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんなパターンがあると思うんでね、別にこだわることはないというふうに思いますし、た

だ私はここでもって気になったのは、さっき言ったように、過重負担にならないような形でもって、大いに活動を広げてもらうという、このパターンはありがたい話だなというふうに思っております。ただ、そういった形の中でもって、人間関係の支障を来さないような位置づけというものも必要だと思いますので、うまいぐあいにコントロールしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 続きまして、特色ある教育活動支援事業に移りたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これも簡単に聞きます。

募集をかけて、なかなか入学してくる人がいなかったという状況で来たんですが、新年度対応はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 募集をかけてというのは、特認校の関係でいいのでしょうか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 64でしょう。

○委員長（宮澤一照） 主要事業の63ページ。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 済みませんね。特色あるというのは、小規模特認校の関係の中での話でございます。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 小規模特認校の関係ですけれども、新井南小学校ですけれども、市内に住居がある児童、いわゆる校区外の児童を対象としている特認なんですけれども、来年度はこの制度を使って6名の児童が新井南小学校に入るという予定であります。内訳ですけれども、新井南小学校から市内の他の小学校へ転校することになった兄弟が2名、これは4年生と6年生いらっしゃるんですけども、それとその兄弟で新1年生が1名、市内の他小学校区からの新1年生が1名、それと県外を含む市外からの市内に転居して新たに新1年生となる方が2名というふうなことで、合計6名の方が新たに校区外就学ということで、来年度新井南小学校に入っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今までなかなかだったけども、極端にふえまして、学校の対応も逆にうれしい反面大変という、この辺の気持ちもあるんかもしれないけども、人数がこういうことでもって外から入ってきてもらったというのは、非常にいいことでございますけども、通学条件もろもろというのは、今までも話題に入っていたところですけども、対応はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 小学校の通学についてはですね、校区外通学については本来保護者自身が送迎するというのが基本になっているんですけども、この特認校制度をつくったときにですね、通学については保護者とのいろいろ協議した中で決めていくというようなことになっています。一定の条件をした中で通学を認める、通学バスを出すというふうなことなんですけれども、今年度についてはですね、登校については現在運行している通学バスを活用する中でですね、やりくりができるということで、乗車拠点をですね、市内主に新井小学校区に3人いらっしゃるんですけども、ある一定の場所にお集まりいただいて、そこからバスで学校まで登校すると。帰りは一定の時間帯、今新井南小学校区を回っているバスをそのまま新井小学校区のほうに下ってきて、原則的には通常の家の近くのバス停でおりにいただくというふうな形を今のところ考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 人数がふえたし、通学条件はちゃんと行政対応でもってできたしということでもって、学校側として人数もふえたし、張り切ってということになって、新たな取り組みなんかあるのかどうなのか、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 新たな取り組みとかですね、今回の校区外といいますか、今回の特認校の制度のおかげでですね、平成31年度については、今回の導入による学級数の変化はないんですけども、32年度以降の2年間ですね、本来複式学級が2学級できることになっていたんですけども、ここは1学級に減らすことができます。そういったことで、1学級は複式学級解消となるということですね、その分先生も配置されたりとかですね、そういうふうなことで、やる気というか、効果はかなり大きいものではないかなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今ね、6人ふえてということでもって言われて、他校から1人、市外から2人というようなあれだったのかな、外からここを希望して来たという、ここは当然面接やっているんですけども、その人たちの意見とかね、いろいろ面接やったと思うんですけども、何か特別こうだというような、そんな話の中身はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 1つにはですね、今回特認校の関係で台湾へですね、行った関係のことを某民放の方が報道していただいたということ、そういったところでいろいろインターネットのアクセス件数が物すごくふえたんですね。そういった流れの中で、大きな学校よりも微に細にわたりやっていただけこの学校がいいなというようなことがあったりとかしてですね、関心を持っていろいろ見てみると、少人数で密度の濃い教育ができるということ、あと英語教育ですね、やっぱり台湾へ行ったりというようなことですね、非常にそういうぐあいに関心を持って、ああ、いいなというふうに思っていただけということが実際私も面接しましたけども、そこら辺は共通して出ているところであります。

それとですね、お試して見に来たときにですね、非常に温かみを感じる学校だということですね、地域的にもですね、学校の先生の対応も非常に良かったということで、この学校なら安心して任せられるなというようなことも御意見いただきました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことを口コミでというのはなかなか近間だったら、もっと何かそういうアピールしながらですね、いわゆる複式対応になっているクラスがないように、なくなるようにだね、これからも引き続き取り組みを進めながらプラス面を大いにアピールしていくという、そしてそういうことをやりながら子供にちゃんと成果を出させるというか、与えるというか、そんなことでもって取り組みを進めていっていただきたいと思います。その辺で終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 今の小学校費の中で何かほかに質疑の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） いらっしゃいません。

じゃ、次にですね、中学校費に入りたいと思います。

まず、中学校教育振興事業。

〔「終わった」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 終わった。

じゃ、次にですね、このコミュニティ・スクール推進事業も、これはいいですか、一緒に。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 終わったんですね。

じゃ、ずっと飛びましてですね、10款5項のですね、4目関山神社周辺文化財総合調査整備事業に行きたいと思
います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） スタート時点と大きく変わしまして、かなりのスピードでどうにか来ましたが、関山神
社周辺、これでは67ページになりますけども、いろいろと事業をやっているんですが、まずは関山神社周辺文化
財総合調査整備事業というのがありますけども、ちょっと具体的にお聞かせをいただきたいと思
います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 現在この事業の主な内容としては、国指定の旧関山宝蔵院の庭園の修復事業とそれを活
用しながら地元の皆さんと地域活性化に結びつけていくための受け入れ体制づくりと一緒にやっていると、そうい
った事業でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あの辺周辺一帯ということもあるんだと思うんです。その中にはね、やっぱりそういう位置
づけの中で、地域の皆さんと一緒にという形の中で、散策環境の整備というのが入ってきているんですけども、こ
れはどの範囲まで周辺と位置づけて見るのかなというのがあるんですけども、地域の皆さんだって当然今までも受
け入れて、その中を回って案内してということで説明しながら回ってということで、地元の皆さんもここまでとい
うのはあると思うんですけど、その辺はあの辺一帯ですと言えばそれで終わりだと、どんな見えていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） なかなか今ここで口で説明するのは難しいんですけども、いわゆる今ほど申し上げた宝
蔵院の周辺、それから旧宝蔵院の院主のお墓とか、碑がある墓所があるんですけども、そこから関山神社一帯、
あのエリアにいるんな文化財資源が点在していますんで、そのエリア一帯を想定しているというようなことです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どういう形で整備するのかなといったら、結局あそこへ行って、あの周辺を歩いて回るとい
うことでもって、駐車場を起点にしながらぐるっと回るということになるんだろうというふうに思うんですけどね、
あれきちんとというか、説明員をつけて、あの一帯それぞれ回ると、かなりの時間かかると思うんですけども、大体
1コースといえますか、一回りしてどのくらいでもって皆さん今やっているものなんでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 昨年ですね、関山神社社殿再建200年ということで、記念事業があったんですが、その際
はですね、ボランティアガイドの皆さんですね、エリアに分かれて御案内されてましたので、今言ったエリアを
全部1回で回ったらどのくらいの時間がかかるかというのは、ちょっと私ここでは把握できておりません。済みま
せん。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 簡単に説明聞きながらぐるっと回ると、1時間もかかるんですね。じっくり回るともつと
かかるという、こういうことだと思わうんですけども、今課長言われたみたいにね、グループごとに分かれて、それ

ぞれの案内人の皆さんが説明してくれてということであると、案内するについてね、小型のハンドマイクね、かけてやっているんですけども、果たしてそれがきちんと備わっているのかどうなのかなという、自前で持っているのはどれだけあるのか、個人のやつも使っているのかもしれないんですけども、その辺の位置づけ、当局としてやっぱり一緒にやっていくといったときに、その辺のところの支援の活動も必要なんだろうと、PRも含めてということなので、その辺の関係はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ガイドの皆さんからお使いいただく拡声器なんですけども、市では平成29年に3台購入いたしまして、必要に応じて貸し出すといたしますか、提供する体制にしているんですが、実は関山の皆さんはそれ以前にですね、御自分たちでガイド養成に取り組まれたり、実際ガイドをされていて必要だということで、自前で購入されていらっしゃるものですから、市のものまで今のところ必要としていないようで、貸し出しの実績としてはまだございません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） だろうと思ったんですよ。市で貸し出しているハンドマイクというのは、見た目も余りよくないしね、彼らが持っているのはね、ちゃんと肩かけでもってマイクはワイヤレスなんだよね。そういう形でもって、結局のところ見た目が全然違うというこの辺もあたりましてね、それはそれとしてなんですけども、彼らもそうやって一生懸命やっているよということでもってね、今後どういう形でもってこの活動支援をしていくのか。そして、今後観光という位置づけの中でね、今後どういうふうに持っていこうとしているのか、いろんな形があると思うんでね、今DMO云々という形でもっていろいろやっちはいるんですけども、そういう形の中ででき得れば今こそ売り出してそのコースに入れるとかね、アピールしていくというのが必要だと思うんですけども、そういう点についての今後の方向性、当然のことながら地元の団体と相談していかんきゃいけないんですけども、考え方がいいですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 関山の地元の文化財を語る会の皆さんは、今ほどもお話ししましたとおり、もう既に自立してですね、ガイド養成ですとか、地元の文化財を生かしたまちづくりに積極的に取り組んでいらっしゃる。市としても、やはり皆さんと協力しながらですね、今後ふえるであろう来訪者の皆さんの受け入れ体制づくりに一緒に取り組んでいきたいと思っております。具体的には、昨年策定した歴史文化基本構想に基づきまして、平成31年度から関山の皆さんとその活用のための計画を策定していきますので、その中で地元の皆さんが今後やりたいこと、どんな取り組みをされたいかということも十分相談をしながらですね、計画づくりを進めていきたいと思っておりますし、DMOの関係で言いますと、今DMOの中の専門部会、具体的には山部会というのに私どもも参画させていただきました、この歴史文化基本構想で取り上げた地域の資源に関する情報提供をしたりですね、今後一緒に旅行商品としてどう組み立てていくかというようなことの協議を今しておりますので、それ等々も含めて、地元の受け入れ体制づくりと旅行商品化ということで、ぜひこの歴史文化資源を生かしたまちづくりというのをこれから進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域へ入ると、みんなそれぞれだなというのがよくわかると思います。行政に頼ってこれがないとできないよというところもあれば、条件がそろえば地元でこうやって頑張るよというのがあれば、これが先ほど議論した地域協働センターの絡みも出てくるんだろうなというふうに思ったりするんですけどね、そういうことをうまくいかに連携プレーをとって、せっかく地元でそうやって頑張っている人たちにね、報いるような対応

をぜひお願いしたいというふうに思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、図書館整備事業に移りたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干じゃお願いします。

概要には、知の拠点、生涯学習拠点としての機能に加え、より多くの市民が集い、まちづくりや地域の活性化につながる交流拠点、非常にすばらしい拠点になるんじゃないかなという期待をしているところなんですけど、実際にはどのような機能を集約していくのかという想定ですが、もしお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新たな図書館の関係ですけども、本や資料といった知識とか、情報が集積する、それをまた提供するという図書館本来の機能と、それから市民の主体的な学習活動を支える生涯学習の拠点、さらにはですね、図書館に集まる人同士が繋がったり、そこで新しい交流が生まれたりする、そういった交流拠点というような、今までの本を読む、借りる、資料を調べるといったような図書館という役割だけではなくてですね、多面的な役割を担う図書館にしていきたいというふうに考えています。具体的にはですね、蔵書の充実はもちろんですけども、もっと親子で本に触れ合えとか、本と過ごすというようなことで、ある意味子育て支援的な機能も充実させたいと思っていますし、あるいは学生さんの居場所づくりですとかですね、それから市民の皆さんのいろんな創作活動の発表の場となるようなミニギャラリーですとか、あるいはサークル活動に使っていただけるスペース、できたらカフェというようなものも設置も今検討しているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 課長、それだけ大きな風呂敷広げると、相当な大きな建物になっていってしまうんじゃないかとちょっと心配になったんですけど、基本的には今の図書館は貸し館がメインではないんだと、いろんな面でコミュニティなり、そういった人の集まる拠点となっていく施設になるのが今の図書館だと私は思っていますし、大きく今は時代が変わろうとしています。昨年総文でも福知山市を別件で視察に行ったんですが、駅前にあるビルがすごく大きいなと思ってちょっと電車を待っている間入ってみたんですけど、図書館でした。図書館等いろんな今言われたような機能がたくさん入っておりまして、非常にいい建物だなというふうに見てきましたんで、また参考になれば見ていただければというふうに思っています。

あわせて昨年度あり方検討会で報告書が出ました。その流れの中で、本当は30年度で進むはずだったんですが、若干おくられているんですが、図書館整備基本構想の策定委員の構成は、どのようなものをお考えなのか、あり方検討会のメンバーと一緒になのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 昨年の4月に立ち上げましたこの構想策定のための委員会なんですけども、ベースとなりましたのは、あり方検討会でいろいろ御議論いただいた皆さん方でございます。それに加えて、公募委員の方を加えて現在14名ということでございます。大体の構成といたしましては、上越教育大学の小笠副学長さんを一応有識者というようなことで、そのほかに読み聞かせのボランティアですとか、文芸妙高の編集なんか携わってくださっている、今図書館運営にかかわってくださっている方々ですとか、子育て支援、社会教育、学校教育の関係者、そういった方々で構成をしております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あり方検討会ときのメンバーを見ますと、ちょっと頭でっかちかかと、各界のお偉い方ばかり並べているような気がしたんで、もう少し今言われたように実際に使う方というか、幅広い年齢層の構成で進めていただければ、また効果は大きいのではないかなと思っています。

あわせて今回の平成31年度の策定のスケジュールについてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 構想の策定スケジュールということでございますけども、先ほども話が出ておりましたが、今昨年9月から立地適正化計画のこの検討が進められておりますし、新しい図書館はこの中で都市機能誘導施設として位置づけられることになっているということです。今その立地適正化計画につきましては、都市機能の誘導区域をどの範囲にするかですとか、そこにどんな施設を誘導してくるかというふうな検討が進められているということでございますので、これと連動する必要があるということです。適正化計画のほうは、5月ごろにその内容が具体化される見通しとなっているということでございますので、これと連動する形で図書館整備基本構想の最終的なまとめは6月ぐらいになるだろうというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ことしの6月ごろに構想策定を終わらせるということになりますと、その先のことはどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 構想策定後はですね、その策定した構想案に基づきまして、今度は実際の設計業務とかですね、そちらの整備に向けての動きに入っていくことになると思いますが、その立地適正化計画で建設位置とかですね、そういったものをどんな形で明らかになるか、示されるかということにもよりますので、それを受けていつの時点で設計等の作業に入るか、また検討をしたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、立地適正化計画が優先するのはよくわかります。じゃ、その流れの中で決まっていくということになりますと、予算にも設計は盛っていませんので、32年度以降になるのか、補正を組んでいくのか、その辺はまだまだ未定ということでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 立地適正化計画の中で、方向性がはっきりすればですね、場合によれば31年度中に補正対応ということも考えていきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、17時10分まで休みしたいと思います。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時09分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

次にですね、教育費のですね、保健体育費、最後になります。そのですね、スポーツ等合宿の郷づくり事業。

横尾委員、よろしく願いいたします。

○横尾委員（横尾祐子） この事業では、これまでも国内合宿の誘致を図ってこられました。予算書の319ページには、視察者等費用弁償として138万8000円を計上してあります。かなりの金額と思いますが、視察者とはどなたで、また少し詳しい内容について簡単に伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） こちらにつきましてはですね、今オリンピックの事前キャンプ誘致ということで、交渉

を進めておりますスロベニアの競技団体の皆さんからぜひ妙高市の施設ですとか、合宿環境を視察いただきたいということで、そのための国内での移動旅費等です。それから、その後ですね、できれば今年度中に具体的に事前キャンプの実施に向けて覚書等交わせればというふうに思っておりますので、そういった関係者の皆さんをお迎えするための旅費、合わせてこの金額になっているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 詰めに入ってきたような感じがして、期待大と思っています。東京オリンピックは来年です。既に500日を切っているところですが、そのスロベニア共和国の方が果たして来るという感触はどのようなか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） その可能性ということかなと思うんですけども、これまでもスロベニアのオリンピック委員会の関係者の皆さんですとか、駐日スロベニアの大使さん、いろんな関係者の方が来られて視察いただきましたけども、非常にいずれの方の評価も高い評価をいただいております。ただ、先般の樗沢議員さんの総括でもお答えしましたけども、昨年の暮れですね、オリンピック委員会の役員の改選があったということで、代表者の多くの方が交代してしまったということで、現在当市を訪れていただいたオリンピック委員会のスポーツプログラム長という方からですね、各競技団体のほうに妙高市の状況、情報を提供いただいて、今情報共有が図られている段階というふうに聞いております。今後なんですけども、事前キャンプしていただくには、当然のことながらオリンピックへの出場権を得ていただく必要があるわけですが、競技によっていろいろあるんですけども、やはり決められた期間の中で標準記録を突破しなければいけないとかですね、国際大会でのポイントランキング何位までに入っていなければいけないというふうなことがありますので、なかなか出場権を得るのにまだ時間のかかる競技もあるということです。恐らく先方さんとしては、そういった出場権を得ないうちはなかなか事前キャンプをやるやらないという決定が難しいのかなというところもありますので、今私どもとしてお願いしているのは、正式な事前キャンプの確定ということじゃなくて、出場権を得た場合、出ることが決まった暁には妙高市でキャンプを張ります。そのくらいの約束をさせていただきたいということで働きかけをしているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。その出場権を得るという種目わかりましたらお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 昨年の6月にスポーツプログラム長という方が来られて、その方といろいろ意見交換をした段階でですね、妙高市の施設や合宿環境をごらんいただいた中で、可能性があるというか、キャンプを張れるというふうな種目についてのちょっとお話があったんですが、陸上競技、それからマウンテンバイク、トライアスロン、こういった競技でキャンプできるんじゃないかというお話がございました。これらの競技は、先ほどお話ししましたとおり、いずれもやはり標準記録を突破しなきゃいけないとか、ポイントランキングでというようなことになっておりますので、もう少し実際の出場権が決まるのは先の話になってしまうのかなという状況です。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。先日の産業経済委員会の観光商工課の質疑の中で、海外友好都市等の交流事業の実施の取り組みにおきまして、スロヴェニ・グラデツのライオンズクラブの方が5月17日に2泊3日の予定で来られると聞きました。誘致に向けたよいチャンスであると考えますが、戦略などがありましたら伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ライオンズクラブ、民間といいますかね、私ども高校生交流の窓口になっておりますけれども、こういった形で民間の皆さん同士の交流がまた拡大するということは、大変うれしいことだなというふうに思っております。せっかくライオンズクラブの皆さんお越しになりますので、またそういう方々を通じてですね、オリンピック関係の方にも働きかけていただけるようにこちらのほうからまたお願いをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） せっかくでありますので、おもてなしの気持ちで市民の方にも事前そういう感じが受け入れられれば、温かい市だなという感触もあると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみにキャンプが誘致された場合、総合公園陸上競技場、先ほどの陸上競技ですね、そしてまた改修された指定管理者、確定しました新井総合公園体育館への利用、また隣接のホテル、これ先日見てきたんですが、名前がパストラレー妙高です。ここにも宿泊していただけるなどと、当市にもよい活気が見られると思ひますが、誘致への積極的な取り組みに期待したいと思ひんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） これまでいろんな方から御視察をいただきましたけども、その際にはまだホテルというのはオープンもしてございませんでしたので、やはり事前キャンプの環境としては、選手の皆さんが練習に集中できるスポーツ施設の環境ですとか、心身ともにリフレッシュできる宿泊滞在環境が重要だというふうに聞いております。今お話のあった新しいホテルもですね、競技場にすぐ隣接するというので、環境としては非常にいいのかなと思っておりますので、ぜひそれもあの施設のアピールも含めて、今後また交渉に当たっていききたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 種目の中には、マウンテンバイクとありました。過去にはアライリゾートのときには、マウンテンバイクの世界大会が何度か来て、やはり祝賀会とか、私もお手伝いした経緯がありまして、出たときには、世界で3つの指に入るまさに競技所だという膳棚からおりてきたり、そういうところはすごいというので、またそういうふうな誘致をする場合には、そういう整備も必要かと思ひますので、期待大だと思ひます。

最後になりますが、誘致につけて、本当に最後の詰めかと思ひます。市長の胸の内をお伺ひして終わりにしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤一照） 市長。

○市長（入村 明） 今ですね、山本課長が委員さんにお答えしたとおりだと思ひます。またグラデッツの市長さんもかわりましてですね、いろいろ今課長もちょっとね、私もいろいろちょっとね、そういうことです。

それからね、申し上げられることは、市の負担もあるということをお頭にちょっと置いておいていただきたいですね。だから、全額じゃないんですよ。指定を受けますとね、国の費用も半分あるんですが、市が半分出すということ、ここをですね、ひとつよく御理解を頂戴したいと思ひます。決まりました、いや、だめですと言われると今度立場ありませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤一照） この件ではほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、健康保養地づくり推進事業に移りたいと思ひます。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 主要事業の69ページになりますけども、生涯学習課にこの事業が移ってということでもって、

初めて具体的な事業なんです。新規事業でもって、水中リハビリ教室、括弧して虚弱高齢者向けとなっているんですけども、具体的に中身ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 虚弱高齢者向け教室の中身でございますが、対象はですね、いわゆる15分から30分程度しか歩くことのできないという、やっぱり虚弱な方、これはお年もそうですが、けがや病気で歩行困難になった方も含まれますけども、そういった方を対象にその機能回復を目的として行うものです。教室としては、週1回で全12回の教室を3期行いたいと思っています。1回につき定員は15名というようなことで考えております。運動の内容とすれば、軽運動とか、軽いウォーキング、それと水中運動を組み合わせたものを基本として考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この対象者となるこの虚弱云々という形になってくると、その現場にというか、会場に行く交通手段というものは、自力で行けるような人に限定するのか、あるいはほかの手段もということなのか、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 基本的にはこの教室の際はですね、市のマイクロバスで市役所から支所経由で参加者を拾って会場へという予定でおります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここは水中というかね、温泉プールというか、そういう形で、そこを売りにしているという形があるんですけども、プログラムとしてはほかに健康増進という形の中でいろいろあるはずなんですけども、例えばなんですけども、新井の水夢ランドもそうなんですけども、定期的に行って水と親しんでというか、水中でもって体を動かしてということなんですけども、高齢者といった形の中で、なかなか水中で水着を着て中へ入って何かをやるという、この辺には抵抗があって、横に眺めているというのが結構あるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺の認識はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） おっしゃるようになりますね、今企業の皆さんの先日の総括質疑でもちょっとお話ししましたけども、健康経営企業の皆さんの健康ツアーを受け入れもしているんですけども、やっぱりどうしてもプール、水着には抵抗があるという方もいらっしゃいます。ですから、高齢者の方でもやはり同じような抵抗をお感じになる方もいらっしゃると思うんです。ですので、先ほど申し上げたとおり、ウォーキングとプールでの水中運動を基本といたしますけども、それぞれの体の状態もありますし、そういった意向を考慮した上で、その辺は水中運動にかわるプログラムを提供するなど、柔軟な対応をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そのために保健師も位置づけとして入っているわけですね。私は、ちなみにですけども、軽運動というか、軽い運動でもって気分的にリフレッシュできてというような形のものもこのプログラムの中に組んでもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。全てが体操的なといいますか、そういうものでなくても、リフレッシュするという、そういう位置づけのものもあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。したがって、例えば遊歩道を散策する。その後は別にこのプールでもって運動してどうのこうのでなくたって、あそこにはふれあい会館という日帰り温泉もあるわけだし、その日帰り温泉との絡みの中でもって室内でまた軽運動をやるといようなプログラムもあっていいんじゃないかというふうに思うんですね。これもマイクロバス使って送迎することによってPRもできるし、参加者も募ることもできるし、やったことでもって口コミでもって

それが広がって、また健康増進につながっていけばという、このサイクルがあってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、考え方としてはどうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 毎回委員さんがおっしゃるようなやり方というのは難しいと思うんですけども、やはり続けていただくには、やっぱり楽しいとかですね、そういった要素も必要ですので、たまにはそういうことを取り入れてもいいのかなというふうに思います。実際これからどんなプログラムで提供していくかということについては、実際の指導に当たっていただくヘルスケアリーダーの皆さんとか、指定管理者が抱えている運動健康指導士ですか、それと当課には理学療養士もおりますので、そういったところでこのプログラムの具体的な検討はしていきたいと思いますし、参加者の皆さんが無理なく、楽しく続けられるようなプログラムとしていければというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 要は、ターゲットをどこに絞るか、それでもってこの事業をいかに進めていくかということにあると思うんです。そういう点で見たときには、ここには専門家集団がいるわけですからね、だからそれをいかに活用するかということが今後の課題といたしますか、プログラムをいろいろ組み立てするにしても、そういうことなんでしょうというふうに思うんですね。せっかくそういうものがあって、そういうメンバーがいてということですから、大いに掘り下げてというか、アピールしてというか、活動範囲を広げてという、そういうことに踏み込みをしていただきたいというふうに思うんですけども、基本的な考え方でもって一言だけお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） おっしゃるとおりですね、当課にもそういう専門職もおりますし、健康保険課、福祉介護課、そういったところのまた専門的な知識、技術を持った職員と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、歳出最後になりますね。保健体育費、スポーツ施設整備事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きお願いします。

総合公園の野球場の関係ですね。70ページになりますけども、ここでもって総合公園の改修工事があります。当初説明あったように、2年で継続云々ということなんですけども、具体的な内容をお知らせください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 総合公園野球場の改修の内容ですが、まずグラウンドの改修ということで、内野グラウンド、これ内野、外野含めてですが、不陸整正ということで、ほぼ全面的にグラウンドは改修に入ることです。それから観覧席の擬木柵、これも非常に中の鉄骨が腐食してもう危険な状態ということで、これも全面的に撤去して、新たなものを設置するという、それから野球場周辺に植えてあります立ち木の剪定ということで、これが非常に成長し過ぎてしまっていて、避雷針よりも高くなってしまっていて、落雷のおそれもあると、あるいは根っこが成長し過ぎてですね、園路の舗装をもちろん上げてしまっているというようなことで、これの切り詰めを行って、高さを調整する、それから根っこを切り詰めして園路の舗装をし直すといったこと、それと本部席の裏にトイレがあるんですが、これのバリアフリー化といったようなことが主な内容ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 工事の組みたての関係でね、2年継続事業なんですけども、大ざっぱなんですけど、1年目どこまで、2年目どこまでと、この区切りはどんなになっていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） まず、1年目、31年度はですね、外野の芝生面の不陸整正、それと立ち木の剪定を行いたいと思っております。2年目に内野グラウンドの不陸整正、擬木柵の改修、それから立ち木の値上がりの処理、そしてトイレの改修と、こんなスケジュールであります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私これ見たときにね、せっかくここまでやるんだったら、照明も何とかしないのかなというふうに思ったんですけどね、あの照明、水銀灯なんで、かなり長い時間たっているんですよ。照明かえるとなると、当然LEDの話なんだけども、虫の寄り方云々というこの辺の問題もあったりしていて、あと維持費の問題があったりしてというのなんですけども、これは最初からこの照明そのものを中に組み入れるという考えはなかったんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ナイター照明の関係ですが、今のところですね、照明に関しては特に大きなトラブルもなく使用できているということで、今回の工事の中には最初から含めておりませんでした。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 長年たっていますんでね、これからだんだんその修理したりするときの部材がなくなっていくというパターンがあったりしていますんで、そういうときには改めてまた十分考えていただきたいと思います。

あわせてなんですけどね、以前に新井中の部活の関係でね、秋口になると非常に暗くなっちゃってということをもって、駐輪場のところは照明つけていただきました。その時期になると、今の野球場の周辺もね、非常に暗いという状況なんです。いろんなところで、いろんな事件、事故が起きたりしているような関係もありますので、ここんところも中学生がね、部活終わって外までというか、通りに入るまでのところの歩道の絡みの中でもって照明もつけてやって、安全を確保するという、こういうのをぜひここに組み入れていただきたいと、外の木の根っこも構うということになるわけですから、ほじくったついでというか、その辺のところでもって検討できないかというところなんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今お話のあった駐車場への照明設置ですが、それにあわせてふぐあいのあった駐車場等の照明もあわせて改修をさせてもらいました。この野球場の周辺が暗いということに関しては、また現地のほうちょっと調査しながらですね、どんな対応ができるか、今後考えていきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 事業は2年がかりでね、やっていくわけで、ただ外回りはことしやるという、こういう形になるわけですから、ただその辺の状況をきちんと把握する中で、一番必要なことは子供たちの安全対応ということになりますのでね、こここのところをきちんと視野に入れた対応をぜひお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ちょっと関連して1つだけ説明の中でわからないことがありましたんで、31年から32年の間に工事をやるというんですが、シーズンの関係があって、使える、使えないところがもうわかっているようであり

ましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用者の皆さんへの影響ということなんですが、既に多くの公式大会が予定されておりまして、31年度につきましては、10月まで大会がありますので、それが終了してから工事に入るという予定です。32年度につきましては、今後ですね、野球連盟の皆さん等々と大会等の日程を確認する中で、また工事をいつからいつまでやるかということをちょっと詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 次にですね、歳入に入りたいと思います。

〔「その前をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） トータルの中でね、ちょっといつやるかという形だったんですけども、自衛官の募集事業ありますよね。予算書の中に経費も載っているわけですけども、全国的にこの自衛官の募集キャンペーンが張られて、あのポスターがどうなんだというこれも話題になったりしてなんですけども、それとあわせて各自治体で対応がまちまちであるわけですね。募集要項の中でもって対象となる名簿云々とかというのもあったりするんですけども、自治体によってはね、名簿の閲覧だけじゃなくて、名簿を提供しているという、そういうのもあったりしているんですけども、ここではその対応はどうか、確認の意味でお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今手元に資料はございませんが、担当の自衛官の方がですね、来て閲覧しているというふうに受けとめています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 閲覧のみで、名簿の提供云々ということは対応していないということによろしいわけですね。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今手元に資料ございませんので、確認をさせてもらいたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私が確認させていただいている限りでは、18歳と22歳の該当する年齢の名簿を作成しまして、閲覧だけで名簿は渡していないというふうに確認しております。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） それでは、歳入に入りたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1点だけです。

基金の財政調整基金と市債管理基金についてお聞かせ願いたいと思うんですが、平成30年度では財政調整基金を11億円、それから市債管理基金2億円の取り崩しを予算で盛ってありました。実際問題これを既に取り崩しているのか、その辺をちょっとまずお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今現在では、財政調整基金、市債管理基金とも取り崩しはしておりません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ここまで来て崩さないということは、崩さないでできるのではないかと、その分が全部繰越金になっていくのではないかなという気がするんですが、その調子でいきますと、これは崩さないで済みそうなん

ですが、その辺の感触はいかがでしょう。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 現在平成30年度予算の不用見込み額の調査をしております。歳入では市税全体で約2億円の増収が見込まれております。歳出では、除排雪経費や工事入札時の請け差の不用額が見込まれております。交付税につきましては、約60億円程度既に納付をいただいておりますが、まだ3月の特別交付税の交付をいただいておりますので、その額によっては予算全体の不用額が変化いたします。そのため、今後の不用額調査の状況や特別交付税の交付額を確認する中で、基金の取り崩しについて見きわめをしてみたいと考えております。ただ、現段階では、財政調整基金について予算の11億円までの取り崩しは必要ないものと考えておりますが、まだ全く必要ないかと言われると、ちょっとという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常に上手に予算を運用されているのではないかなと思うんですが、あわせて今度31年度では7億4000万の取り崩しを計上していますね。年度末には今度これが35億円になってしまうという形ですね。地方債のほうは今のところ全然減らずにちょっとふえてしまった状況ですが、平成29年末では55億円あって、30年末は一応取り崩したといっても42億円、31年度末には35億円と、確実に減っていくという状況であるんですが、新潟県、それから新潟市の状況を見ると、基金がなくても危ないという流れがあるんですが、状況としてはどのように見られるのか、見通し、それから課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 見通しでございますが、歳入の今後の見込みでは、人口減少によります市税収入の減、それから地方交付税は合併算定がえの終了によります減額が見込まれております。歳出としては、大型プロジェクト道の駅、統合園、図書館、それから施設の老朽化に伴う修繕などの財政需要が見込まれております。そのため今後の見通しとしては、財政調整基金を活用した財政運営が見込まれますので、基金残高の減少は避けられないものと考えております。これら詳細につきましては、現在第3次総合計画を策定中でありますので、その中の財政計画の中で内容を詰めていきたいと思っております。課題につきましては、今ほど申し上げました新たな財政需要に対応しつつ、将来負担を考慮して縮減される歳入に見合った歳出構造への転換を図りながら、財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） きょうじっくりと討論したという形の中で、かなり前向きではあったんですが、条例の関係でね、使用料の関係で指摘をしながら反対しました。あと全体の中では、またいろいろという言い方おかしいですか、大型開発問題も含まれているという形の中で、高齢者の問題もあつたりということでもって、もうちょっと弱者切り捨てじゃなくて、市民全体に目線がいくような形での財政運営を望みながら、今予算には賛成できないということでもって反対します。

○委員長（宮澤一照） これより起立による採決をいたします。

議案第2号 平成31年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（宮澤一照） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第2号のうち当委員会所管事項については、原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成31年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第7号 平成31年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） ただいま議題となりました議案第7号 平成31年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。予算書特122、123ページをごらんください。1款財産収入617万2000円のうち616万6000円が土地貸付料で、貸し付け件数は26の相手方に対して34件を見込んでおり、歳入予算総額は687万3000円になっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。特124、125ページをごらんください。1款1項1目一般管理事業は、管理委員7名の報酬が主なもので、160万3000円を計上しました。

2目財産管理費では、笹ヶ峰地区を中心とした財産区有地の維持管理や景観向上のための草刈り等の管理委託料が主なもので、204万7000円を計上しております。

2款1項1目地区環境整備費では、杉野沢区民の福祉の充実を図るために行う地区環境整備事業に対し、負担金を前年度と同額の300万円計上したものであり、歳出予算総額は687万3000円となっております。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第7号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1点、歳出1款1項1目の財政調整基金積立金20万なんですけど、この積み立ては現在どのくらい積まれているのか、そしてこれを活用されたことはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 本年度末では見込み額としまして601万1000円の積み立てを見込んでおります。近年特に使用はしておりません。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 平成31年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」

提出を要請する陳情書

○委員長（宮澤一照） 引き続き全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第2号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書であります。

陳情第2号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思っております。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 本請願の件ですけれども、私は内容の全てに賛成しかねますので、反対でございます。

会計年度任用の制度につきましては、一般職に携わる非正規の職員の勤務実態でありますとか、さまざまな処遇の面から今まさに課題となっている同一労働同一賃金を推進する上で最も重要な施策と捉えております。現状認識としましては、昨年に改正法が成立しまして、国が示すガイドラインに基づいて今後は自治体が整備を行っていくべきという段階に来ていて、これはまさに進めるべき施策であるという認識でございます。妙高市においても、来年のですね、4月1日までに整備完了させなければならないという状況で、もう既にそういった本格的な準備に取りかかるという状況でございます。この意見の中にですね、要望の中にさらなる地方自治法の改正とあるのですが、具体的に判断しづらい要因が含まれていると私は感じますので、推進という立場で財源の確保であるとか、適切な助言等の支援はやっていただきたいという思いはあるものの、総合的に考えて承認すべきではないという立場から反対でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私もこの陳情には反対です。

臨時、非常勤職員の賃金、労働条件の改善は必要であると思っておりますが、非正規労働者の格差是正を求める同一労働同一賃金に関する法整備の動向には理解できないことから、反対です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 法整備を進めるという形のもの、やっぱり同一労働同一賃金という形を見たときに、やっぱり臨時、非常勤、大変処遇がよくないという、こういう中で今ここに求めて、法ができればできた時点の中でということなんです、こういう中でもってやっぱりこういう人たちを救う手だてが必要じゃないのかという、こういう観点からやっぱりその都度していくと。任用職員の処遇、非常勤職員の処遇、そういうことを保障するという観点の中から、その都度対応していかなきゃいけないよということだと思います。その前に法がきちんとできるということも必要なことだというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 反対ですか、賛成ですか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 賛成です。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この件につきましては、来年の4月施行なんで、多分9月の議会で条例制定という話になっていくと思うんですが、非常にこの制度自身はパート、それから非正規なり、非常勤の方がこういった中に多くな

ったという事情もあって、これが求められてきているんだと思いますが、この制度自身はやっていくのは非常にいいことだと思うんですけど、一応任期は1年という形の中で流れていくものだと思っています。その中で、この要望の中に4つありますが、4つ目の件について、ちょっと私も理解しがたいものを感じますので、反対させていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も反対という立場であります。

実は、今日までいろんな歴史の中で同一労働同一賃金というのを当初から目指してきた一人であります。それが実現するというのが見えているわけでありまして、これに向けてさらにですね、いろんな整備をしながらその同一労働同一賃金がきちっとセーフティーネットになればというふうに思っていますので、反対とさせていただきます。

○委員長（宮澤一照） これより起立により採決いたします。

陳情第2号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（宮澤一照） 着席願います。

賛成委員少数であります。

よって、陳情第2号は採択しないこととされました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（宮澤一照） 引き続き、閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

初めに、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことに決定されました。

次に、管内調査についてお諮りします。閉会中において、委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、（1）管内調査の申し出については、お手元に配付の資料のとおり申し出ることにより決定されました。

あわせて管内調査の日程についてお諮りいたします。管内調査については、4月24日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は4月24日に実施することに決定されました。

なお、細部については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

○委員長（宮澤一照） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

また、本日予定しておりました日程が全て終了いたしましたので、これをもちまして総務文教委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 5時53分